

# 宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

## 要求水準書

令和8年5月

宇城市



## 内容

<b>第1章 総則</b> .....	1
1. 1 業務目的 .....	1
1. 2 要求水準書の位置付け .....	1
1. 3 事業期間 .....	1
1. 4 事業範囲 .....	1
1. 5 業務履行 .....	2
1. 5. 1 基本事項 .....	2
1. 5. 2 業務等の違反の措置 .....	2
1. 5. 3 業務管理 .....	2
1. 5. 4 対象施設 .....	3
1. 5. 5 実施体制 .....	3
1. 5. 6 危機管理対応 .....	3
1. 5. 7 責任負担等 .....	3
<b>第2章 事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務</b> .....	4
2. 1 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務 .....	4
2. 1. 1 運転管理業務 .....	4
2. 1. 2 保守管理業務 .....	4
2. 1. 3 修繕及び環境整備業務 .....	4
2. 1. 4 その他業務 .....	4
2. 2 下水道施設の維持管理業務 .....	4
2. 2. 1 運転管理業務 .....	4
2. 2. 2 保守管理業務 .....	4
2. 2. 3 修繕及び環境整備業務 .....	5
2. 2. 4 その他業務 .....	5
2. 2. 5 アドバイザリー業務 .....	5
2. 3 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザリー業務） .....	5
2. 4 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務 .....	5
2. 4. 1 運転管理業務 .....	5
2. 4. 2 保守管理業務 .....	5
2. 4. 3 修繕及び環境整備業務 .....	5
2. 5 料金徴収・窓口関係業務 .....	5
2. 5. 1 窓口・受付業務 .....	6
2. 5. 2 検針業務 .....	6
2. 5. 3 調定・更正業務 .....	6
2. 5. 4 会計・収納業務 .....	7
2. 5. 5 開栓・閉栓業務 .....	7

2. 5. 6	滞納整理業務（受益者負担金含む）	7
2. 5. 7	給水停止業務	7
2. 5. 8	電子計算処理業務	7
2. 5. 9	量水器（メーター）管理業務	8
2. 5. 10	給水装置工事業務	8
2. 5. 11	排水設備工事業務	8
2. 6	施設更新計画策定及び実施設計等業務	8
2. 6. 1	施設更新計画作成に関する業務（水道・下水道）	8
2. 6. 2	改築実施設計業務	8
2. 6. 3	計画策定支援業務	8
2. 7	改築工事業務	9
2. 7. 1	改築計画業務	9
2. 7. 2	改築工事業務	9
2. 7. 3	その他業務	9
<b>第3章</b>	<b>水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務に関する要求水準</b>	<b>10</b>
3. 1	基本的事項	10
3. 1. 1	目的	10
3. 1. 2	業務対象施設	10
3. 1. 3	維持管理の業務内容	10
3. 1. 4	情報の整理及び保存と業務への活用	11
3. 1. 5	維持管理体制	11
3. 2	維持管理基準	11
3. 2. 1	水量基準	11
3. 2. 2	水質基準	12
3. 3	維持管理計画の作成及び報告	12
3. 3. 1	維持管理計画書の作成	12
3. 3. 2	維持管理結果の報告	13
3. 4	維持管理の業務内容	13
3. 4. 1	運転管理業務	13
3. 4. 2	保守管理業務	14
3. 4. 3	修繕及び環境整備業務	15
3. 4. 4	その他業務	15
<b>第4章</b>	<b>下水道施設の維持管理業務に関する要求水準</b>	<b>16</b>
4. 1	基本的事項	16
4. 1. 1	目的	16
4. 1. 2	業務対象施設	16
4. 1. 3	維持管理の業務内容	16

4. 1. 4	情報の整理及び保存と業務への活用	17
4. 1. 5	維持管理体制	17
4. 2	維持管理基準	17
4. 2. 1	流入基準	17
4. 2. 2	放流水質基準	18
4. 2. 3	汚泥及び廃棄物の適正処理基準	18
4. 3	維持管理計画の作成及び報告	19
4. 3. 1	維持管理計画書の作成	19
4. 3. 2	維持管理結果の報告	19
4. 4	維持管理の業務内容	19
4. 4. 1	運転管理業務	19
4. 4. 2	保守管理業務	21
4. 4. 3	修繕及び環境整備業務	21
4. 4. 4	その他業務	22
4. 5	アドバイザー業務	22
4. 5. 1	モニタリング計画	22
4. 5. 2	現地確認	22
4. 5. 3	書類・データレビュー	22
4. 5. 4	KPI管理	22
4. 5. 5	評価・助言	22
4. 5. 6	会議対応	23
4. 5. 7	緊急時対応	23
<b>第5章 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザー業務）に関する要求水準</b>		<b>24</b>
5. 1	基本的事項	24
5. 1. 1	目的	24
5. 1. 2	業務対象施設	24
5. 1. 3	維持管理の業務内容	24
5. 1. 4	情報の整理及び保存と業務への活用	24
5. 2	維持管理基準	24
5. 2. 1	流入基準	24
5. 2. 2	放流水質基準	25
5. 2. 3	汚泥及び廃棄物の適正処理基準	26
5. 3	アドバイザー業務	26
5. 3. 1	モニタリング計画	26
5. 3. 2	現地確認	26
5. 3. 3	書類・データレビュー	26

5. 3. 4	K P I 管理	2 6
5. 3. 5	評価・助言	2 6
5. 3. 6	会議対応	2 7
5. 3. 7	緊急時対応	2 7
5. 3. 8	修繕	2 7
<b>第 6 章 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務に関する要求水準</b> 2 8		
6. 1	基本的事項	2 8
6. 1. 1	目的	2 8
6. 1. 2	業務対象施設	2 8
6. 1. 3	維持管理の業務内容	2 8
6. 1. 4	情報の整理及び保存と業務への活用	2 8
6. 1. 5	維持管理体制	2 9
6. 2	維持管理基準	2 9
6. 2. 1	運転管理基準	2 9
6. 2. 2	緊急時対応基準	2 9
6. 3	維持管理計画の作成及び報告	2 9
6. 3. 1	維持管理計画書の作成	2 9
6. 3. 2	維持管理結果の報告	3 0
6. 4	維持管理の業務内容	3 0
6. 4. 1	運転管理業務	3 0
6. 4. 2	保守管理業務	3 1
6. 4. 3	修繕及び環境整備業務	3 1
<b>第 7 章 料金徴収・窓口関係業務に関する要求水準</b> 3 2		
7. 1	基本的事項	3 2
7. 1. 1	基本的考え方	3 2
7. 1. 2	窓口営業時間	3 2
7. 1. 3	料金システム及び会計システム	3 2
7. 1. 4	料金徴収・窓口関係業務の日程	3 2
7. 1. 5	料金徴収・窓口関係業務の予定件数	3 2
7. 1. 6	業務従事者の遵守事項	3 2
7. 2	業務委託の水準	3 3
7. 2. 1	収納率等の目標値	3 3
7. 2. 2	収納管理	3 3
7. 2. 3	量水器（メーター）管理	3 3
7. 2. 4	内部事務フローの変更対応	3 3
7. 2. 5	給水装置工事業務	3 4
7. 2. 6	指定給水装置工事業業者業務	3 4

7. 2. 7	排水設備工事業務	3 4
7. 2. 8	排水設備指定工事店業務	3 5
<b>第 8 章</b>	<b>施設更新計画策定及び実施設計等業務に関する要求水準</b>	<b>3 6</b>
8. 1	基本的事項	3 6
8. 1. 1	目的	3 6
8. 1. 2	業務内容	3 6
8. 1. 3	業務実施体制	3 6
8. 2	施設更新計画作成に関する業務（水道・下水道）	3 6
8. 2. 1	水道施設更新計画作成業務	3 6
8. 2. 2	下水道ストックマネジメント計画策定業務	3 7
8. 3	改築実施設計業務	3 9
8. 3. 1	改築実施設計数量	3 9
8. 3. 2	工事計画書の作成	3 9
8. 3. 3	設計業務内容	3 9
8. 3. 4	積算	4 0
8. 3. 5	設計に関する図書の提出	4 0
8. 4	計画策定支援業務	4 0
<b>第 9 章</b>	<b>改築工事業務に関する要求水準</b>	<b>4 1</b>
9. 1	基本的事項	4 1
9. 1. 1	目的	4 1
9. 1. 2	業務範囲	4 1
9. 1. 3	業務内容	4 1
9. 1. 4	業務実施体制	4 1
9. 2	改築費用に関する基本的事項	4 2
9. 3	改築実施基準	4 2
9. 3. 1	改築対象設備の処理能力	4 2
9. 3. 2	改築対象設備の性能、品質、規格等	4 2
9. 4	改築計画業務	4 3
9. 4. 1	施設改築計画に係る提案	4 3
9. 5	改築工事業務	4 3
9. 5. 1	施工計画の策定	4 3
9. 5. 2	工事の実施	4 4
9. 6	その他業務	4 6
9. 6. 1	交付金の申請への協力	4 6
9. 6. 2	会計検査への協力	4 6
9. 6. 3	既存施設の解体撤去に関する事項	4 6
<b>第 1 0 章</b>	<b>移行期間の要求水準</b>	<b>4 7</b>

1 0. 1	基本的事項	4 7
1 0. 2	基本実施計画の策定	4 7
1 0. 2. 1	委託者及び受託者の役割	4 7
1 0. 2. 2	基本実施計画	4 7
1 0. 3	実施内容	4 7
1 0. 3. 1	本件施設の運転スキル等の習得	4 7
1 0. 3. 2	本業務の実施に関する整備等	4 8
1 0. 4	実施体制（委託者及び受託者の体制）	4 8
1 0. 4. 1	委託者の体制	4 8
1 0. 4. 2	受託者の体制	4 8
1 0. 4. 3	移行期間の延長等	4 8
1 0. 4. 4	その他	4 9
<b>第 1 1 章</b>	<b>業務報告書類に関する事項</b>	<b>5 0</b>
1 1. 1	業務日報	5 0
1 1. 2	月次業務報告書	5 0
1 1. 3	年次業務報告書	5 0
1 1. 4	業務報告書の改善等	5 0
1 1. 5	報告書の構成等	5 0
<b>第 1 2 章</b>	<b>モニタリング及び要求水準の未達時等の措置</b>	<b>5 1</b>
1 2. 1	基本的事項	5 1
1 2. 1. 1	モニタリングの方法	5 1
1 2. 2	業務実施状況の確認	5 1
1 2. 2. 1	月間業務実施状況の確認	5 1
1 2. 2. 2	年間の業務実施状況の確認	5 2
1 2. 3	要求水準の未達時の措置	5 3
1 2. 3. 1	改善計画書及び改善状況報告書の提出	5 3
1 2. 3. 2	委託料の支払い停止	5 4
1 2. 3. 3	委託料の減額	5 5
<b>第 1 3 章</b>	<b>危機管理に関する要求水準</b>	<b>5 6</b>
1 3. 1	基本的事項	5 6
1 3. 2	危機管理マニュアルの策定	5 6
1 3. 3	災害事故等の緊急事態への対応	5 6
1 3. 3. 1	水道施設における緊急対応	5 6
1 3. 3. 2	下水道施設における緊急対応	5 7
<b>第 1 4 章</b>	<b>契約終了時の措置</b>	<b>5 8</b>
1 4. 1	業務引継書の作成等	5 8
1 4. 2	業務引継書の内容	5 8

1 4. 3	文書の公開 .....	5 8
1 4. 4	業務引継期間 .....	5 8
1 4. 4. 1	事業期間満了に伴う業務引継 .....	5 8
1 4. 4. 2	契約解除に伴う業務引継 .....	5 9
1 4. 5	受託者が設置した設備等の譲渡 .....	5 9
1 4. 5. 1	契約解除に伴う清算方法 .....	5 9
1 4. 5. 2	契約解除に伴う業務引継 .....	5 9
<b>第 1 5 章</b>	<b>プロフィットシェア .....</b>	<b>6 0</b>

## 第1章 総則

### 1. 1 業務目的

本業務は、宇城市（以下「委託者」という。）が実施している水道施設（三角町浄水場、小川浄水場、関連水道施設及び管路施設）、簡易水道施設（郡浦地区、不知火松合地区、不知火塩浜地区、豊野西部地区、豊野上巢林地区配水施設、関連簡水施設及び管路施設）、下水道施設（松橋不知火浄水管理センター、八代北部流域関連公共下水道管路施設）、農業集落排水処理施設（浦地区、大見地区、安見地区、豊野東部地区、豊野西部地区、豊福南部地区農業集落排水処理施設及び管路施設）（以下、水道施設、簡易水道施設及び下水道施設、農業集落排水処理施設を含めて「本件施設」という。）の運転維持管理（農業集落排水処理施設については運転維持管理業務を含まず、施設の運転維持管理アドバイザー業務）及び改築更新に加え、料金徴収・窓口関係業務並びに上下水道事業に係る各種計画策定、設計、施工監理等を包括的に委託することで、受託民間事業者（SPC又はJV）（以下「受託者」という。）の創意工夫を促すとともに、経済原理に基づく経営手法を活かし、より効率的な事業運営等が実現できるよう、委託者と受託者との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に上下水道事業を継続することを目的とする。

### 1. 2 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、本業務の実施に際し委託者と受託者の間で行われた協議により、委託者と受託者が合意した事項及び本業務の優先交渉権者の選定に際し、委託者が受託者に配布した一連の書類及び受託者が委託者に提出した提案書（以下「提案書」という。）、その他関連書類の内容を含めて定められるものである。従って、委託者及び受託者は、契約書と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

### 1. 3 事業期間

本業務の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。ただし、基本協定締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、受託者は委託者又は委託者の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、委託者又は委託者の指定する者及び受託者が、それぞれ負担するものとする。

### 1. 4 事業範囲

受託者が行う業務の範囲は、以下の業務とする。

- (1) 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務
- (2) 下水道施設の維持管理業務
- (3) 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザー業務）
- (4) 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務
- (5) 料金徴収・窓口関係業務
- (6) 施設更新計画策定及び実施設計等業務
- (7) 改築工事業務

なお、水道事業、下水道事業の管路施設、農業集落排水事業については、更新計画の策定及び実施設計を行い、その後施設更新業務を実施することとする。

令和9年度から令和18年度の水道施設更新計画については委託者が令和8年度に作成し、更新計画（原案）として本業務開始時に提供する。水道施設の改築更新業務は令和8年度議会において債務負担行為の変更をもって業務範囲に追加するものとする。令和8年度議会において債務負担行為が変更された場合、委託者は令和9年度更新計画の内容について、基本協定締結後に、優先交渉権者と協議した後、受託者と更新実施基本協定を締結する。

委託期間2年目以降（令和10年度～令和18年度）の水道施設更新計画については、原案を精査し受託者が委託者と協議し策定する。

各業務の更新スケジュールは表1-1を予定している。

表1-1 更新スケジュール

事業項目	更新計画策定	実施設計	改築工事
水道	令和9年度～10年度	令和10年度～	令和10年度～
下水道（管路施設）	令和14年度	令和15年度～16年度	令和19年度～
農業集落排水事業	未定	未定	未定

## 1.5 業務履行

### 1.5.1 基本事項

- (1) 本要求水準書は、本業務を実施する上で、受託者が満たすべき最低限の要件であり、業務実施の具体的内容・手法等は受託者の創意工夫による提案をもとに、委託者及び受託者の合意によって決定するものとする。
- (2) 受託者は、水道使用者及び下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設を適切に運転維持管理するほか、各種計画策定、設計、施工管理等を行うものとする。

### 1.5.2 業務等の違反の措置

要求水準書に関し、委託者又は受託者がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、本要求水準書及び契約書によるものとする。

### 1.5.3 業務管理

- (1) 受託者は、本件施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、運転及び維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つ技術力を活かし、地元企業と連携した様々な取組や創意工夫を行って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。
- (2) 受託者は、日常的な教育訓練を行い、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところ

るにより、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡するものとする。

(3) 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務を円滑に遂行するものとする。

#### 1. 5. 4 対象施設

本事業の対象施設及び対象設備は、本要求水準の各章に記載のとおりである。

#### 1. 5. 5 実施体制

受託者は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすため、適正かつ確実に本業務を遂行できる体制を確保するものとする。

(1) 本業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法を明らかにするとともに、地元企業と連携した確実かつ機能的な実施体制を構築するものとする。

(2) 受託者は、受託者の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者を置くものとし、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。

(3) 受託者は、運転維持管理業務の実施に際して、契約書及び本要求水準書に定める本業務の履行に必要な有資格者を配置するとともに、本業務に必要な各種マニュアルを策定するものとする。

(4) 受託者は、教育・研修等により、従事者の知識及び技術の向上を図る。なお、教育・研修等の内容は受託者の提案によるものとする。

#### 1. 5. 6 危機管理対応

(1) 受託者は、天災又は本件施設（農業集落排水処理施設を除く）機能に重大な支障が生じた場合など、緊急事態が発生した場合に備えて、地元企業と連携した緊急連絡体制を整備するとともに、従業員を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておくものとする。

(2) 緊急事態が発生した場合、受託者は、必要な初期対応を行うとともに、速やかに委託者に連絡しなければならない。

(3) 緊急事態の初期対応の考え方及び危機管理マニュアルの整備については、委託者と受託者の協議の上、詳細な危機対応を定めるとともに、委託者に提出するものとする。

#### 1. 5. 7 責任負担等

本業務における基本的なリスク、責任負担、経費負担、その他の負担については、本事業契約書及び本要求水準書を基本とする。

## 第2章 事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務

事業期間を通じて委託者が受託者に委託する業務は、以下のとおりとする。

### 2. 1 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務

水道施設及び簡易水道施設を適切かつ効率的に維持管理し、年間を通じて安全な水道水を安定的に供給し、市民の健康と生活の質を高めること。

#### 2. 1. 1 運転管理業務

- (1) 監視、運転操作、制御及び日常点検
- (2) 水質・水量・水圧等の監視及び制御
- (3) 水質管理
- (4) エネルギー管理及びユーティリティ管理
- (5) 排水及び浄水発生土の適正処理

#### 2. 1. 2 保守管理業務

- (1) 各施設の保守管理
- (2) 管路施設維持管理

#### 2. 1. 3 修繕及び環境整備業務

- (1) 計画及び緊急修繕
- (2) 施設内の清掃、除草及び環境美化

#### 2. 1. 4 その他業務

- (1) 施設見学対応の実施

### 2. 2 下水道施設の維持管理業務

公共下水道施設及び八代北部流域関連公共下水道管路施設を適切かつ効率的に維持管理し、生活環境の保全と公共用水域の水質保全に貢献すること。

#### 2. 2. 1 運転管理業務

- (1) 監視、運転操作、制御及び日常点検
- (2) 水質・水量の監視及び制御
- (3) 水質管理
- (4) エネルギー管理及びユーティリティ管理
- (5) 汚泥及び廃棄物の適正処理

#### 2. 2. 2 保守管理業務

- (1) 各施設の保守管理
- (2) 管路施設維持管理

- (3) 下水道マンホールポンプの維持管理（八代北部流域関連公共下水道区域は除く）

### 2. 2. 3 修繕及び環境整備業務

- (1) 計画及び緊急修繕
- (2) 施設内の清掃、除草及び環境美化

### 2. 2. 4 その他業務

- (1) 施設見学対応の実施

### 2. 2. 5 アドバイザリー業務

八代北部流域関連公共下水道区域のマンホールポンプの維持管理については、委託者が外部委託する「小川町マンホールポンプ場維持管理業務委託」の受託者に対して、第三者的立場から監視・評価を行うこと。

### 2. 3 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザリー業務）

委託者が外部委託する「農業集落排水処理施設維持管理業務」の受託者に対して、第三者的立場から監視・評価を行うこと。

### 2. 4 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務

降雨時及び平常時においてポンプ場を適切に運転し、浸水被害を防止するとともに、施設の機能を維持管理すること。

#### 2. 4. 1 運転管理業務

- (1) 監視、運転操作及び制御
- (2) 緊急時対応
- (3) ユーティリティ管理

#### 2. 4. 2 保守管理業務

- (1) 各施設の保守管理

#### 2. 4. 3 修繕及び環境整備業務

- (1) 計画及び緊急修繕
- (2) 施設内及び仮設ポンプ周辺の清掃、除草及び環境美化

### 2. 5 料金徴収・窓口関係業務

上下水道料金等の徴収に関する業務及び窓口業務を適正かつ円滑に行い、お客さまサービスの向上と事業経営の安定化に貢献すること。

### 2. 5. 1 窓口・受付業務

- (1) 料金等（上下水道料金、受益者負担金等）の収納業務
- (2) 各種資料の作成（別紙5参照）
- (3) 水道使用異動届（開始、使用者及び所有者変更、中止、廃止等）受付業務
- (4) 下水道異動届（開始・休止・再開・廃止届、名義変更届等）受付業務
- (5) 納入通知書及び納入証明書発行業務
- (6) 使用者郵送先等変更業務（別紙5参照）
- (7) 給水管の漏水の相談受付及び上下水道料金減免申請業務
- (8) 新規、口径変更等の給水装置関係受付業務
- (9) 公共（汚水）柵設置申請、排水設備等確認申請書等の受付業務
- (10) 新規、口径変更等の給水装置データ及び下水道データの入力、変更業務
- (11) 使用者からの苦情、問い合わせ等の対応
- (12) 上下水道管の管径、管種、土被等の台帳記載情報への問い合わせへの回答
- (13) その他、受付業務に関する付帯業務

### 2. 5. 2 検針業務

- (1) 検針員の指導及び監督
- (2) 検針事前準備（データ作成、ハンディ機器の準備等）
- (3) 新設分の調査及び検針順路の決定
- (4) 各戸検針作業（下水道料金算定に係る井戸メーターを含む）
- (5) 使用者変更に伴う検針業務
- (6) 検針データ入力処理
- (7) 「水道使用水量・料金のお知らせ」の出力及び配布
- (8) 検針時の検定満期メーター、メーターの不感度及びガラスの破損等の報告
- (9) 検針再調査（使用実績が著しく変動した場合の原因調査）及び再入力
- (10) 漏水等の調査及び使用者へのお知らせ
- (11) 異常水量の調査及び使用者へのお知らせ
- (12) 使用水量の認定
- (13) 条例違反の発見及び報告
- (14) 無届使用者、滞納者等の調査
- (15) 検針等に係る苦情処理等の対応
- (16) その他、検針業務に関する付帯業務

### 2. 5. 3 調定・更正業務

- (1) 毎月、調定に関する資料報告
- (2) 還付の原因が生じたときの事由（重複払い等）報告、調定更正処理
- (3) 調定更正の必要が生じたものの事由（誤検針及び漏水等）報告、漏水による減免の該当者への文書通達及び調定更正処理
- (4) 減免申請に伴う調定更正

- (5) 毎月、納入通知書の作成・発送
- (6) 毎月、金融機関への口座振替データの依頼及び口座振替のお知らせの作成・発送
- (7) 不納欠損に係る資料の作成
- (8) その他、調定及び更正業務に関する付帯業務

#### 2. 5. 4 会計・収納業務

- (1) 会計・収納消込
- (2) 各種納入通知書作成と発送処理
- (3) 宛先不明分の納入通知等の調査及び発送
- (4) コンビニエンスストア収納処理及び集計表の作成
- (5) 過誤納金の充当還付処理
- (6) 口座振替処理（金融機関とのデータ交換を含む）
- (7) 調定収入関係書類の作成（金融機関からのデータ受け取りを含む）
- (8) 口座振替推進
- (9) その他、収納業務に関する付帯業務

#### 2. 5. 5 開栓・閉栓業務

- (1) 開始・中止届による開栓、閉栓業務
- (2) 開始届に伴うメーター取付業務
- (3) その他、開栓及び閉栓業務に関する付帯業務

#### 2. 5. 6 滞納整理業務（受益者負担金含む）

- (1) 滞納整理の交渉等の記録及び管理
- (2) 督促状及び催告状等の発送
- (3) 収納状況の確認
- (4) 未納者の転出及び転居先の追跡調査、送付先変更入力
- (5) 未納者の支払い督促制度並びに破産に伴う配当要求に係る資料の作成
- (6) その他、滞納整理業務に関する付帯業務

#### 2. 5. 7 給水停止業務

- (1) 給水停止予告書の作成及び発送
- (2) 給水停止執行
- (3) 給水停止解除
- (4) 給水停止報告書の作成及び委託者への報告
- (5) その他、給水停止業務に関する付帯業務

#### 2. 5. 8 電子計算処理業務

- (1) データの管理（保管、セキュリティ管理及び危機管理を含む）
- (2) 各受付情報等のデータの入力

- (3) 上下水道料金等の計算
- (4) 各種帳票の出力
- (5) その他、電子計算処理業務に関する付帯業務

#### **2. 5. 9 量水器（メーター）管理業務**

- (1) 検定満期メーター管理帳票の作成・提出
- (2) 年間取替計画の作成
- (3) メーター取替通知書の作成
- (4) 交換用メーターの保管及び引き渡し等の在庫管理
- (5) 取外メーターの引取り、保管及び指針確認
- (6) メーター交換工事の実施又は手配
- (7) メーター交換情報の登録

#### **2. 5. 10 給水装置工事業務**

- (1) 給水装置工事申請等の受付
- (2) 指定給水装置工事事業者の登録、交付、更新に係る対応
- (3) 給水装置設計審査、検査及び加入金等の清算の補助

#### **2. 5. 11 排水設備工事業務**

- (1) 排水設備工事申請等の受付
- (2) 指定排水設備工事事業者の登録、交付、更新に係る対応
- (3) 排水設備設計審査、検査及び加入金等の清算の補助

### **2. 6 施設更新計画策定及び実施設計等業務**

将来にわたり安定的で持続可能な上下水道事業を継続するため、施設の老朽化や耐震性を考慮しつつ計画的・効率的な更新を行うための施設更新計画を策定・改定すること。

#### **2. 6. 1 施設更新計画作成に関する業務（水道・下水道）**

- (1) 水道施設更新計画作成業務
- (2) 下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務

#### **2. 6. 2 改築実施設計業務**

- (1) 水道施設及び下水道施設改築実施設計業務

#### **2. 6. 3 計画策定支援業務**

- (1) 次期の水道ビジョン（フォローアップ版を含む。）の策定支援
- (2) アセットマネジメントの進捗状況のフォローアップ
- (3) 上下水道事業BCPの策定

## 2. 7 改築工事業務

将来にわたり安定的で持続可能な上下水道事業を継続するため、施設の改築・更新に必要な工事・施工監理等を行うこと。

### 2. 7. 1 改築計画業務

- (1) 保守点検記録及び健全度診断結果に基づく水道施設更新計画及び下水道ストックマネジメント計画への提案

### 2. 7. 2 改築工事業務

- (1) 施工計画
- (2) 積算
- (3) 竣工図書の作成及び成果品の提出

### 2. 7. 3 その他業務

- (1) 交付金申請及び会計検査等への協力
- (2) 既存施設の解体撤去及び廃棄物の適正処理
- (3) 工事实績データの登録

### 第3章 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務に関する要求水準

#### 3. 1 基本的事項

##### 3. 1. 1 目的

本章は、水道施設及び簡易水道施設の適切な維持管理により、事業期間を通じて本要求水準書が定める水質、水量等の基準を満たすとともに、施設の健全な状態を維持することを目的とする。受託者は、施設の仕組みや構造・機能を理解した上で、自らの知見と創意工夫を十分に活かし、常に効率的・効果的な維持管理を目指すものとする。業務の履行にあつては、水道法及びその他関係法令等を遵守すること。

##### 3. 1. 2 業務対象施設

本章における業務対象施設（詳細は別紙6参照）は、表3-1のとおりとする。

表3-1 業務施設概要

区分	施設名
水道施設	三角町浄水場
	小川浄水場
	各水源
	各配水ポンプ施設
	各配水池施設
	管路施設
	その他関連施設
簡易水道施設	郡浦地区配水施設
	不知火松合地区配水施設
	不知火塩浜地区配水施設
	豊野西部地区配水施設
	豊野上巢林地区配水施設及び関連簡水施設
	管路施設

##### 3. 1. 3 維持管理の業務内容

本章で要求する維持管理の業務内容は、以下のとおりとする。

###### (1) 運転管理業務

- ア 監視、運転操作、制御及び日常点検
- イ 水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ウ 水質試験及び水質管理
- エ エネルギー管理及びユーティリティ管理
- オ 排水及び浄水発生土の適正処理

###### (2) 保守管理業務

- ア 業務対象施設の保守点検
- (3) 修繕及び環境整備業務
  - ア 業務対象施設の計画修繕
  - イ 業務対象施設の緊急修繕
  - ウ 業務対象施設の環境整備
- (4) その他業務
  - ア 見学者対応

### 3. 1. 4 情報の整理及び保存と業務への活用

受託者は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を、委託者が保有する情報管理システムに電子データで整理及び保存し、業務に活用すること。なお、登録情報については、委託者の要請に応じて速やかに提出または開示できるようにすること。整理及び保存すべき情報の例を表3-2に示す。

表3-2 情報整理例

情報区分	主な情報項目
基本情報	施設・機器名称、仕様、設置年度、取得価格、管理区分等
運転管理	稼働時間、運転状況、故障・事故履歴、水量・水質データ等
保守点検	点検履歴（実施時期、内容、結果）、健全度評価結果等
修繕	修繕履歴（実施時期、内容、金額）、更新履歴等

### 3. 1. 5 維持管理体制

- (1) 受託者は、本業務を安全かつ円滑に遂行するため、必要な知識、経験及び資格を有する人員を確保し、適切な指揮命令系統を有する実施体制を構築すること。
- (2) 三角町浄水場等の主要施設については常時監視制御及び巡回監視を、その他の施設については常時遠隔監視制御及び巡回監視を行う体制を確保すること。
- (3) 業務の従事にあたっては、以下の資格を有する者を配置し、関係法令等で定められた業務は当該有資格者に行わせること。
  - ア 水道技術管理者
  - イ 水道（浄水）施設管理技士（2級以上）
  - ウ 危険物取扱者（乙種第4類）
  - エ 第三種電気主任技術者
  - オ その他、業務履行上必要とする法令で定められた資格者

## 3. 2 維持管理基準

### 3. 2. 1 水量基準

- (1) 取水量・受水量：関係法令等を遵守し、水需要予測に基づき、安定的かつ効率的に取水・受水を行うこと。

- (2) 浄水量・送水量：安定した水量と水圧を確保できるよう、各浄水場の浄水量を適切に管理し、配水池の水位等を考慮して効率的な送水を行うこと。
- (3) 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量は表3-3、別紙3に示す実績値を基準とすること。

表3-3 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量（令和8年4月1日時点）

配水池名	場 所	責任水量 (m <sup>3</sup> /日)	変更受水量 (m <sup>3</sup> /日)
浦川内配水池	宇城市松橋町浦川内 地内	5, 9 5 0	7, 5 0 0
小川第3配水池	宇城市小川町中小野内 地内	3, 6 5 0	2, 3 5 0
豊野西部配水池	宇城市豊野町下郷 地内	5 0 0	2 5 0
	受水量合計	1 0, 1 0 0	1 0, 1 0 0

### 3. 2. 2 水質基準

- (1) 水道法に定める水質基準を遵守すること。
- (2) 前項に加え、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、委託者と受託者で協議の上別途定めた管理目標値を遵守すること。
- (3) 原水の濁度変動時など、水質変化が予測される場合には、ジャーテストを実施し、薬品注入率の最適化を図ること。
- (4) 別紙3に示す過去3年間の水質検査結果を基に管理目標値を設定すること。

### 3. 3 維持管理計画の作成及び報告

#### 3. 3. 1 維持管理計画書の作成

受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、中期（5年）・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも表3-4の内容を記載すること。

表3-4 維持管理計画書案

計画書	主な記載内容
中期（5年）計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針</li> <li>・ リスク管理方針</li> <li>・ 施設ごとの保守点検項目・周期</li> <li>・ 中期的な修繕計画（内容・概算費用）</li> </ul>

年間計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等）</li> <li>・ 年間水質管理計画（管理目標値、試験項目・頻度等）</li> <li>・ 年間エネルギー管理計画</li> <li>・ 施設ごとの年間保守点検・修繕予定（内容・時期）</li> <li>・ 場内環境整備計画（除草・清掃）</li> </ul>
月間計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該月における具体的な運転・水質管理の内容</li> <li>・ 採水・分析予定日</li> <li>・ 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日</li> </ul>

### 3. 3. 2 維持管理結果の報告

受託者は、各維持管理計画書に基づき実施した業務の結果を取りまとめ、年次・月次・日次の各維持管理報告書を作成し、委託者に提出すること。故障又は事故等が発生した場合には、その都度、速やかに故障事故報告書を提出すること。

### 3. 4 維持管理の業務内容

#### 3. 4. 1 運転管理業務

##### (1) 監視、運転操作、制御及び日常点検

###### ア 監視・操作

中央監視室及び現場において、業務対象施設の運転状況を 24 時間体制で監視し、水需要の変動等に応じて、ポンプの運転やバルブの開閉等の操作・制御を適切に行うこと。

###### イ 日常点検

各施設を定期的に巡視し、計器類の確認、異音・異臭・漏水等の有無の確認を行い、異常の早期発見に努め、その結果を記録すること。

##### (2) 水質・水量・水圧等の監視及び制御

###### ア 常時監視

水源から浄水、送配水に至る各段階で水質、水量、水圧等を常時監視・制御し、設定された管理目標値を維持すること。

###### イ 異常時対応

水質異常が疑われる場合には、直ちに委託者へ報告し、原因究明と水質確保のための適切な措置（取水停止、系統切り替え等）を講じること。

##### (3) 水質試験及び水質管理

###### ア 水質管理

維持管理計画書に基づき、原水、処理工程水、浄水等の水質試験（残留塩素、pH、濁度等）を適正に実施し、その結果を運転管理に反映させること。

###### イ 薬品注入率最適化

原水水質の変動に応じてジャーテストを的確に実施し、薬品（PAC、次亜塩素酸ナトリウム等）の注入率を最適化すること。

#### ウ 水質検査計画（案）の策定

関係法令及びガイドライン等に基づき、水質検査計画（案）を毎事業年度策定し、委託者に提出して承諾を得ること。

#### エ 水質検査の実施

策定した水質検査計画及び維持管理計画書に基づき、水道施設の定期的な水質検査を適正に実施すること。また、水質異常が疑われる場合や災害発生時、または委託者の指示があった場合には、速やかに臨時の水質検査を実施すること。

### (4) エネルギー管理及びユーティリティ管理

#### ア 省エネルギー

施設のエネルギー使用量を把握し、ポンプの効率的な運転等を通じて、省エネルギーの推進に努め、その実績を委託者に報告すること。

#### イ ユーティリティ管理

水道施設の運転管理を行うために必要となる電力、薬品類、燃料、通信費及び消耗品等の調達管理を行うこと。特に薬品等の調達にあたっては、残量、保管日数、保管湿度などを考慮し、適切な品質が確保できるよう調達スケジュールの管理を行うこと。

なお、費用については受託者の負担により実施するが、原水水質の大きな変動や災害時対応などで使用量が著しく増加した場合は、別途協議とする。また、電力、薬品類、燃料、通信及び消耗品等の調達先選定にあたっては、地域経済の振興や緊急時調達の確実性なども考慮すること。

### (5) 廃棄物の適正処理

#### ア 適正処理

浄水処理工程から発生する廃棄物について、関係法令を遵守し、適正に処理・処分すること。

## 3. 4. 2 保守管理業務

施設の機能低下や故障を未然に防止するため、維持管理計画書に基づき、以下の保守点検を適正に実施し、その結果を記録・保管すること。

#### (1) 日常点検

巡回等による施設の目視点検、作動状況の確認。

#### (2) 定期点検

施設の損傷、腐食、摩耗状況等を確認するため、定期的実施する詳細な点検。必要に応じて機器の分解点検や消耗品の交換等を行う。

#### (3) 法定点検

消防法、電気事業法等の関係法令等に定められた点検及び検査を確実に実施すること。

#### (4) 緊急点検

施設の異常・故障発生時や、地震・豪雨等の災害発生直後に、施設の健全性を確認するために実施する点検。

#### (5) 計画的な点検・調査

受託者の提案及び委託者と受託者の協議において双方合意のもと決定した維持管理計画

書に基づき、管路施設（導水管、送水管、配水管等）の漏水調査や巡視点検を計画的に実施すること。

#### (6) 管路施設維持管理

維持管理計画の策定後、送水管、配水管の漏水調査を実施し、その結果に基づく適切な修繕を実施することで、有収率の改善に取り組むこと。維持管理を実施した管路施設については、都度、委託者が保有する情報管理システムに情報を反映するものとする。

また、委託者が保有する情報管理システムなどをもとに、効率的かつ効果的な点検調査計画を作成、実施すること。

### 3. 4. 3 修繕及び環境整備業務

施設の機能低下や故障に対して、速やかかつ適切に修繕を実施するとともに、良好な施設環境を維持すること。水道施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は5,700万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）含む。）であり、1件あたりの限度額を100万円（消費税等含む。）とする。

なお、想定費用または1件あたりの限度額を超える場合は委託者と協議を行い、承認を得た上で実施する。

#### (1) 計画修繕

保守点検や健全度調査の結果に基づき、予防保全の観点から計画的に修繕を実施すること。

#### (2) 緊急修繕

保守点検や漏水調査の結果、または第三者からの通報等により管路の漏水や破損が確認された場合は、速やかに修繕を実施し、機能の回復を図ること。修繕業務の結果については、記録・保管するとともに委託者へ報告し、委託者が保有する情報管理システムへの入力も行うこと。

また、突発的に発生した故障・事故に対して、速やかに修繕を実施すること。上記以外の場合は、委託者と協議のうえ対応すること。

#### (3) 完成図書の提出

修繕工事完了後、委託者が指定する必要書類（完成図、写真等）を整理し、提出すること。

#### (4) 環境整備

業務対象施設の敷地内において、計画的な除草、清掃等を行い、周辺環境の美化に配慮すること。対象施設の建屋の清掃及び消防設備の点検を行うこと。

現状の実績としては、「週3日×52週」で実施している。

### 3. 4. 4 その他業務

#### (1) 見学者対応業務

水道施設の見学者対応について浄水施設の説明や、施設内の誘導を行うこと。

現状の実績としては、年2回程度で実施している。

## 第4章 下水道施設の維持管理業務に関する要求水準

### 4. 1 基本的事項

#### 4. 1. 1 目的

本章は、公共下水道施設、八代北部流域関連公共下水道管路施設の計画的な維持管理により、事業期間を通じて本要求水準書が定める流入・放流水質等の基準を満たすとともに、施設の健全な状態を維持することを目的とする。受託者は、施設の仕組みや構造・機能を理解した上で、自らの知見と創意工夫を十分に活かし、常に効率的・効果的な維持管理を目指すものとする。業務の履行にあつては、下水道法及びその他関係法令等を遵守すること。

また、八代北部流域関連公共下水道施設のマンホールポンプ施設においては、委託者が外部委託する「小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託」の受託者に対して、第三者的立場から監視・評価を行うことを目的とする。

#### 4. 1. 2 業務対象施設

本章における業務対象施設（詳細は別紙7参照）は、表4-1のとおりとする。

表4-1 業務対象施設

区分	施設名
公共下水道施設	松橋不知火浄水管理センター
	管路施設（マンホールポンプ含む）
八代北部流域関連公共下水道施設	管路施設（マンホールポンプ含む）

#### 4. 1. 3 維持管理の業務内容

本章で要求する維持管理の業務内容は、以下のとおりとする。

##### (1) 運転管理業務

- ア 監視、運転操作、制御及び日常点検
- イ 水質・水量等の監視及び制御
- ウ 水質試験及び水質管理
- エ エネルギー管理及びユーティリティ管理
- オ 汚泥及び廃棄物の適正処理

##### (2) 保守管理業務

- ア 業務対象施設の保守点検
- イ 下水道マンホールポンプの維持管理（一部アドバイザー業務）

##### (3) 修繕及び環境整備業務

- ア 業務対象施設の計画修繕
- イ 業務対象施設の緊急修繕
- ウ 業務対象施設の環境整備

#### 4. 1. 4 情報の整理及び保存と業務への活用

受託者は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を業務に活用すること。なお、情報については、委託者の要請に応じて速やかに提出または開示できるようにすること。整理及び保存すべき情報の例を表4-2に示す。

表4-2 情報整理例

情報区分	主な情報項目
基本情報	施設・機器名称、仕様、設置年度、取得価格、管理区分 等
運転管理	稼働時間、運転状況、故障・事故履歴、水量・水質データ 等
保守点検	点検履歴（実施時期、内容、結果）、健全度評価結果 等
修繕	修繕履歴（実施時期、内容、金額）、更新履歴 等

#### 4. 1. 5 維持管理体制

- (1) 受託者は、本業務を安全かつ円滑に遂行するため、必要な知識、経験及び資格を有する人員を確保し、適切な指揮命令系統を有する実施体制を構築すること。
- (2) 松橋不知火浄水管理センターについては常時監視制御及び巡回監視を、その他のポンプ場等については常時遠隔監視制御及び巡回監視を行う体制を確保すること。
- (3) 業務の履行に必要な資格として、下水道法に定める技術上の基準に適合する者を配置し、関係法令に定める業務については有資格者に行わせること。

### 4. 2 維持管理基準

#### 4. 2. 1 流入基準

各処理施設は、安定的な処理機能を前提として設計されているため、受託者は、以下の流入基準を超える水量の流入や水質の流入があった場合、またはそれが予測される場合には、速やかに委託者へ報告するとともに、処理機能への影響を最小化するための対応をとること。

- (1) 流入水量基準

表4-3 流入水量基準

施設区分	施設名	時間最大流入水量 ( $\text{m}^3/\text{h}$ )	日平均流入水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )
公共下水道施設	松橋不知火浄水管理センター	336	6,836

(2) 流入水質基準

表 4-4 流入水質基準

項目	公共下水道施設
全窒素 (T-N)	60 mg/L 以下
全リン (T-P)	8 mg/L 以下

※流入水質基準を設けている項目は、全窒素、全リンのみで、それ以外の水温 pH、BOD、COD、SSについての項目は、流入水質基準として管理していない。

4. 2. 2 放流水質基準

- (1) 下水道法、水質汚濁防止法及びその他関係法令に定める放流水質基準を遵守すること。
- (2) 前項に加え、公共用水域の環境保全のため、委託者が別途定める以下の管理目標値を遵守すること。

表 4-5 放流水質基準

項目	公共下水道施設管理目標値
pH	5.8~8.6
BOD	20 mg/L 以下
COD	120 mg/L 以下
SS	150 mg/L 以下
大腸菌数	800 CFU/mL 以下
全窒素 (T-N)	60 mg/L 以下
全リン (T-P)	8 mg/L 以下
透視度	50 cm以上
特定悪臭物質	悪臭防止法に定める規制基準以下

4. 2. 3 汚泥及び廃棄物の適正処理基準

- (1) 処理工程から発生する汚泥（脱水ケーキ）について、含水率等の管理目標値を設定し、安定的な性状の汚泥を生成すること。具体的な基準は下表のとおりとする。

表 4-6 汚泥等管理目標値

項目	管理目標値
脱水ケーキ含水率	85%以下（実績値より）
汚泥の有効利用率 （リサイクル率）	100%コンポスト化
臭気対策	悪臭防止法及び関連法令を遵守

(2) 汚泥、沈砂、し渣等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき適正に処理・処分すること。

#### 4. 3 維持管理計画の作成及び報告

##### 4. 3. 1 維持管理計画書の作成

受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、中期（5年）・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも以下の内容を記載すること。

表 4-7 維持管理計画書案

計画書	主な記載内容
中期（5年）計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年間における運転管理、水質管理、保守点検、修繕の基本方針</li> <li>リスク管理方針</li> <li>施設ごとの保守点検項目・周期</li> <li>中期的な修繕計画（内容・概算費用）</li> <li>汚泥処理計画の概要</li> </ul>
年間計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等）</li> <li>年間水質管理計画（管理目標値、試験項目・頻度等）</li> <li>年間エネルギー管理計画</li> <li>年間汚泥・廃棄物管理計画</li> <li>施設ごとの年間保守点検・修繕予定</li> </ul>
月間計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該月における具体的な運転・水質管理の内容</li> <li>採水・分析予定日</li> <li>汚泥・廃棄物搬出予定</li> <li>保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日</li> </ul>

##### 4. 3. 2 維持管理結果の報告

受託者は、各維持管理計画書に基づき実施した業務の結果を取りまとめ、年次・月次・日次の各維持管理報告書を作成し、委託者に提出すること。故障又は事故等が発生した場合には、その都度、速やかに故障事故報告書を提出すること。

#### 4. 4 維持管理の業務内容

##### 4. 4. 1 運転管理業務

(1) 監視、運転操作、制御及び日常点検

ア 監視・操作

中央監視室及び現場において、業務対象施設の運転状況を24時間体制で監視し、流入

量の変動等に応じて、ポンプの運転や送風量の調整等の操作・制御を適切に行うこと。

イ 日常点検

各施設を定期的に巡視し、計器類の確認、異音・異臭・漏水等の有無の確認を行い、異常の早期発見に努め、その結果を記録すること。

ウ 大雨時対応

大雨による異常流入への対応として、警報発令時等には体制を強化し、施設の運転管理に万全を期すこと。

(2) 水質・水量等の監視及び制御

ア 常時監視

流入水量・水質、処理工程の水質、放流水質等を常時監視し、その情報を運転操作にフィードバックすることで、処理機能の安定化を図り、良好な処理水質を維持すること。

イ 異常時対応

悪質な排水の流入等により流入基準を満たさない流入があった場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、処理機能への影響を最小限にするための緊急措置を講じること。ただし、悪質な排水の流入等による結果、要求水準「4. 2. 2 放流水質基準」を満たさなくとも受託者は責を負わないものとする。

(3) 水質試験及び水質管理

ア 水質検査

維持管理計画書に基づき、流入水、放流水、汚泥等の水質検査及び試験を適正に実施し、その結果を運転管理に反映させること。

イ 異常時対応

水質検査の結果、放流水質基準の未達又はそのおそれが生じた場合は、直ちに委託者へ報告し、原因究明と緊急改善措置を実施すること。

(4) エネルギー管理及びユーティリティ管理

ア 省エネルギー

施設のエネルギー使用量を把握し、送風機の効率的な運転等を通じて、省エネルギーの推進に努め、その実績を委託者に報告すること。

イ ユーティリティ管理

下水施設の運転管理を行うために必要となる電力、薬品類、燃料、通信及び消耗品等の調達管理を行うこと。特に薬品等の調達にあたっては、残量、保管日数、保管湿度などを考慮し、適切な品質が確保できるよう調達スケジュールの管理を行うこと。

なお、費用については受託者の負担により実施するが、流入水質の大きな変動や災害時対応などで使用量が著しく増加した場合は、別途協議とする。また、電力、薬品類、燃料、通信及び消耗品等の調達先選定にあたっては、地域経済の振興や緊急時調達の確実性なども考慮すること。

(5) 汚泥及び廃棄物の適正処理

ア 汚泥管理

発生する汚泥の性状を管理し、含水率等の目標値を達成することで、後工程（搬出・処分）の効率化を図ること。

#### イ 廃棄物管理

施設から発生する汚泥、沈砂、し渣等の廃棄物について、廃掃法を遵守し、計画に基づき適正に処理・処分を行うこと。

### 4. 4. 2 保守管理業務

施設の機能低下や故障を未然に防止するため、維持管理計画書に基づき、以下の保守点検を適正に実施し、その結果を記録・保管すること。

#### (1) 日常点検

巡回等による施設の目視点検、作動状況の確認。

#### (2) 定期点検

施設の損傷、腐食、摩耗状況等を確認するため、定期的を実施する詳細な点検。必要に応じて機器の分解点検や消耗品の交換等を行う。

#### (3) 法定点検

消防法、電気事業法等の関係法令等に定められた点検及び検査を確実に実施すること。

#### (4) 緊急点検

施設の異常・故障発生時や、地震・豪雨等の災害発生直後に、施設の健全性を確認するために実施する点検。

#### (5) 計画修繕

浄水管理センターや関連ポンプ場の保守点検や健全度調査の結果に基づき、予防保全の観点から計画的に修繕を実施すること。

#### (6) 管路施設維持管理

管路施設（下水道本管、マンホール、取付管、公共汚水ます）について、機能を維持するため、適切な修繕を実施し、修繕状況を委託者へ報告すること。また、下水道詰まりが発生した場合には、詰まり解消の適切な措置の対応を行うこと。

加えて、突発的に発生した故障・事故に対して、受託者の責任において速やかに修繕・対応を実施すること。

### 4. 4. 3 修繕及び環境整備業務

施設の機能低下や故障に対して、速やかかつ適切に修繕を実施するとともに、良好な施設環境を維持すること。下水道施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は1, 100万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）含む。）であり、1件あたりの限度額を100万円（消費税等含む。）とする。

なお、想定費用または1件あたりの限度額を超える場合は委託者と協議を行い、承認を得た上で実施する。

#### (1) 計画修繕

保守点検や健全度調査の結果に基づき、予防保全の観点から計画的に修繕を実施すること。

#### (2) 緊急修繕

保守点検や異常調査、溢水調査の結果、または第三者からの通報等により管路の溢水や破損が確認された場合は、速やかに修繕を実施し、機能の回復を図ること。修繕業務の結果に

については、記録・保管するとともに委託者へ報告し、委託者の保有する情報管理システムへの入力も行うこと。

また、突発的に発生した故障・事故に対して、受託者の責任において速やかに修繕を実施すること。

#### (3) 完成図書の提出

修繕完了後、委託者が指定する必要書類（完成図、写真等）を整理し、提出すること。

#### (4) 環境整備

各処理場及びポンプ場等の敷地内において、計画的な除草、清掃等を行い、周辺環境の美化に配慮すること。

### 4. 4. 4 その他業務

#### (1) 見学者対応業務

下水道施設の見学者対応について処理施設の説明や、施設内の誘導を行うこと。  
現状の実績としては、年2回程度で実施している。

### 4. 5 アドバイザリー業務

#### 4. 5. 1 モニタリング計画

年度当初に年間モニタリング実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。計画には現地確認日程、報告書作成スケジュール、定例会議予定を含むこと。

#### 4. 5. 2 現地確認

- (1) 月1回以上、施設を訪問し運転管理状況を確認すること。
- (2) 設備稼働状況、運転日誌、点検記録の整合性を確認すること。
- (3) 現場責任者へのヒアリングを実施すること。
- (4) 確認結果をモニタリングチェックリストに記録し、委託者へ共有すること。

#### 4. 5. 3 書類・データレビュー

- (1) 月次運転報告書、設備保守点検表、故障・異常報告書を精査すること。
- (2) 要求水準への適合状況を分析・評価すること。

#### 4. 5. 4 KPI管理

- (1) 業務開始時に主要業績評価指標（KPI）を設定し、委託者の承認を得ること。
- (2) 各指標の目標値および許容範囲を明確にすること。
- (3) 四半期ごとにKPI達成状況を評価すること。
- (4) 目標未達項目については原因分析および改善策を提示すること。

#### 4. 5. 5 評価・助言

- (1) モニタリングで明らかになった課題について、具体的な改善提案を行うこと。
- (2) 重大な不備を認めた場合は、「小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託」の受託

者が作成した是正報告書を委託者へ提出すること。

- (3) 助言内容は文書化し、「小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託」の受託者及び委託者へ共有すること。

#### 4. 5. 6 会議対応

- (1) 委託者の求めに応じて会議に参加し、モニタリング結果を報告すること。
- (2) 毎年度末において年間総括評価を報告すること。

#### 4. 5. 7 緊急時対応

- (1) 重大な問題発生時には、「小川町マンホールポンプ場維持管理運転業務委託」の受託者が実施した原因分析結果及び再発防止策に対して提言すること。

## 第5章 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザー業務）に関する要求水準

### 5. 1 基本的事項

#### 5. 1. 1 目的

本章は、委託者が外部委託する「農業集落排水処理施設運転維持管理業務」の受託者に対して、第三者的立場から監視・評価を行うことを目的とする。

#### 5. 1. 2 業務対象施設

本章における業務対象施設（詳細は別紙8参照）は、表5-1のとおりとする。

表5-1 業務対象施設

区分	施設名
農業集落排水処理施設 （浦地区、大見地区、安見地区、豊野東部地区、豊野西部地区、豊福南部地区）	処理施設
	管路施設（マンホールポンプ含む）

#### 5. 1. 3 維持管理の業務内容

本事業には別に委託者が維持管理で実施する業務内容は、以下のとおりとする。

##### (1) 運転管理業務

- ア 監視、運転操作、制御及び日常点検
- イ 水質・水量等の監視及び制御
- ウ 水質試験及び水質管理
- エ ユーティリティ管理（アドバイザー業務対象外）
- オ 汚泥及び廃棄物の適正処理

##### (2) 保守管理業務

- ア 業務対象施設の保守点検
- イ マンホールポンプの維持管理

##### (3) 環境整備業務

- ア 業務対象施設の環境整備

#### 5. 1. 4 情報の整理及び保存と業務への活用

受託者は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を業務に活用すること。

### 5. 2 維持管理基準

#### 5. 2. 1 流入基準

各処理施設は、安定的な処理機能を前提として設計されているため、受託者は、以下の流入水量、流入水質を把握すること。

(1) 流入水量基準

表 5 - 2 流入水量基準

施設区分	施設名	時間最大流入水量 (m <sup>3</sup> /h)	日平均流入水量 (m <sup>3</sup> /日)
農業集落排水処理施設	浦地区	9 以下	1 9 8 以下
	大見地区	6 以下	1 3 0 以下
	安見地区	9 以下	2 1 6 以下
	豊野東部地区	3 2 以下	7 4 8 以下
	豊野西部地区	2 5 以下	6 0 0 以下
	豊福南部地区	2 3 以下	5 6 7 以下

(2) 流入水質基準

表 5 - 3 流入水質基準

項目	農業集落排水処理施設
水温	1 5℃以上 3 0℃未満
p H	5 . 0 以上 9 . 0 未満
B O D	2 0 0 m g / L 未満
C O D	6 0 0 m g / L 未満
S S	6 0 0 m g / L 未満
全窒素 ( T - N )	1 0 0 m g / L 未満
全リン ( T - P )	5 0 m g / L 未満

5 . 2 . 2 放流水質基準

- (1) 浄化槽法、水質汚濁防止法及びその他関係法令に定める放流水質基準を把握すること。
- (2) 前項に加え、公共用水域の環境保全のため、委託者が別途定める以下の管理目標値を把握すること。

表 5 - 4 放流水質基準

項目	農業集落排水処理施設管理目標値
p H	5 . 8 ~ 8 . 6
B O D	2 0 m g / L 以下
C O D	1 2 0 m g / L 以下
S S	1 5 0 m g / L 以下
大腸菌数	8 0 0 C F U / m L 以下
全窒素 ( T - N )	6 0 m g / L 以下
全リン ( T - P )	8 m g / L 以下

透視度	50 cm 以上
特定悪臭物質	悪臭防止法に定める規制基準以下 (豊福南部浄化センター)

### 5. 2. 3 汚泥及び廃棄物の適正処理基準

- (1) 処理工程から発生する汚泥について、汚泥の有効利用率の管理目標値を把握すること。具体的な基準は表 5-5 のとおりとする。

表 5-5 汚泥等管理目標値

項目	管理目標値
汚泥の有効利用率	全施設外部施設※へ搬出
臭気対策	悪臭防止法及び関連法令を遵守

※宇城広域連合環境再生センター K I R E K A

## 5. 3 アドバイザリー業務

### 5. 3. 1 モニタリング計画

年度当初に年間モニタリング実施計画を策定し、委託者の承認を得ること。計画には現地確認日程、報告書作成スケジュール、定例会議予定を含むこと。

### 5. 3. 2 現地確認

- (1) 月 1 回以上、施設を訪問し運転管理状況を確認すること。
- (2) 設備稼働状況、業務日誌、点検記録の整合性を確認すること。
- (3) 現場責任者へのヒアリングを実施すること。
- (4) 確認結果をモニタリングチェックリストに記録し、委託者へ共有すること。

### 5. 3. 3 書類・データレビュー

- (1) 月次運転報告書、水質検査結果、設備保守点検表、故障・異常報告書を精査すること。
- (2) 要求水準への適合状況を分析・評価すること。
- (3) エネルギー使用量、汚泥発生量等の運転効率データを分析すること。

### 5. 3. 4 KPI 管理

- (1) 業務開始時に主要業績評価指標 (KPI) を設定し、委託者の承認を得ること。
- (2) 各指標の目標値および許容範囲を明確にすること。
- (3) 四半期ごとに KPI 達成状況を評価すること。
- (4) 目標未達項目については原因分析および改善策を提示すること。

### 5. 3. 5 評価・助言

- (1) モニタリングで明らかになった課題について、具体的な改善提案を行うこと。

- (2) 重大な不備を認めた場合は、「農業集落排水処理施設維持管理業務」の受託者が作成した是正報告書を委託者へ提出すること。
- (3) 助言内容は文書化し、「農業集落排水処理施設維持管理業務」の受託者及び委託者へ共有すること。

#### 5. 3. 6 会議対応

- (1) 委託者の求めに応じて会議に参加し、モニタリング結果を報告すること。
- (2) 毎年度末において年間総括評価を報告すること。

#### 5. 3. 7 緊急時対応

- (1) 重大な問題発生時には、「農業集落排水処理施設維持管理業務」の受託者が実施した原因分析結果及び再発防止策に対して提言すること。

#### 5. 3. 8 修繕

施設の機能低下や故障に対して、速やかかつ適切に修繕を実施するとともに、良好な施設環境を維持すること。農業集落排水処理施設及び管路の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は700万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）含む。）であり、1件あたりの限度額を100万円（消費税等含む。）とする。

なお、想定費用または1件あたりの限度額を超える場合は委託者と協議を行い、承認を得た上で実施する。

##### (1) 計画修繕

保守点検や健全度調査の結果に基づき、予防保全の観点から計画的に修繕を実施すること。

##### (2) 緊急修繕

保守点検や異常調査、溢水調査の結果、または第三者からの通報等により管路の溢水や破損が確認された場合は、速やかに修繕を実施し、機能の回復を図ること。修繕業務の結果については、記録・保管するとともに委託者へ報告し、委託者の保有する情報管理システムへの入力も行うこと。

また、突発的に発生した故障・事故に対して、受託者の責任において速やかに修繕を実施すること。

##### (3) 完成図書の提出

修繕完了後、委託者が指定する必要書類（完成図、写真等）を整理し、提出すること。

## 第6章 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務に関する要求水準

### 6. 1 基本的事項

#### 6. 1. 1 目的

本章は、高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の計画的な維持管理により、事業期間を通じて本要求水準書が定める運転・維持管理の基準を満たすとともに、施設の健全な状態を維持することを目的とする。受託者は、施設の仕組みや構造・機能を理解した上で、自らの知見と創意工夫を十分に活かし、常に効率的・効果的な維持管理を目指すものとする。業務の履行にあっては、下水道法、河川法及びその他関係法令等を遵守すること。

#### 6. 1. 2 業務対象施設

本章における業務対象施設（施設詳細は別紙9参照）は、表6-1のとおりとする。

表6-1 業務対象施設

区分	施設名
雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場	高良雨水ポンプ場（宇城市不知火町高良地内）
	大野仮設ポンプ施設（宇城市松橋町大野地内）
	曲野仮設ポンプ施設（宇城市松橋町曲野地内）

#### 6. 1. 3 維持管理の業務内容

本章で要求する維持管理の業務内容は、以下のとおりとする。

##### (1) 運転管理業務

- ア 監視、運転操作及び制御
- イ 緊急時対応
- ウ ユーティリティ管理

##### (2) 保守管理業務

- ア 業務対象施設の保守点検

##### (3) 修繕及び環境整備業務

- ア 業務対象施設の計画修繕
- イ 業務対象施設の緊急修繕
- ウ 業務対象施設の環境整備

#### 6. 1. 4 情報の整理及び保存と業務への活用

受託者は、運転管理、保守点検及び修繕で得られた情報を業務に活用すること。整理及び保存すべき情報の例を表6-2に示す。

表6-2 情報整理例

情報区分	主な情報項目
基本情報	施設・機器名称、仕様、設置年度、取得価格、管理区分 等

運転管理	稼働時間、運転状況、故障・事故履歴、水量データ 等
保守点検	点検履歴（実施時期、内容、結果）、健全度評価結果 等
修繕	修繕履歴（実施時期、内容、金額）、更新履歴 等

※水量データは高良雨水ポンプ場について記載している。

## 6. 1. 5 維持管理体制

- (1) 受託者は、本業務を安全かつ円滑に遂行するため、必要な知識、経験及び資格を有する人員を確保し、地元企業との連携を図りながら、適切な指揮命令系統を有する実施体制を構築すること。
- (2) 雨水ポンプ場については常時遠隔監視制御及び巡回監視を行う体制を確保すること。
- (3) 業務の従事にあたっては、関係法令等で定められた業務は当該有資格者に行わせること。

## 6. 2 維持管理基準

### 6. 2. 1 運転管理基準

受託者は、ポンプ場等の構造、機能、系統及びその周辺の状況を熟知し、ポンプ場等の運転に精通するとともに、常に問題意識を持って創意工夫し、適正な運転による性能の確保及び効率的な維持管理を行うこと。

### 6. 2. 2 緊急時対応基準

豪雨、台風及び重大事故等の緊急事態の発生に備えて、応急処置体制を確立し、当該事態には、委託者の要請に応じて地元企業との連携を図り、所要の人員を所定の場所に配置すること。

なお、自動運転となっているが、熊本地方気象台から大雨（浸水害）・洪水に関する警報が発令された場合は、1時間以内に参集可能な体制を構築すること。

## 6. 3 維持管理計画の作成及び報告

### 6. 3. 1 維持管理計画書の作成

受託者は、計画的かつ効率的・効果的な維持管理を可能とするため、中期（5年）・年間・月間の各維持管理計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。各計画書には、少なくとも表6-3の内容を記載すること。

表6-3 維持管理計画書案

計画書	主な記載内容
中期（5年）計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年間における運転管理、保守点検、修繕の基本方針</li> <li>・ リスク管理方針</li> <li>・ 施設ごとの保守点検項目・周期</li> <li>・ 中期的な修繕計画（内容・概算費用）</li> </ul>

年間計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度における具体的な運転管理方法（監視項目・頻度等）</li> <li>・ 年間廃棄物管理計画</li> <li>・ 施設ごとの年間保守点検・修繕予定</li> </ul>
月間計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該月における具体的な運転管理の内容</li> <li>・ 廃棄物搬出予定</li> <li>・ 保守点検・修繕の対象施設及び実施予定日</li> </ul>

### 6. 3. 2 維持管理結果の報告

受託者は、各維持管理計画書に基づき実施した業務の結果を取りまとめ、年次・月次・日次の各維持管理報告書を作成し、委託者に提出すること。故障又は事故等が発生した場合には、その都度、速やかに故障事故報告書を提出すること。

## 6. 4 維持管理の業務内容

### 6. 4. 1 運転管理業務

#### (1) 監視、運転操作、制御及び日常点検

##### ア 監視・操作

中央監視室及び現場において、業務対象施設の運転状況を24時間体制で監視し、ポンプの運転を適切に行うこと。

##### イ 降雨前稼働点検

- (ア) 降雨前稼働点検の基本的な対象施設は、大野ポンプと曲野ポンプとする。
- (イ) 降雨前稼働点検は2名体制とし、安全に配慮して実施すること。
- (ウ) 降雨前稼働点検は、梅雨時期に1回、台風時期に1回実施すること。
- (エ) 大野ポンプ及び曲野ポンプは基本的に自動運転となっているが、監視カメラ等で異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告すること。
- (カ) 燃料残量不足を確認した際には、燃料を補給すること。出水時期には排水ホースを設置し、歩行者の通行に支障がないようにすること。

#### (2) 緊急時対応

##### ア 体制

2名以上とし、熊本地方気象台から大雨（浸水害）・洪水に関する警報が発令された場合は、1時間以内に参集可能な体制を構築すること。

##### イ 異常時対応

異常な流入等があった場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、緊急処置を講じること。

##### ウ ユーティリティ管理

##### (ア) ユーティリティ管理

運転に必要な電力、薬品、燃料、通信及び消耗品等を安定的に調達し、品質・在庫を適正に管理すること。

## 6. 4. 2 保守管理業務

施設の機能低下や故障を未然に防止するため、維持管理計画書に基づき、以下の保守点検を適正に実施し、その結果を記録・保管すること。

### (1) 定期点検

施設の損傷、腐食、摩耗状況等を確認するため、定期的を実施する詳細な点検。必要に応じて機器の分解点検や消耗品の交換等を行う。

### (2) 精密・保守点検

「河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）（平成28年3月 国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室）」に基づき、委託者と協議し決定した点検表にて実施すること。

### (3) 緊急点検

施設の異常・故障発生時や、地震・豪雨等の災害発生直後に、施設の健全性を確認するために実施する点検。

## 6. 4. 3 修繕及び環境整備業務

施設の機能低下や故障に対して、速やかかつ適切に修繕を実施するとともに、良好な施設環境を維持すること。雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の修繕は、計画修繕及び緊急修繕を含めて年間の想定費用は75万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）含む。）とする。

なお、想定費用を超える場合は委託者と協議を行い、承認を得た上で実施する。

### (1) 計画修繕

保守点検や健全度調査の結果に基づき、予防保全の観点から計画的に修繕を実施すること。

### (2) 緊急修繕

突発的に発生した故障・事故に対して、速やかに修繕を実施すること。特に特殊な技術や工具を要しない簡易な修繕は、受託者の責任において迅速に対応すること。上記以外の場合は、委託者と協議のうえ対応すること。

### (3) 完成図書の提出

修繕完了後、委託者が指定する必要書類（完成図、写真等）を整理し、提出すること。

### (4) 環境整備

ポンプ場等の敷地内において、計画的な除草、清掃等を行い、周辺環境の美化に配慮すること。

## 第7章 料金徴収・窓口関係業務に関する要求水準

### 7. 1 基本的事項

#### 7. 1. 1 基本的考え方

受託者に委託する料金徴収・窓口関係業務は、上下水道の使用開始申込等の受付業務、検針、調定、収納、開閉栓、滞納整理等の業務を包括的に委託するものであり、お客さまサービス、業務品質及び収納率の向上等、更なる効率的運営を図るとともに、各業務の内容を実施すること。

#### 7. 1. 2 窓口営業時間

原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、正午から午後1時までの昼休み時間中も営業時間とする。なお、休業日は「宇城市の休日定める条例」に規定する休日とする。

受託者は、営業時間外であっても緊急的対応等が必要な業務については柔軟に対応すること。

#### 7. 1. 3 料金システム及び会計システム

料金徴収・窓口関係業務の履行に必要な料金システムは、委託者が現在導入しているシステムを使用するものとし、適正な操作及びデータ更新を行うこと。

#### 7. 1. 4 料金徴収・窓口関係業務の日程

検針業務から給水停止業務に至る業務日程は、令和7年度年間業務スケジュール(別紙4参照)を参考に業務日程を定め実施する。

#### 7. 1. 5 料金徴収・窓口関係業務の予定件数

料金徴収・窓口関係業務の予定件数等は、料金徴収・窓口関係業務の実施状況(別紙5参照)を基に受託者が設定すること。

#### 7. 1. 6 業務従事者の遵守事項

徴収料金・窓口関係業務の従事者は、次に掲げる事項を遵守し、業務を執行すること。

##### (1) 被服及び言動

業務の従事者は業務遂行にあたり、上下水道使用者等と直接的に接することが多いため、服装及び身だしなみに注意するとともに、誤解を招かないよう態度及び言動に十分注意すること。

##### (2) 身分証明書の携行

従事者は勤務中、委託者が証明した身分証明書を常に携行し、上下水道使用者等から提示を求められたときはすみやかに提示し、身分を明らかにすること。

##### (3) 私有地への立ち入り

従事者は業務遂行にあたり、個人の土地又は建物等に立ち入る際は、必要な範囲を超えて立ち入らないようにするとともに、個人の所有物件を破損しないよう細心の注意を払うこと。

#### (4) 個人情報保護

業務の遂行にあたり、宇城市個人情報保護法施行条例、宇城市プライバシーポリシー及び関係諸法令を遵守し、上下水道使用者等の情報の保護に努め、個人情報保護に関する委託者の施策に協力すること。

#### (5) 業務日報の提出

受託者は、業務の概略を記載した業務日報を提出し、業務の執行状況及びその他の事項について定期的に報告し、業務実施状況について委託者と協議すること。

#### (6) 事故発生時の報告書の提出

受託者は、次に掲げる事故が生じた場合、直ちにその状況を委託者に報告するとともに、事故報告書を作成し提出すること。

ア 個人情報を記載した書類の紛失等

イ 身分証明書の紛失等

ウ 業務委託に関する電子データ及びその関連文書等の破損、紛失等

エ その他、委託者に報告する必要があると認められるもの

#### (7) 事故等の処理

前項に関する事故等の処理については、委託者と受託者で協議の上行うものとする。ただし、事故発生時に何らかの措置を講ずる必要があると受託者が判断した場合は、受託者の責任において当該措置を行うものとする。受託者の責任により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## 7. 2 業務委託の水準

### 7. 2. 1 収納率等の目標値

料金徴収・窓口関係業務は、公共料金を扱う業務であり、上下水道使用者の負担の公平を確保するとともに委託者の上下水道事業経営の安定化のため、収納率の向上に努めなければならない。受託者は、業務開始にあたり、委託者と受託者との協議により収納率等の目標数値を決定し、5箇年運営計画にその目標数値と達成するための取り組みを記載すること。また、年間運営計画書にて当該年度の数値目標及び達成に向けた取り組みを記載すると共に、年間業務報告書にてその取り組み状況等を記載すること。

### 7. 2. 2 収納管理

検針数値は調定及び収納金額の基礎となる数値であり、誤検針の発生防止に努めること。調定及び収納業務では、過誤納金が発生しないよう努めること。

### 7. 2. 3 量水器（メーター）管理

量水器の新規購入と検定満期メーターの取り付け、交換、取外し、保管及びメーターの在庫管理を行い、報告すること。

### 7. 2. 4 内部事務フローの変更対応

受託者は、事業期間内に予定されている上下水道料金システム及び企業会計システムの移行に

伴い、伝票処理、収支報告、及びその他の内部事務の業務フローが変更となることを理解し、委託者と密接に協議の上、各種システムに確実に対応できる体制と手順を構築すること。

この変更に必要な業務習熟、マニュアル作成、及び委託者への連携体制構築の費用は、受託者の負担とする。

#### **7. 2. 5 給水装置工事業務**

給水装置工事に係る申請書類の確認、審査、施工方法の指導及び加入金等の収受を委託者と連携し適切に実施すること。

埋設管路の照会については、受託者は委託者が保有する情報管理システム及び台帳により対応し、図面等を提供する場合には、委託者の規定に基づく実費を徴収すること。

申請者への施工方法指導等には有資格者又は実務経験を有した者があたり、不備が確認された場合には、委託者基準に適合するよう的確に改善指示を行うこと。

工事完成検査は、申請書類に基づき施工されているかを現地確認するとともに、施工指針に基づき、検査を実施すること。また、誤請求防止のため、メーター番号は必ず確認すること。

事前協議の申請については、申請者の予定使用量と付近の管路状況等を踏まえ、給水条例に基づき適切に審査すること。

受託者は、委託者の水道料金に関する知識を習得し、申請者に対し、供用開始後の料金についての説明を適切に行うこと。

料金システム及び台帳システムへの工事データ入力、料金算定の基礎情報となるため、複数名による確認を行うこと。

#### **7. 2. 6 指定給水装置工事業業者業務**

申請書類により指定条件を満たしているかを確認し、委託者の承認を得た後、指定証を交付すること。

更新については、有効期限前に対象者に通知し、更新申請が指定条件を満たしているかを確認し、委託者の承認を得た後、指定証を交付すること。

なお、受託者は、書類の受理、交付等の書類作成までを行い、交付のための許認可を委託者が行い、押印した証書については受託者を通じて指定工事店申請者へ送付する。

#### **7. 2. 7 排水設備工事業務**

排水設備工事及び制限行為許可に係る申請書類の確認、施工方法の指導を委託者と連携し適切に実施すること。

埋設管路の照会については、受託者が委託者所有のシステム及び台帳により対応し、図面等を提供する場合には、委託者の規定に基づく実費を徴収すること。

申請者への施工方法指導等には有資格者又は実務経験を有した者があたり、不備が確認された場合には、委託者基準に適合するよう的確に改善指示を行うこと。

受託者は、委託者の下水道使用料に関する知識を習得し、申請者に対し、供用開始後の使用料についての説明を適切に行うこと。

排水設備工事の完成検査においては、施工指針に基づき検査を実施すること。また、下水道使

用料賦課に遅れが生じないよう対策を講じること。料金システム及び台帳システムへの工事データ入力、料金算定の基礎情報となるため、複数名による確認を行うこと。

#### **7. 2. 8 排水設備指定工事店業務**

申請書類により指定条件を満たしているかを確認し、委託者の承認を得た後、委託者が発行した指定証を交付すること。

更新については、有効期限前に対象者に通知し、更新申請が指定条件を満たしているかを確認し、委託者の承認を得た後、委託者が発行した指定証を交付すること。

なお、受託者は、書類の受理、交付等の書類作成までを行い、交付のための許認可を委託者が行い、押印した証書については受託者を通じて指定工事店申請者へ送付する。

## 第8章 施設更新計画策定及び実施設計等業務に関する要求水準

### 8.1 基本的事項

#### 8.1.1 目的

本章は、水道施設の老朽化や耐震性を考慮し、更新計画を策定することで、安定供給と施設の長寿命化を図るとともに、下水道施設の更新計画を作成し、適切な維持管理と更新を通じて、処理機能の確保と環境保全を実現することを目的とする。

#### 8.1.2 業務内容

本章で要求する業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 上下水道施設更新計画作成
- (2) 計画策定支援業務
- (3) 改築実施設計業務

#### 8.1.3 業務実施体制

受託者は、本省における業務を実施するにあたっては、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道)又は一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するRCCM(上水道及び工業用水道、下水道)の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築基準法に基づく資格を有する者に行わせること。

なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。

### 8.2 施設更新計画作成に関する業務(水道・下水道)

#### 8.2.1 水道施設更新計画作成業務

- (1) 令和10年度以降の水道施設更新計画作成業務

令和9年度から令和18年度の水道施設更新計画については委託者が令和8年度に作成する予定である。水道施設の改築更新業務は令和8年度議会において債務負担行為の変更をもって業務範囲に追加するものとする。令和8年度議会において債務負担行為が変更された場合、委託者は令和9年度更新計画の内容について、基本協定締結後に、優先交渉権者と協議した後、受託者と更新実施基本協定を締結する。

委託期間2年目以降(令和10年度～令和18年度)の水道施設更新計画については受託者が委託者と協議し策定する。

表8-1 更新計画の策定・実施フロー

実施年度	項目
令和8年度	委託者が水道施設更新計画(原案)を作成

	受託者は、委託者が策定した令和9年度更新計画を確認し、委託者と協議・調整のうえ、委託者と令和9年度更新実施基本協定を締結する
令和9年度	受託者は、計画に基づき更新実施設計・工事を実施する
令和9年度以降毎年	受託者は、委託者が作成した更新計画（原案）を見直し、次年度以降の更新計画を検討・作成する
	委託者は受託者が作成した次年度以降の更新計画を確認し、財政計画との調整を図りながら受託者と協議・調整のうえ、受託者と承認し、当該年度更新実施基本協定を締結する
	受託者は、計画に基づき更新実施設計・工事を実施する

更新計画の作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則としてタイプ4）の算定を行い、基礎資料を作成すること。

(2) 令和19年度～令和28年度の水道施設更新計画作成の補助業務

令和19年度以降10年間の水道施設更新計画作成など、将来計画に関する企画、立案などの補助業務を行うこと。更新計画作成にあたっては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」を参考にした長期更新需要（原則としてタイプ4）の算定を行い、基礎資料を作成すること。

## 8. 2. 2 下水道ストックマネジメント計画策定業務

処理場・ポンプ場施設の下水道ストックマネジメント計画は、委託者が策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、委託者が令和9年度～令和13年度及び令和14年度～令和18年度のストックマネジメント計画の変更を行うための資料を作成する。

作成する資料は、ストックマネジメント計画における「計画書」及び「計画説明書」を作成する。

管路施設については、既存の下水道ストックマネジメント計画がないことから、新たにストックマネジメント計画を策定する。

管路施設の改築時期は令和19年度以降となるため、処理場・ポンプ場施設の令和14年度～令和18年度のストックマネジメント計画に合わせて策定する。

修繕・改築計画は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー（国土交通省）」に準じて策定するものであること。事業期間を5年間として以下の事項を記すこと。

- (1) 基本方針
  - ア 診断結果
  - イ 対策の必要性
  - ウ 改築の優先順位
- (2) 実施計画

- ア 対策範囲
- イ 長寿命化対策検討対象設備
- ウ 改築方法
- エ 実施時期、概算費用

(3) 業務内容

改築計画（ストックマネジメント計画）は、長期的視点で今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として以下の手順で作成する。

ア 点検・調査の実施

(ア) 調査計画書の作成

(イ) 調査計画書に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施

(ウ) 調査結果を基に施設の診断を行い、調査時点での健全度を算定

(エ) 点検・調査情報を取りまとめ、点検・調査計画の定期的な見直しによる精度向上に活用

イ 修繕・改築計画の策定

調査結果及び維持管理記録による対策の必要性を検討する。

調査結果を基に、施設の診断を行い、調査時点での健全度を算定し、診断結果若しくは点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

対策の必要性を検討後に、調査結果又は点検結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し改築の優先順位を設定する。

ウ 修繕・改築の対策範囲の検討

どの設備を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

エ 長寿命化対策又は改築方法の検討

管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた長寿命化対策検討対象設備を選定する。

オ 実施時期の設定及び概算事業費用の算出

前号アからエの検討結果を踏まえ、下水道用設計標準歩掛表に沿って概算事業費（設計費、次期改築計画策定費含）の積算を行い、実施時期及び費用を取りまとめる。

カ 修繕・改築計画としての取りまとめ

前号アからオの検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。なお、事業費総額は、提案書類の内容を基本とし、年度事業費は平準化を図り、委託者と協議して決定すること。

キ 修繕・改築計画に関する図書の提出

受託者は、以下に示す修繕・改築計画図書を提出すること。なお、様式については任意とする。

(ア) 修繕・改築計画書

(イ) 修繕・改築計画図

(ウ) 修繕・改築検討書

- (エ) 設計書（事業費内訳書）
- (オ) 一括設計審査（全体設計）申請書
- (カ) 電子データ
- (キ) その他委託者が指示する図書

ク その他特記事項

令和9年度から令和13年度の修繕・改築計画については、委託者の策定した資料を提供するので修正すること。

令和14年度から令和18年度の改築計画については、受託者が委託者と協議・調整し策定する。

### 8. 3 改築実施設計業務

#### 8. 3. 1 改築実施設計数量

改築実施設計数量は、別紙10に記載する数量を参考とするが、想定値であるため実際の設計数量は、各種計画策定業務後に委託者と受託者が協議し双方合意のうえ決定した数量とする。

#### 8. 3. 2 工事計画書の作成

宇城市水道施設更新計画及び公共下水道事業ストックマネジメント修繕・改築計画に定める対象施設について、事業期間内の設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール等をまとめた工事計画書を作成すること。

工事計画書は、以下に基づき作成し、委託者に提出すること。

(1) 対象範囲

宇城市水道施設更新計画及び公共下水道事業ストックマネジメント修繕・改築計画に示された範囲を対象とする。

(2) 設計及び工事スケジュール

設計スケジュールは、工事時期と調整を図り、立案すること。工事スケジュールは、維持管理計画等を踏まえて立案すること。また、工事単位ごとに事業費をまとめ、各年度での年度出来形を定めること。

(3) その他特記事項

内容に変更が生じた場合は、変更工事計画書を提出すること。その他、委託者が指示する資料をまとめること。

#### 8. 3. 3 設計業務内容

(1) 設計に関する一般的事項

受託者は、本要求水準書、改築計画書及び工事計画書を基に、改築工事の実施にあたり必要となる設計を行うこと。設計では、対象施設・設備の容量計算等の設計計画、設計図、機器仕様書、各種計算書及び設計書（工事費内訳書）を作成すること。

(2) 設計に関する許認可等

委託者は、工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成、手続きに対し、委託者と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、委託者が関係機関へ

の申請、報告又は届出等を必要とする場合は、委託者は書類作成及び手続き等協力すること。

(3) 関係法令の遵守

設計にあたっては、関係法令に順守したものとすること。

(4) 安全性の確保

対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（自重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要ならば躯体の補強を実施すること。

ア 災害等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。

イ 災害時、故障時等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること

ウ 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。

### 8. 3. 4 積算

設計内容を踏まえ、公的歩掛表に準じて工事の積算を行い、工事費内訳書を作成するとともに、設計図書として委託者に提出し承認を得ること。また、提案書類のコスト縮減策を反映すること。

### 8. 3. 5 設計に関する図書の提出

受託者は、設計完了後、以下に示す設計図書を委託者に1部提出し、承諾を得なければならない。なお、様式については任意とする。

- (1) 各種検討書、各種計算書
- (2) 設計図
- (3) 機器仕様書
- (4) 工事実施工程表
- (5) 概算工事費（工事費内訳書、見積書等価格設定資料）
- (6) 電子データ
- (7) その他委託者が指示する図書

### 8. 4 計画策定支援業務

水道ビジョン、上下水道BCP等の中長期計画について、変更があった場合に適宜更新支援を行うこと。なお、更新は事業期間中に1度を考えており、更新時期の判断は、委託者と受託者との間での協議により決定する。また、中長期計画は市の上下水道事業者としての基本方針を定めたものであり、中長期計画に記載される内容の履行については、委託者と受託者との間で協議し双方合意のうえ決定する。

## 第9章 改築工事業務に関する要求水準

### 9. 1 基本的事項

#### 9. 1. 1 目的

本章は、対象施設の計画的な改築により、本要求水準を満足するとともに、受託者の創意工夫を十分に活かし、ライフサイクルコストの縮減（有収率向上や不明水の低減による維持管理費の回収含む）、機能の維持向上及び脱炭素に向けた技術の導入による持続可能な事業とすることを目的とする。

#### 9. 1. 2 業務範囲

本章における業務範囲は、本件施設に対して、「9. 4 改築計画業務」及び「9. 5 改築工事業務」の業務を実施すること。なお、改築の時期は、「1. 4 事業範囲 表1-1 更新スケジュール」に基づき実施するものとする。

なお、農業集落排水処理施設については、運転管理業務以外は業務に含まれている。

表 9-1 工種区分別の業務範囲

対象	対象施設による工種区分					
	土木構造物	建築物	建築附帯設備	機械設備	電気設備	管路施設
水道施設	○	○	○	○	○	○
簡易水道施設	○	○	○	○	○	○
公共下水道施設	○	○	○	○	○	○
八代北部流域関連 公共下水道施設	—	—	—	○	○	○
農業集落排水処理 施設	○	○	○	○	○	○

#### 9. 1. 3 業務内容

本章で要求する業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 改築計画の提案
- (2) 改築工事の実施
- (3) 交付金の申請への協力
- (4) 会計検査等、各種検査への協力
- (5) その他必要な事項

#### 9. 1. 4 業務実施体制

受託者は、以下に示す業務について、記載の要件を満たす者に責任をもって行わせること。

- (1) 改築実施計画の作成及び設計図書の作成

改築実施計画書や設計図書の作成に関しては、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道、下水道）又は一般社団法人建設コンサ

ルタンツ協会が認定するRCCM（上水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者として業務を行わせること。また、建築設計を含む場合は、建築基準法に基づく資格を有する者に行わせること。

なお、本業務について委託する場合、受託者等は当該業務を、上記資格を有する者に行わせること。

(2) 工事

工事に関しては、建設業法に基づく措置をとること。

(3) 工事監督業務

工事監督業務に関しては、水道法施行令第5条及び下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員として配置すること。なお、事業体の構成企業又は協力企業のいずれかの企業が保有していればよい。

(4) 委託者が行う検査の対応

委託者が行う検査には、工事に係る責任者及び監督員は立ち会うこと。

## 9. 2 改築費用に関する基本的事項

委託者は、本事業における改築に係る費用について、改築実施基本協定に定める金額を受託者に対し、事業年度毎に支払うこととする。なお、前払い及び部分払いについては、「宇城市公共工事中間前金払取扱要綱」によるものとする。

また、委託者の要望又は受託者による技術提案等に対応するため、設計変更に基づく契約金額の変更を可能とする。

## 9. 3 改築実施基準

改築を実施する際は、以下に示す改築対象設備の能力、性能及び耐用年数を満たすこと。

### 9. 3. 1 改築対象設備の処理能力

対象施設の改築時に求める現有の構造及び能力を別紙6、別紙7、別紙8に示す。

### 9. 3. 2 改築対象設備の性能、品質、規格等

改築対象設備の性能は、基本的に改築提案内容に基づくものとするが、改築時期によっては、最新の技術情報、将来の技術の変化等も考慮すること。

改築対象設備の必要台数・必要能力は、改築時に求める処理能力を基本とするが、流入水量、流入水質等の実績・予測、既存能力、既存配置及び改築提案内容を踏まえたものとする。併せて省エネルギー性能向上に努め、経済性及び維持管理性等を勘案し改築対象設備の用途に応じた設計すること。

(1) 材料の特記事項

改築対象設備に用いる材質は、腐食及び磨耗に十分耐え、堅牢なものとする。

(2) 耐震性の確保

工事を行う場合は、関係法令を遵守すること。既存設備に関しては、劣化等によるぐらつきの有無等について点検し、必要に応じて安全性を確保する措置を講ずること。

また、対象施設の資機材に関して、地震時において荷崩れや倒壊しないよう、積み上げ高さ等に留意するとともに、必要に応じて転倒防止策等を講ずること。

### (3) 既存躯体構造の保全

改築に当たっては、以下に掲げる事項に留意して、既存躯体構造を維持すること。

ア 既存躯体構造に影響を与えないようにすること。やむを得ず構造に影響を与える場合は、構造計算の実施等により安全性を確認すること。

イ 既存設備より荷重の大きい設備を設置する場合は、構造計算の実施等により安全性を確認すること。

ウ 設置のためにはつり等を行った場合は、適切に修復すること。

### (4) 改築対象設備の耐用年数

改築対象設備は、「平成3年4月23日国土交通省事務連絡別表（平成15年6月19日改正）」及び「『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令』第14条の規定に基づく処分制限期間」に示す標準耐用年数、処分制限期間以上、継続して機能を保持させること。

## 9. 4 改築計画業務

### 9. 4. 1 施設改築計画に係る提案

受託者は、本事業の対象となる施設について、各施設の機能・性能の現状及び事業を通じて蓄積したノウハウ等を踏まえ、今後の水道更新計画、下水道ストックマネジメント修繕・改築計画に資する提案を行うこと。

(1) 保守点検記録

(2) 施設の健全度診断結果

(3) 改善提案事項（施設・設備改築に係る提案、留意すべき点検事項の整理等）

## 9. 5 改築工事業務

### 9. 5. 1 施工計画の策定

(1) 基本的事項

受託者は、要求水準書及び改築計画書に従って、改築工事に必要となる施工計画を行うこと。なお、施工計画にあたっての基本的事項を以下に示す。

ア 工事に関する許認可等

受託者は、工事に伴う法令等で定められた各種申請等の書類作成及び手続きに対し、委託者と協議の上、事業スケジュールに支障のないよう実施すること。また、委託者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、受託者は書類作成及び手続き等に協力すること。

イ 安全性の確保

対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重（静荷重、動荷重）を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。改築する設備の荷重が既設荷重を超える場合は、新規に構造計算を実施し、必要に応じて躯体の補強を実施すること。

(ア) 災害又は事故等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。

- (イ) 災害又は事故等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。
- (ウ) 施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。

## (2) 積算

工事内容を踏まえ、公的歩掛表に準じて出来高の工事費の積算を行い、工事費内訳書を作成するとともに、竣工図書として委託者に提出すること。また、提案書類のコスト縮減策を反映すること。

## (3) 竣工図書の作成及び成果品の提出

受託者は、以下に示す竣工図書を委託者に提出し、承諾を得ること。なお、様式については任意とする。

- ア 各種検討書、各種計算書
- イ 竣工図
- ウ 機器仕様書
- エ 工事費内訳書、見積書等価格設定資料
- オ その他委託者が指定する図書

## 9. 5. 2 工事の実施

### (1) 基本的事項

受託者は、設計図書について委託者の承諾を得た後、工事に着手すること。なお、工事にあたっての基本的事項を以下に示す。

#### ア 施工計画書の提出

受託者は、現場施工着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法、施工管理等についての施工計画書を作成し、委託者に提出すること。

また、施工計画書の提出後において、当該計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を反映した変更施工計画書を委託者に提出すること。

委託者に提出する施工計画書は、「宇城市施工計画書作成の手引」の最新版に準じ作成すること。

#### イ 責任施工

設備の処理能力及び性能、工事に関する法令順守は、受託者の責任により確保すること。

また、要求水準に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、委託者と受託者との協議により決定すること。

#### ウ 施工管理

受託者は、施工計画書に示される施工方法で施工し、本施設の能力が十分発揮するよう、十分な施工管理を行うこと。

(ア) 受託者は、施工管理記録を作成及び保管し、委託者の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成後速やかに提出すること。

(イ) 受託者は、完成時に不可視となる部分や、履行状況が確認できるように写真を撮影し

て、保管し、委託者の請求があった場合は直ちに提示すると共に、工事完成後速やかに提出すること。

- (ウ) 受託者は、工事の進捗状況を管理、記録し、委託者が行う進捗状況の確認に協力すること。工事工程の遅れが明らかとなる、又は遅延のおそれが見込まれるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、委託者と協議すること。

#### エ 安全管理

受託者は、工事中における安全確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。

- (ア) 受託者は、関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。
- (イ) 受託者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置が必要な場合は、同条第2項の規定に基づき、措置を講じる者を指名すること。
- (ウ) 受託者は、既存施設等に損害を与えた場合は、直ちに委託者へ報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修すること。

#### オ 緊急時の体制及び対応

受託者は、大雨、地震、暴風、洪水、高潮等に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止める為の防災体制を確立すること。また、気象庁等から地震情報や各種の特別警報等が出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じること。

- (ア) 保全措置については、施工計画書に記載すること。
- (イ) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに委託者及び関係機関へ通知すること。
- (ウ) 受託者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。またその内容を速やかに委託者に報告すること。
- (エ) 受託者が注意をもって防災措置を講じたにもかかわらず発生した損害や、臨機に応急措置を講じた際の費用については、委託者と受託者が協議の上、委託者が負担する。
- (オ) 気象警報等による工事中断に伴う工期の遅延は、受託者の責によらない。

#### カ 製作図及び竣工図書等の提出

受託者は、設計図書の仕様書にて定める製作図、製作仕様書及び施工図等に変更、追加がある場合は、変更承諾図書を作成し、製作に先立ち委託者に提出し承諾を得ること。

#### キ 情報の整理

受託者は、工事情報、設備情報等の内容に関して、委託者が保有する情報管理システムに登録が可能となるよう電子データで整理及び保存すること。

### (2) 試運転及び性能試験

#### ア 試運転

受託者は、本施設を構成する設備等が必要な設計仕様を満足していることを確認し、かつ、総合的な運転調整を図るため、試運転を行うこと。

なお、試運転の実施にあたっては、要領を記載した試運転計画書を作成し、委託者の確認を受けた上で行うこと。委託者は試運転に立会うことができる。

#### イ 性能試験

受託者は、本施設が本要求水準書に示す性能及び設計図書を満足することを確認するため、性能試験を行うこと。

なお、性能試験の実施にあたっては、要領を記載した性能試験計画書を作成し、委託者の確認を受けた上で行うこと。委託者は試験に立会うことができる。

#### (3) 完成書類及び完成図書の提出と検査の実施

受託者は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」で工事内容別に求められる完成書類に加え、以下に示す書類を速やかに提出し、委託者の完成検査を受けること。また、検査後は「宇城市電子納品運用ガイドライン」で求められる完成図書を速やかに提出すること。

ア 工事写真帳

イ 完成図書

ウ その他委託者が指定する書類等

### 9. 6 その他業務

#### 9. 6. 1 交付金の申請への協力

改築計画、設計及び工事が国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合するように行うこと。

なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等の根拠資料を示すこと。

#### 9. 6. 2 会計検査への協力

改築計画、設計及び工事において、会計実地検査等（年1回程度）に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

#### 9. 6. 3 既存施設の解体撤去に関する事項

- (1) 受託者は、解体撤去による産業廃棄物を搬出する場合は、産業廃棄物処理票（マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認すること。
- (2) 受託者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。
- (3) 撤去品のうち有価物については、発生物品調書を作成し、委託者の指定する箇所に材質毎に分類して集積すること。ただし、協議による変更も可能とする。

## 第10章 移行期間の要求水準

### 10.1 基本的事項

移行期間における要求水準は、本業務を確実に実施する上で委託者及び受託者が満たすべき基本的な要件であり、委託者と受託者の合意によりその効力を得るものである。また、移行期間の具体的内容・手法等は受託者の提案によるものとする。なお、移行期間において、受託者が実施する内容・方法などに不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、本契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

### 10.2 基本実施計画の策定

#### 10.2.1 委託者及び受託者の役割

移行期間における業務引継等は、受託者が主体的に実施するものとし、委託者又は委託者の指定する者は、受託者の要求する本件施設の習熟に必要な本件施設の情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む）及び支援を行うものとする。

#### 10.2.2 基本実施計画

- (1) 受託者は、基本協定締結日の翌日以降で協議により合意した日から業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。
- (2) 受託者は、本件施設の習熟に必要とする情報及び教育訓練等に係る指導を必要とする事項、その他移行期間に実施する事項等の基本事項をまとめ、基本協定締結日の翌日から、速やかに基本実施計画の作成に着手し、委託者に提出するものとする。
- (3) 委託者及び受託者は、受託者が提出した基本実施計画について、速やかに検討・協議の上、基本実施計画を決定し、この計画に基づいて、委託者又は委託者の指定する者及び受託者は、本件施設の情報等の把握及び教育訓練等の実施又は協力（指導を含む）又は支援を行うものとする。
- (4) 基本実施計画に変更があるときは、変更当事者が速やかに、相手方に通知するものとする。

### 10.3 実施内容

移行期間の主目的は、受託者の本件施設に関する習熟とする。受託者は、移行期間において本業務の実施に関し、必要な本件施設の情報等の把握及び教育訓練等を行うものとし、委託者又は委託者の指定する者は受託者が行う本件施設の情報等の把握及び教育訓練等に、協力（指導を含む）及び支援するものとする。

#### 10.3.1 本件施設の運転スキル等の習得

- (1) 完成図書、設計図書及び現地等による本件施設能力、設備機能・仕様等の把握
- (2) 施設配置図、平面図及び現地等による本件施設の設備機器の位置等の把握
- (3) 計装プロセスフロー、施設プロセスフロー等による自動化の程度、制御システム・運転操作方法などの把握
- (4) 過去の配水量・流入下水量等の実績（時間毎、月毎、季節毎等の年間実績）による、本件施設の水量に係わる特性の把握

- (5) 過去の故障内容や頻度、整備状況、異常時の対応措置等の把握
- (6) 水道施設及び下水道施設の水質変動及びデータ実績、処理工程における水質実績、配水水質、放流水質の変動及びデータ実績による本施設の処理特性の把握
- (7) 水質検査項目、採水場所、頻度等の把握
- (8) 配水系統図等による給水区域の特性についての把握
- (9) 下水管路系統図等による下水処理区域の特性についての把握
- (10) その他、委託者又は受託者が必要とする事項

### 10.3.2 本業務の実施に関する整備等

- (1) 5箇年事業実施計画書の策定
- (2) 事業期間における緊急時対応計画書の策定
- (3) 事業開始年度における事業実施計画書、修繕計画書の策定
- (4) 業務報告に関する書式の作成
- (5) 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアル案の作成
- (6) その他、委託者又は受託者が本業務実施上で必要とする事項

### 10.4 実施体制（委託者及び受託者の体制）

移行期間における実施体制は、以下を適用する。

#### 10.4.1 委託者の体制

- (1) 業務実施体制  
委託者の体制は、現行体制を維持するものとする。
- (2) 教育訓練体制  
教育指導は、移行期間（基本協定締結日の翌日から令和9年3月31日までの間）は、委託者又は委託者が指定する者が実施するものとする。

#### 10.4.2 受託者の体制

- (1) 業務実施体制  
受託者は、提案した勤務体制など、基本実施計画に基づいた業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。
- (2) 教育訓練体制  
受託者は、移行期間中に本要求水準書「10.3.1 本件施設の運転スキル等の習得」に記載の事項、その他必要な事項について習得し、移行期間終了日から本業務を履行できるよう教育訓練体制等を準備するものとする。

#### 10.4.3 移行期間の延長等

- (1) 受託者は、移行期間中に本業務の全部又は一部の履行に必要な事項の習得が困難なときは、移行期間終了日の7日前までに、その事由及び延長期間等を明らかにした上で、本要求水準書「10.2 基本実施計画の策定」の基本実施計画の変更計画を附して、委託者に移行期

間の延長を申し出ることができるものとする。

- (2) 委託者は、受託者による本業務の全部又は一部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を承諾するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、委託者に増加費用又は損害が生じるときは、受託者が負担するものとする。その額は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (3) 委託者は、本業務の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料については、事業開始日から延長期間の終了日までの日数に応じた額を、契約書の当該事業区分において、当該年度に記載する「施設管理経費」から差し引いて、支払うものとする。なお、当該額の算定方法については、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (4) 受託者の移行期間の延長の申し出に、合理的かつ正当な事由がなく、本業務が不履行となる恐れがあるときの措置は、契約書の定めによるものとする。

#### 10.4.4 その他

移行期間の実施にあたって疑義がある場合は、委託者及び受託者は、相互に協力し、誠意を持ってこれを解決するものとする。

## **第11章 業務報告書類に関する事項**

### **11.1 業務日報**

受託者は、業務日報を作成し、本件施設に備えるとともに、委託者から求めがあった場合に提出するものとする。

### **11.2 月次業務報告書**

受託者は、月次業務報告書を作成し、本件施設に備えるとともに、委託者に提出するものとする。

### **11.3 年次業務報告書**

受託者は、年次業務報告書を作成し、本件施設に備えるとともに、委託者に提出するものとする。

### **11.4 業務報告書の改善等**

受託者は、業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書の内容等について、必要があるときは委託者と協議のうえ、その内容等を改善するものとする。

### **11.5 報告書の構成等**

事業実施計画書に業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書の構成等を添付するものとする。委託者及び受託者は、これを基に双方協議により、業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

## 第12章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置

### 12.1 基本的事項

#### 12.1.1 モニタリングの方法

(1) 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、自らが作成したセルフモニタリング実施計画に基づき、本契約等に定められた内容の履行状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を委託者に書類及び電子記録媒体等を用いて報告する。

(2) 委託者によるモニタリング

委託者は、受託者によるセルフモニタリングの結果報告を受け、モニタリング実施計画に基づき、書面又は関係者協議会等にてモニタリングを行う。なお、委託者が必要と判断した場合は、現場確認を行う場合がある。なお、第三者によるモニタリングを実施する予定である。

### 12.2 業務実施状況の確認

#### 12.2.1 月間業務実施状況の確認

委託者は受託者の立会いの上、次に掲げる事項により、当該月における業務の実施状況を確認するものとする。

(1) 年間事業実施計画書と月次業務報告書との照合及び確認

年間事業実施計画書と月次業務報告書との照合及び確認は、以下の内容について、書面により実施するものとする。

表12-1 月次業務実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
1	処理状況報告	当該月の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
2	運転データ (月報)	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
3	水質データ (月報)	水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること

		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
4	業務実績	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
5	その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

(2) 年間修繕計画書と月次業務報告書との照合及び確認

年間修繕計画書と月次業務報告書との照合及び確認は、以下の内容について、書面により実施するものとする。

表 1 2 - 2 月次修繕実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
1	修繕実績	年間修繕計画書で当該月に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
		計画外修繕の実施状況	当該月に計画外修繕を実施したときは、その実績が記載されていること

1 2 . 2 . 2 年間の業務実施状況の確認

委託者は受託者の立会いの上、次に掲げる事項により、当該事業年度における業務の実施状況を確認するものとする。

(1) 年間事業実施計画書と年次業務報告書との照合及び確認

年間事業実施計画書と年次業務報告書との照合及び確認は、以下の内容について、書面により実施するものとする。

表 1 2 - 3 年次業務実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
1	処理状況報告	当該年度の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
2	運転データ	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること

	(年報)	ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
3	水質データ (年報)	水処理プロセス毎の水質分析データの 詳細	定められた当該データが記載 されていること
		汚泥分析に関するデータの 詳細	定められた当該データが記載 されていること
		その他分析に関するデータの 詳細	その他分析の実績があるとき は、そのデータが記載されて いること
4	業務実績	年間事業実施計画書で当該年度に計 画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績の記載 があること
		計画外業務の実施状況	当該年度に計画外業務を実施 したときは、その実績が記載 されていること
5	その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

(2) 年間修繕計画書と年次業務報告書との照合及び確認

年間修繕計画書と年次業務報告書との照合及び確認は、以下の内容について、書面により実施するものとする。

表 1 2 - 4 年次修繕実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
1	修繕実績	年間修繕計画書で当該年度に計画し た修繕実施状況	計画された修繕実績が記載さ れていること
		計画外修繕の実施状況	当該年度に計画外修繕を実施 したときは、その実績が記載 されていること

1 2 . 3 要求水準の未達時の措置

1 2 . 3 . 1 改善計画書及び改善状況報告書の提出

(1) 改善計画書の具備すべき条件

モニタリングの結果、受託者が要求水準の未達が判明した場合には、委託者は受託者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

受託者は、改善措置について委託者から通告を受けたときは、契約の定めにより、以下に

示す事項について記載した改善計画書を、委託者に提出するものとする。

表 1 2 - 5 改善計画書の記載事項

記載すべき事項	備考
件名	要求水準未達の件名
経緯・事由等	要求水準未達に至った経緯・事由
改善措置・対策等	要求水準未達を是正する改善措置・対策等 ※設備的要素が伴う改善策等があるときは、関係する図面を添付すること
改善に係る期日	是正の期限又は期間
その他	その他記載すべき事項

(1) 改善状況に関する報告

受託者は、改善計画書について、その実施状況を委託者に報告するときは、契約書の定めによるほか、次によるものとする。

ア 改善に係る実施状況報告は、当該改善通告のあった月の翌月より、その実施状況について報告すること。

イ 改善に係る実施状況は、当該改善通告の件名毎に報告すること。

(2) 改善計画書の変更及び再提出

委託者は、改善計画書の提出後、改善計画書に記載の期限又は期間に至っても要求水準未達が改善されない又は改善の見込みがないと判断したときは、受託者に改善計画書の再提出を求めることができるものとする。

この場合、受託者が契約書の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、前号記載の「改善計画書」を「改善計画書の変更又は再提出」、「当該改善通告」を「当該改善計画書の変更又は再提出の催告」と読み替え、「改善計画書の変更及び再提出」に適用するものとする。

### 1 2 . 3 . 2 委託料の支払い停止

(1) 委託料の支払い停止の開始

ア 委託者は、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、契約書に定めるところにより、委託料の支払いを停止することができるものとする。

イ 委託者は、当該委託料の支払停止を通知した日の翌日から通知した日以降の最初の支払期までの間において、受託者にその弁明の機会を与えるものとする。

(2) 委託料の支払い停止の解除

ア 当該要求水準の未達が是正されたときは、委託者は委託料の支払停止を直ちに解除し、停止していた間の委託料を速やかに受託者に支払うものとする。

イ アにおいて、委託者がやむをえない事情により停止していた委託料を支払うことができない場合は、受託者にその事由を明らかにした上で、当該要求水準の未達が是正された日以降の最初の支払期に支払うことができるものとする。

### 12.3.3 委託料の減額

該事業年度毎に、受託者の責めに帰すべき事由により、要求水準の未達があったときは、委託料を減額することができるものとする。委託料の減額は、次のとおりとする。なお、減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (1) 水道施設の要求水準未達

本要求水準書に示す「末端給水蛇口残留塩素濃度」が達成されないときの委託料の減額は、次のとおりとする。

末端給水蛇口残留塩素濃度の未達があったときは、当該未達が発生した日を1回として、1回につき、次式により算定した額を委託料から減額するものとする。

$$\text{減額する額} Y 1 (\text{円}) = K (\text{円}) \times \{ L / J \} (\text{日})$$

J：当該事業年度の総日数

K：水道事業会計区分における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

L：当該事業年度の末端給水蛇口残留塩素濃度未達日数。

#### (2) 下水道施設の要求水準未達

本要求水準書に示す「放流水質：BOD、SS」の要求水準が達成されないときの委託料の減額は、次によるものとする。

放流水質の未達があったときは、当該未達が発生した日を1回として、1回につき、次式により算定した額を委託料から減額するものとする。

$$\text{減額する額} Y 2 (\text{円}) = B (\text{円}) \times \{ C / A \} (\text{日})$$

A：当該事業年度の総日数

B：契約書別記1（総括表）の公共下水道事業会計区分（下水道事業分）における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

C：当該事業年度の当該放流水質未達日数

#### (3) 減額の時期

ア (1)～(2)における委託料の減額は、当該事業年度の翌年度4月に行うものとする。

イ 事業期間満了による契約終了年度においては、契約が終了する最終月に調整するものとし、その調整額については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

## 第13章 危機管理に関する要求水準

### 13.1 基本的事項

受託者は、災害・事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、災害・事故等が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう、緊急時の対応ができる体制を構築し、適切な対応を行うものとする。

受託者が行う危機管理の対象は、本件施設であり、災害又は事故等発生時における役割分担は、その規模に関わらず、原則として、平常時と同じとする。なお、委託者及び受託者の費用負担等については、契約書の定めに従うものとする。

### 13.2 危機管理マニュアルの策定

受託者は、災害・事故等の緊急時の対応を定めた危機管理マニュアルを作成し、逐次改定を行うものとする。危機管理マニュアルは、水道施設及び下水道施設ごとに作成するものとする。ただし、業務内容や対応地域を勘案し、一体として管理することが効率的な場合は、統合して作成することも認めるものとする。危機管理マニュアルには、災害・事故等発生時の対応手順、特に初動対応の手順、関係機関等との連絡、応急復旧等の行動手順等を明確に記載するとともに、委託者の対応と整合を図るものとする。作成及び改定に当たっては、大雨、地震、暴風、洪水、設備事故、テロ対策等の発生する事象を十分想定するものとする。受託者は、事業開始前までに危機管理マニュアルを委託者に提出し、委託者と協議の上、委託者の承諾を得るものとする。

### 13.3 災害事故等の緊急事態への対応

災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、委託者及び受託者が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、本要求水準書別紙2に示すが、具体的な委託者及び受託者の負担については、受託者が提出する緊急時対応計画書を基に、委託者と受託者が協議により定めるものとする。

#### 13.3.1 水道施設における緊急対応

##### (1) 水質異常における対応等

配水水質が水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、委託者及び受託者は、次の対応等を行うものとする。

- ア 受託者は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を委託者に連絡するものとする。
- イ 委託者は、受託者から水質異常の連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、速やかに受託者と協議し、取るべき対応等を判断し、受託者に対応等を指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは住民等に連絡又は周知するものとする。
- ウ 受託者は、委託者の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、委託者に報告するものとする。
- エ 委託者は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、受託者は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

(2) 異常水量における対応等

水道施設の配水圧力が急激に低下したとき又はその恐れがあるときは、委託者及び受託者は、前項イの「水質異常」を「配水圧力異常」に読み替え、前項アからエの対応等を行うものとする。

(3) 渇水等の取水不良による対応等

渇水等の取水不良による対応については、現状において、渇水等により取水量が制限される事象が発生した場合期間を区切った配水制限を実施している。

### 13.3.2 下水道施設における緊急対応

(1) 流入下水の水質異常における対応等

悪質な下水の流入により、反応槽内生物が死滅する恐れがあるときは、委託者及び受託者は、次の対応等を行うものとする。

ア 受託者は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を委託者に連絡するものとする。

イ 委託者は、受託者から悪質下水の流入について連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、受託者と協議し、取るべき対応等を判断し、受託者に対応等を指示するものとする。

ウ 受託者は、委託者の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、委託者に報告するものとする。

エ 委託者は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、受託者は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

(2) 放流水質の水質異常における対応等

放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは熊本県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、委託者及び受託者は、前項イの「悪質下水の流入について」を「放流水質異常」に読み替えて、前項アからエの対応等を行うものとする。

(3) 異常水量における対応等

下水道施設の浸水又はその恐れが生じたときは、委託者及び受託者は、(1)イの「悪質下水の流入について」を「異常流入水量」に、「指示する」を「指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは住民等に連絡又は周知するものとする。」に読み替えて、(1)アからエの対応等を行うものとする。

## 第14章 契約終了時の措置

### 14.1 業務引継書の作成等

- (1) 受託者は、本件施設の運転方法や留意事項等を記載した引継書（以下「業務引継書」という。）を作成し、契約が終了するまで、本件施設に備えるものとする。
- (2) 委託者は、いつでも、本件施設において業務引継書を閲覧し、又は受託者に対してその内容について説明を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、業務引継書が最新となるよう必要に応じて、業務引継書の内容を変更するものとし、当該内容を変更したときは、委託者に対して、速やかに変更した旨を通知するものとする。

### 14.2 業務引継書の内容

受託者は、業務引継書に、次の事項を含むものとするが、本件施設の運転管理、点検上の留意点など、委託者又は委託者の指定する者が確実に把握できる内容とする。なお、受託者は、事業期間を通じて、業務引継書の改訂に努めるものとする。

- (1) 施設の運転管理
  - ア 運転管理上で留意すべき事項
  - イ 運転管理上での特別な操作（計装設備、設定器等の調節状況等）
- (2) 施設の保守管理
  - ア 保守点検上で留意すべき事項
  - イ 設備装置で留意すべき事項
- (3) 災害・事故時等の対応
- (4) その他留意事項
- (5) 委託者は、必要と認めたときは、業務引継書の内容等の追加、変更について、受託者に要請することができるものとする。

### 14.3 文書の公開

提出された業務引継書の著作権は受託者に帰属する。

なお、委託者は、委託者の業務を行う上で必要が生じたときは、受託者の了解を得たうえで、業務引継書の全部又は一部を公開することができるものとする。

### 14.4 業務引継期間

#### 14.4.1 事業期間満了に伴う業務引継

- (1) 事業期間満了に伴い契約が終了するときは、受託者は、委託者の指示に基づいて、事業期間の終了日までに委託者又は委託者の指定する者に業務引継を行うものとし、その期間は、令和18年10月1日から令和19年3月31日の間を原則とする。
- (2) 業務引継に係る費用は、引継ぎを行う費用は受託者が負担し、引継ぎを受ける費用は委託者又は委託者の指定する者が負担するものとする。

#### 14.4.2 契約解除に伴う業務引継

契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担その他必要事項については、委託者及び受託者が、協議の上で定めるものとする。

#### 14.5 受託者が設置した設備等の譲渡

##### 14.5.1 契約解除に伴う清算方法

受託者が設置した設備等の譲渡を委託者が要求した場合において、契約が解除されたとき若しくは受託者が設置した設備の譲渡を委託者が要求した場合の清算方法は、以下によるものとする。

譲渡に関する清算

受託者が、設置した設備等を譲渡対象とするときの清算は、次式による。

$$\text{清算金（円）} = \text{当該譲渡する設備等の設置費用} - \text{当該譲渡する設備等の設置費用} \times 0.9 \times \text{償却率（地方公営企業法施行規則別表第4に掲げる定額法）} \times \text{設置年数}$$

ただし、当該譲渡する設備等の設置費用は税込みとし、清算金が0円を下回る場合は無償譲渡とする。

##### 14.5.2 契約解除に伴う業務引継

契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担その他必要事項については、委託者及び受託者が、協議の上で定めるものとする。

## 第15章 プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

契約時に見積もった維持管理費に対して、受託者の企業努力や新技術導入に基づく、コスト削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト削減分をシェアする。

プロフィットシェアは受託者側の提案によって発動し、コスト削減分のシェア額や手法については、別途協議し、双方が合意の上で確定する。

## 別紙 1 補足事項

この補足事項は、委託者が受託者に業務を委託するにあたり、業務の範囲について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意すること。

よって、要求水準及びこの補足事項について記載なき事項であっても、委託者が受託者に委託する業務の範囲において、業務履行上で必要な事項については、受託者がこれを定め委託者に提案するものとする。

委託者が受託者に委託する業務の補足事項は、以下のとおりである。

補足事項			表記場所
調達管理に関する事項	燃料・薬品の管理・ 調達対象施設	水道 簡易水道 公共下水道 八代北部流域関連公共下水道 農業集落排水処理施設 雨水ポンプ場	別表 1
	その他の消耗品類	水道 簡易水道 公共下水道 八代北部流域関連公共下水道 農業集落排水処理施設 雨水ポンプ場 料金徴収・窓口関係業務	別表 2
	受託者は、必要なすべての消耗品類等を受託者の費用負担により調達し、管理すること。ただし、委託者の所有で委託者が自ら管理する備品・物品に係る消耗品その他関連物品は除く。 本件施設の運営に際し、受託者は別表 1 及び別表 2 に示す物品を含み管理・調達するものとする。		

別表1 調達管理に関する事項 燃料・薬品の管理・調達対象施設

施設名称		燃料	薬品類	電力
水道	取水及び導水施設	○	○	○
	浄水施設	○	○	○
	送水及び配水施設	○	○	○
簡易水道	取水及び導水施設	○	○	○
	浄水施設	○	○	○
	送水及び配水施設	○	○	○
公共下水道	終末処理場	○	○	○
	マンホールポンプ場	○	○	○
八代北部流域関連公共下水道	マンホールポンプ場	—	—	—
雨水ポンプ場		○	—	○
農業集落排水処理施設		—	—	—

※燃料：(水道、雨水ポンプ場)軽油、ガソリン、A重油、LPガス、電力(公共下水道)軽油、灯油、LPガス、ガソリン、A重油、電力

※薬品類：(水道)次亜塩素酸ソーダ、ポリ塩化アルミニウム、活性炭(公共下水道)高分子凝集剤、ポリ鉄、次亜塩素酸ソーダ、活性炭、起泡助剤、脱硫剤

別表2 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達(1/2)  
(上下水道施設の維持管理業務)

区分	対象施設					
	水道	簡易水道	公共下水道	八代北部流域関連公共下水道	農業集落排水処理施設	雨水ポンプ場
水質試験用薬品	○	○	○	—	—	—
水質試験器具	○	○	○	—	—	—
水質試験用機器	○	○	○	—	—	—
照明関係	○	○	○	—	—	○
廃棄物管理記録	○	○	○	—	—	○
設備関係消耗品・資材・器具	○	○	○	—	—	○

別表2 調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理・調達（2/2）  
（料金徴収・窓口関係業務）

区分	種類・品名
図書費	住宅地図
運搬費	納入通知書等の料金徴収に伴う各種通知等の発送費 料金徴収・窓口関係業務の実施に必要な書類の発送費
事務用品消耗品	業務に必要な文具類、コピー用紙、納入通知書等用紙、封筒、 検針ロール紙、検針票、その他業務用消耗品
車両維持経費（営業車両に係る全経費）	車両購入費、車検及び定期点検整備費用、燃料費、自動車保険料、その他車両に係る付属品や消耗品等
保険料	傷害保険、検針業務等に伴う賠償責任保険料等
通信費	庁舎の電話使用料を除く受託者の携帯電話等
被服費	従事者用の被服、名札等
旅費	出張旅費、研修費等

## 別紙2 責任分担

契約においては、委託者・受託者が負うべき基本的な責任負担は別表3を、性能・機能に関する負担は別表4を、経費の負担は別表5を、業務分担に関する負担は別表6を、緊急事態に関する基本負担は別表7を適用する。

なお、委託者・受託者の緊急事態における具体的な負担については、受託者が提出する緊急時対応計画書を基に委託者・受託者協議により定める。

別表3 基本負担（1／2）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
水道法上の管理責任	水道の管理に関する技術上の業務に関するもの（水道）	○	
下水道法上の管理責任	下水の悪質水質の流入等に関するもの（下水）	○	
廃棄物処理法上の管理責任	脱水ケーキ、廃酸・廃アルカリ等の廃棄物の運搬・処分に関するもの（下水）	○	○
	沈砂、し渣等の運搬・処分に関するもの（下水）	○	○
水質汚濁防止法上の管理責任	放流水の排水基準の規制に関するもの（下水）	○	
その他法令上の責任	受託者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法、消防法、個人情報保護法等）		○
	上記以外のもの	○	○
法令等変更	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更	受託者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可の遅延	受託者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償	受託者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	受託者の責めによるもの（施設見学、窓口対応、誤請求等）		○
	上記以外のもの（上下水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等）	○	
事故の発生	受託者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
環境保全	受託者の責めによる環境への影響		○
	上記以外の大気汚染、下水用水域の汚染、騒音、振動等による環境への影響	○	
契約の解除	委託者の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	受託者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
不可抗力	地震、洪水等の天災による契約の中止・変更、施設損壊	○	

別表3 基本負担(2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
施設の保安	受託者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
特定施設の監督	工場排水の量・水質の監視・監督(下水道)	○	
管路及び管渠機能の確保	管渠の堆積、閉塞、漏水等の抑制と管理(水道、下水道、農集)		○
修繕費の増大	受託者の責めに帰する事由による修繕費の増大		○
	上記以外の修繕費の増大	○	
調達費用の増大	想定配水量及び原水水質範囲内並びに想定流入下水量及び水質範囲内の調達費の増大		○
	想定配水量及び原水水質範囲外並びに想定流入下水量及び水質範囲外の調達費の増大	○	
	電力単価、契約電力変更による調達費の増大	○	
	物価変動以外による調達費の増大		○
	委託者が指定した調達物の価格変動による調達費の増大	○	
	性能未達など、受託者の責めによる調達費の増大		○
	上記以外による調達費の増大	○	
緊急事態に係る費用の増大	性能未達など、受託者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	受託者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大		○
	上記以外の緊急対応費の増大	○	

別表4 性能・機能に関する負担

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
性能・機能	原水及び水道用水供給水の量・質に異常が生じた場合	○	
	流入下水の量・質に異常が生じた場合	○	
	契約水質並びに契約放流水質、契約脱水ケーキ含水率に異常が生じた場合		○
	規定範囲における浄水並びに下水の処理に異常が生じた場合		○
設備機能	受託者がこの契約で負う設備機能の確保		○
	上記以外のもの	○	
管理・調達の責任	受託者がこの契約で調達する物品の確保、納入遅延等		○
	上記以外のもの	○	

別表5 経費に関する負担（1 / 2）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
運転監視	本件施設の運転・監視に関する人件費		○
	本件施設の運転・監視に関する消耗品類の管理・調達費		○
巡回点検	本件施設の巡回点検に関する人件費		○
	本件施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
水質分析	本件施設の運転管理上で必要な水質分析		○
	本件施設の運転管理上で必要な水質分析の試薬、ガラス器具類、その他消耗品類の管理・調達費用		○
	水道施設の法定水質検査費用（水道）		○
	浄水管理センター等の法定水質検査費用（下水）		○
調達管理	本件施設の水道の調達費及び事務管理費用（下水）		○
	本件施設のガスの調達費及び事務管理費用（下水）		○
	本件施設の電力の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設の通信の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設の燃料の調達費及び事務管理費用（水道、下水）		○
	本件施設の薬品類の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設のその他消耗品、備品の調達費及び事務管理費用		○
保安管理	本件施設の保安管理に関する人件費		○
	本件施設の保安管理に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○
	浄水管理センター等の機械警備の委託料及び管理費用（下水）		○
保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○
	本件施設の保守点検に関する車輛費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
	水道施設及び浄水管理センター等の高圧受変電設備の法定点検費用（水道、下水）		○
	水道施設及び浄水管理センター等の消防設備の法定点検費用（水道、下水、農集）		○
修繕	施設の改築・更新などの費用		○
	受託者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○

別表5 経費に関する負担（2/2）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
衛生管理	本件施設の水槽類の点検・清掃に関する人件費		○
	本件施設の水槽類の点検・清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
植栽管理	本件施設の剪定、除草等の植栽管理に関する人件費		○
	本件施設の剪定、除草等の植栽管理に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費、植栽の運搬・処分費		○
	本件施設の床、建物等の清掃に関する人件費		○
	本件施設の床、建物等の清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
廃棄物管理	沈砂・しさ、脱水ケーキ、汚泥の処分費（下水）		○
	沈砂・しさ、脱水ケーキ、汚泥の運搬費及び廃棄物の運搬・処分に係る事務管理費（下水）		○
安全衛生業務	受託者の従業者に対する水道法第 21 条に基づく定期及び臨時の健康診断		○
施設改良等	委託者の承諾を得て受託者が行う施設改良等の費用		○
料金徴収・窓口関係業務	委託者が貸与可能な備品等	○	
	上記以外のもの		○
モニタリング	第三者モニタリングに関する費用	○	
業務準備	業務準備期間に委託者が受託者に行う業務引継ぎに係る自らの費用	○	
	業務準備期間に受託者が前受託者から行う業務引継ぎに係る自らの費用		○
契約終了時の研修・指導	委託者の責めに帰する事由による契約終了時の研修・指導に係る費用	○	
	上記以外による契約終了時の研修・指導に係る費用		○
物価の変動	予期せぬ急激な物価の高騰	協議	

別表6 業務分担に関する基本負担（1/4）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
書類に関する分担	5か年事業計画書の作成・変更、申請（全業務）		○
	5か年事業計画書の確認、承諾通知（全業務）	○	
	年間事業計画書の作成・変更、申請（全業務）		○
	年間事業計画書の確認、承諾通知（全業務）	○	
	改善通告（水道、下水、料金・窓口）	○	
	改善計画の作成・申請（水道、下水、料金・窓口）		○
	改善計画の確認、承諾通知（水道、下水、料金・窓口）	○	
	再改善通告（水道、下水、料金・窓口）	○	

別表6 業務分担に関する基本負担（2/4）

	内容	負担区分	
		委託者	受託者
書類に関する分担	再改善計画の作成、申請（水道、下水、料金・窓口）		○
	再改善計画の確認、承諾通知（水道、下水、料金・窓口）	○	
	モニタリングに係る必要な各種書類の作成・変更（全業務）		○
	モニタリングによる確認、確認完了通知（全業務）	○	
	業務の実施に必要な各種申請書類の作成（全業務）		○
	料金徴収等に関する提案と資料作成、申請（料金・窓口）		○
	料金徴収等に関する提案の確認、見解書（料金・窓口）	○	
	作業マニュアル、その他マニュアルの作成・変更（水道、下水、料金・窓口）		○
	委託料支払い停止・再開に関する通知（水道、下水、料金・窓口）	○	
	委託料の減額に関する通知（水道、下水、料金・窓口）	○	
	緊急事態における業務指示、命令文書（水道、下水、料金・窓口）	○	
	協議・打ち合わせ協議録の作成・記録（全業務）		○
	協議・打ち合わせ協議録の確認（全業務）	○	
	委託者による受託者への措置請求（全業務）	○	
	委託者による受託者への措置請求に対する回答書（全業務）		○
	受託者による委託者への措置請求（全業務）		○
	受託者による委託者への措置請求に対する回答書（全業務）	○	
	委託料の請求申請（全業務）		○
	契約書第47条に基づく契約の解除に関する通知（全業務）	○	
	契約書第48条に基づく契約の解除に関する通知（全業務）		○
その他この契約に関して委託者が必要に応じて行う協議・疑義等の請求（全業務）	○		

別表6 業務分担に関する基本負担（3/4）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
業務の実施	本件施設の運転監視及び操作の実施（水道、下水）		○
	本件施設の運転管理上の水質分析の実施（水道、下水）		○
	水道法上の法定水質検査の実施（水道）		○
	浄水管理センター等の法定水質分析の実施（下水）		○
	本件施設の巡回点検の実施（水道、下水）		○
	本件施設の保守点検の実施（水道、下水）		○
	本件施設の法定点検・検査及び自主点検・検査（水道、下水）		○
	本件施設の電気保安全管理業務（水道、下水）		○
	本件施設の消防設備点検業務（水道、下水）		○
	修繕業務の実施（水道、下水）		○
	本件施設の改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、農集）		○
	本件施設の保安全管理の実施（水道、下水）		○
	水槽、その他タンク・槽類の点検・清掃の実施（水道、下水）		○
	沈砂・しさ、脱水ケーキの運搬の実施（下水）		○
	電力供給契約の締結（水道、下水）		○
	電気保安全管理業務委託契約の締結（水道、下水）		○
	年2回の施設植栽の剪定、草刈（水道、下水）		○
	上記以外の施設の日常的な植栽管理（水道、下水）		○
	施設の衛生管理（床清掃、床ワックス、場内清掃等）の実施（水道、下水）		○
	施設の電力、通信、燃料、薬品等の管理・調達事務の実施（水道、下水）		○
	施設の水道、ガス、電力、通信、燃料、薬品類等の管理・調達事務の実施（水道、下水）		○
	水質分析に関する試薬、器具その他消耗品の管理・調達の実施（水道、下水）		○
	本件施設の設備機能維持に要する部品、その他消耗品類、資機材の管理・調達の実施（全業務）		○
	本件施設の衛生管理に関する消耗品類、資材、機材の管理・調達の実施（全業務）		○
	本件施設に関する図書類の変更・廃棄（全業務）	○	
	本件施設に関する図書類の保管管理（全業務）		○
	運転、水質、点検、修繕その他データの記録と保管（水道、下水）		○
薬品等の受け入れ立ち会いの実施（水道、下水）		○	

別表6 業務分担に関する基本負担（4／4）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
業務の実施	業務の実施に必要な各種申請書の提出、調整、立ち合い（水道、下水）		○
	施設見学の対応（水道）		○
	本件施設の改築・更新に関する協議・打ち合わせの支援（水道、下水、農集）		○
	特定施設の立ち入り、水質検査、調査、指導の実施（下水）	○	
	水道管路、下水道管渠の漏水調査、浚渫、修繕工事等維持管理の実施（水道、下水、農集）		○
	水道管路、下水道管渠の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施（水道、下水、農集）		○
	委託者の財産、備品等の管理・調達の実施（全業務）	○	
	契約終了時の教育・研修の実施（全業務）		○
	事業開始時の既存施設の機能確認の準備（全業務）	○	
	契約終了時の既存施設の機能確認の準備（全業務）		○
	この契約で受託者が必要とする労務・福利厚生、庶務、外注等に関する事務管理、その他必要な業務（全業務）		○
	その他この契約で委託者が必要に応じて行う業務の実施（全業務）	○	

別表7 緊急事態に関する基本負担（1／4）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
震度5弱を超える地震	対応の判断・措置（料金・窓口）	○	
	対応の判断・措置、（水道、下水）	○	
	委託者の指示による初期対応の実施（水道、下水、料金・窓口）		○
震度5弱未満の地震	施設倒壊被害等が無い場合の対応、措置、委託者への連絡（水道、下水）		○
	施設倒壊被害等有る場合の対応の判断・措置、（水道、下水）	○	
	施設倒壊被害等有る場合の委託者の指示による初期対応の実施（水道、下水）		○
大雨洪水警報の発令	緊急出動による委託者待機（水道、下水、農集）	○	
	緊急出動による受託者待機（水道、下水）		○
	対応の判断・措置（料金・窓口）	○	
	対応の判断・措置、（水道、下水、農集）	○	
	委託者の指示による初期対応の実施（水道、下水、料金・窓口）		○

別表7 緊急事態に関する基本負担（2/4）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
大雨洪水警報の発令 (本件施設の浸水被害が想定される場合)	緊急出動による委託者待機(水道、下水、農集)	○	
	緊急出動による受託者待機(水道、下水)		○
	流入ゲート遮断の判断(下水)	○	
	委託者の指示による流入ゲートの閉操作の実施(下水)		○
	降雨前の現場手動運転の判断(下水)	○	
	降雨前の現場手動運転の提案、実施、停止(下水)		○
	委託者の指示による通常排水への操作の実施(下水)		○
	流入ゲート遮断解除の判断(下水)	○	
	委託者の指示による流入ゲートの開操作の実施(下水)		○
大雨洪水注意報の発令	対応の判断・措置(料金・窓口)	○	
	状況監視、運転操作による対応、措置、委託者への連絡(下水)		○
大雨以外の異常増水	運転操作による対応、措置、委託者への連絡(下水)		○
暴風警報の発令	緊急出動による委託者待機(水道、下水、農集)	○	
	緊急出動による受託者待機(水道、下水)		○
	対応の判断・措置(料金・窓口)	○	
暴風警報の発令	対応の判断・措置、(水道、下水、農集)	○	
	委託者の指示による初期対応の実施(水道、下水、料金・窓口)		○
強風注意報の発令	状況監視、運転操作による対応、措置、委託者への連絡(水道、農集)		○
原水水質の異常 (水質基準を超える恐れがあるとき)	初期対応、委託者への連絡(水道)		○
	取水(揚水)停止の判断、原因調査、措置(水道)	○	
	委託者の指示による取水停止の実施(水道)		○
	取水停止解除の判断(水道)	○	
	委託者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施(水道)		○
浄水水質の異常 (要求水準を超える恐れがあるとき)	初期対応、委託者への連絡(水道)		○
	給水停止の判断、措置(水道)	○	
	水質異常の原因調査(水道)		○
	委託者の指示による給水停止操作の実施(水道)		○
	給水停止の解除(水道)	○	
	委託者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施(水道)		○

別表7 緊急事態に関する基本負担 (3/4)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
流入下水水質の異常 (生物死滅の恐れがあるとき)	初期対応、委託者への連絡(下水、農集)		○
	下水処理停止、流入ゲート遮断の判断、原因調査、措置(下水、農集)	○	
	委託者の指示による下水処理停止、流入ゲート閉操作の実施(下水)		○
	下水処理停止、流入ゲートの解除(下水、農集)	○	
	委託者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施(下水)		○
放流水質の異常 (要求水準を超える恐れがあるとき)	初期対応、委託者への連絡(下水)		○
	下水処理停止、流入ゲート遮断の判断、原因調査、措置(下水、農集)	○	
	委託者の指示による下水処理停止、流入ゲート閉操作の実施(下水)		○
	下水処理停止、流入ゲートの解除(下水、農集)	○	
	委託者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施(下水)		○
雨水ポンプ場の自家 用発電機の故障等	初期対応、委託者への連絡(下水)		○
	対応判断・措置(下水)	○	
	委託者の指示による対応(下水)		○
雨水ポンプ場の自家 用発電機の故障等	商用電源による運転、負荷切り替え操作(下水)		○
	復旧時の通常状態復旧操作(下水)		○
労働災害(第三者災害含 む)	初期対応、委託者及び関係機関への連絡、原因調査(水道、下水、料金・窓口)		○
	病院への搬送等(水道、下水、料金・窓口)		○
	受託者の責めに帰するときの施設改良(水道、下水)		○
	上記以外の施設改良(水道、下水)	○	
停電(1時間以上)	上記以外のこと(全業務)	○	○
	初期対応、委託者及び関係機関への連絡(水道、下水)		○
	対応判断・措置(水道、下水)	○	
	委託者の指示による対応(水道、下水)		○
	自家用発電機の運転、負荷切り替え操作(水道、下水)		○
停電(瞬時停電)	復電時の通常状態復旧操作(水道、下水)		○
	運転操作による対応、措置(水道、下水)		○
火災(大規模)	初期対応、委託者及び関係機関への連絡(水道、下水)		○
	対応判断・措置(水道、下水)	○	
	委託者の指示による対応(水道、下水)		○
	受託者の責めに帰するときの本格復旧(水道、下水)		○
	上記以外の本格復旧(水道、下水)	○	

別表7 緊急事態に関する基本負担（4／4）

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受託者
火災（ぼや）	初期対応、委託者及び関係機関への連絡（水道、下水）		○
	対応判断・措置（水道、下水）	○	
	委託者の指示による対応（水道、下水）		○
	受託者の責めに帰するときの復旧（水道、下水）		○
	上記以外の復旧（水道、下水）	○	
設備破損事故	初期対応、委託者への連絡（水道、下水）		○
	機能回復措置の実施（水道、下水）		○
大雪警報	緊急出動による委託者待機（水道、下水、農集）	○	
	緊急出動による受託者待機（水道、下水）		○
	対応の判断・措置（料金・窓口）	○	
	対応の判断・措置、（水道、下水）	○	
	委託者の指示による初期対応の実施（水道、下水）		○
大雪注意報	状況監視、運転操作による対応、措置、委託者への連絡（水道、下水）		○

別紙3 水質検査結果・受水量実績値（参考値）

（第3章 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務に関する要求水準）

別表8 水道水質検査結果（2022年8月）

報告書番号	22U-002014-0008	22U-002014-0006	22U-002014-0009	22U-002014-0010	22U-002014-0005	22U-002014-0007	22U-002014-0002	22U-002014-0013	22U-002014-0018	22U-002014-0017	22U-002014-0011	22U-002014-0012	22U-002014-0003	22U-002014-0004	22U-002014-0001	22U-002014-0016	22U-002014-0015	22U-002014-0014
試料名	三角町上水道	三角町上水道	三角町上水道	三角町上水道	都瀬簡易水道	三角町上水道	松橋町上水道	松橋町上水道	小川町上水道	小川町上水道	東部簡易水道	東部簡易水道	松合簡易水道	松合簡易水道	塩浜簡易水道	西部簡易水道	上奥林簡易水道	上奥林簡易水道
採取場所	三角配水区 三角浄水場 2階検査室	戸馳配水区 戸馳配水池	大田尾配水区 大田尾配水池	小田良配水区 小田良配水池	都瀬配水区	石打配水区 石打配水池	浦川内配水区 砂川公民館	萩尾配水区 萩尾配水池	小川第3配水区 ラポート内	小川第4配水区 第4配水池	東部第1配水区 高良公民館	柳迫配水区 水道管理センター	永尾配水区 永尾二区公民館	松合配水区 松合出張所	塩浜配水区 塩浜配水池	西部配水区 豊野支所	上奥林高配水区 第3水源地	上奥林低配水区 上奥林公民館
採水日	R4.8.26	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16	R4.8.16
採水時刻	9:15	13:10	14:07	14:28	10:46	13:35	13:45	11:17	13:23	9:02	9:19	11:17	9:51	10:28	9:33	11:38	12:20	12:00
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温 (°C)	28.0	31.5	31.5	31.5	31.0	31.5	34.0	33.1	33.1	31.7	30.0	30.0	30.6	30.6	32.1	32.1	33.2	32.9
水温 (°C)	24.1	27.0	26.7	27.2	19.4	31.5	33.0	30.5	29.0	26.8	22.6	27.0	26.8	31.0	24.8	32.1	33.6	33.4
検査項目	水質基準																	
1 一般細菌	100 個/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7 砒素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8 六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10 シアン化合物(イオン及び塩化シアン)	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3.6 mg/l以下	3.6 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満	3.5 未満
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
14 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16 ノス-2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロメタン	0.04 mg/l以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
# 塩素酸	0.6 mg/l以下	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.11 未満	0.15 未満	0.12 未満	0.14 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.08 未満	0.06 未満	0.11 未満	0.12 未満	0.13 未満
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
23 クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.021 未満	0.018 未満	0.014 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.013 未満	0.011 未満	0.010 未満
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.005 未満	0.006 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.004 未満	0.003 未満
25 ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
26 臭素酸	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27 縮トリアロメタン	0.1 mg/l以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.02 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.008 未満	0.007 未満	0.005 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.006 未満	0.004 未満	0.003 未満
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.007 未満	0.006 未満	0.005 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.009 未満
30 プロモホルム	0.09 mg/l以下	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.05 未満	0.06 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満
35 銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	14 未満	14 未満	14 未満	14 未満	12 未満	14 未満	6.3 未満	6.3 未満	6.0 未満	9.1 未満	37 未満	7.9 未満	8.3 未満	9.0 未満	21 未満	7.1 未満	7.7 未満
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.032 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.016 未満	0.006 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
38 塩化物イオン	200 mg/l以下	16 未満	16 未満	16 未満	16 未満	9 未満	16 未満	7 未満	7 未満	7 未満	6 未満	22 未満	6 未満	6 未満	5 未満	44 未満	7 未満	7 未満
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	93 未満	93 未満	94 未満	93 未満	77 未満	94 未満	42 未満	41 未満	41 未満	99 未満	150 未満	56 未満	60 未満	50 未満	48 未満	54 未満	54 未満
40 蒸発残留物	500 mg/l以下	240 未満	230 未満	300 未満	270 未満	210 未満	230 未満	84 未満	88 未満	70 未満	190 未満	320 未満	150 未満	170 未満	160 未満	240 未満	94 未満	100 未満
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下																	

別表9 水道水質検査結果(2023年8月)

報告書番号	23U-002369-0001	23U-002369-0002	23U-002369-0003	23U-002369-0004	23U-002369-0005	23U-002369-0006	23U-002369-0007	23U-002369-0008	23U-002369-0009	23U-002369-0010	23U-002369-0011	23U-002369-0012	23U-002369-0013	23U-002369-0014	23U-002369-0015	23U-002369-0016	23U-002369-0017	23U-002369-0018	
試料名	三角町上水道	三角町上水道	三角町上水道	三角町上水道	郡浦簡易水道	三角町上水道	松橋町上水道	松橋町上水道	小川町上水道	小川町上水道	東部簡易水道	東部簡易水道	松合簡易水道	松合簡易水道	塩浜簡易水道	西部簡易水道	上巢林簡易水道	上巢林簡易水道	
採取場所	三角配水区 三角浄水場 2階検査室	戸配水区 戸配水池	大田尾配水区 大田尾配水池	小田良配水区 小田良配水池	郡浦配水区	石打配水区 石打配水池	浦川内配水区 砂川公民館	萩尾配水区 萩尾配水池	小川第3配水区 ラポート内	小川第4配水区 第4配水池	東部第1配水区 高良公民館	柳迫配水区 不知火支所 1F湯沸室	永尾配水区 永尾二区公民館	松合配水区 松合出張所	塩浜配水区 塩浜配水池	西部配水区 豊野支所	上巢林高区配水区 第3水源池	上巢林低区配水区 上巢林コミュニティセンター	
採水日	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.22	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	R5.8.21	
採水時刻	9:53	13:25	12:43	12:27	9:05	13:05	16:55	15:10	15:40	16:25	13:30	16:45	11:30	11:45	11:38	16:05	15:48	15:33	
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
気温 (°C)	31.6	32.8	31.5	31.0	31.0	32.4	32.6	36.3	32.4	31.7	34.4	33.5	33.0	33.0	33.6	35.3	35.1	35.1	
水温 (°C)	24.0	26.3	26.7	27.0	19.0	29.5	31.3	29.8	28.0	26.7	21.5	26.5	25.3	26.8	25.5	31.7	31.5	31.5	
検査項目	水質基準																		
1 一般細菌	100 個/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	0.0003 未検出	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	0.00005 未検出	
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
7 砒素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
8 六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	3.4	3.4	3.4	3.4	2.7	3.4	0.5	0.5	0.5	2.8	1.4	2.1	1.8	0.9	0.9	0.9	1	
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.11 未検出	0.09 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	0.08 未検出	
13 水素素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.05 未検出	0.14 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	
14 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	0.0002 未検出	
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	
16 2,4,6-トリクロロフェニル及び1,2,4-トリクロロベンゼン	0.04 mg/l以下	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
21 塩素酸	0.6 mg/l以下	0.06 未検出	0.06 未検出	0.06 未検出	0.06 未検出	0.06 未検出	0.06 未検出	0.10 未検出	0.12 未検出	0.11 未検出	0.11 未検出	0.12 未検出	0.06 未検出	0.10 未検出	0.06 未検出	0.13 未検出	0.12 未検出	0.14 未検出	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	0.002 未検出	
23 クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.006 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.011 未検出	0.010 未検出	0.010 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.006 未検出	0.008 未検出	0.007 未検出	0.010 未検出	
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	
26 臭素酸	0.01 mg/l以下	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	0.001 未検出	
27 総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.01 未検出	0.02 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.01 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.03 未検出	
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.005 未検出	0.004 未検出	0.004 未検出	0.005 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.003 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.008 未検出	
30 ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.010 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	0.009 未検出	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	0.008 未検出	
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.02 未検出	0.06 未検出	0.06 未検出	0.07 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.02 未検出	0.05 未検出	0.05 未検出	0.04 未検出	
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	0.03 未検出	
35 銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	0.1 未検出	
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	16 未検出	16 未検出	16 未検出	16 未検出	12 未検出	16 未検出	5.0 未検出	5.2 未検出	5.3 未検出	9.4 未検出	38 未検出	7.9 未検出	8.3 未検出	8.9 未検出	21 未検出	6.5 未検出	7.4 未検出	
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	0.005 未検出	
38 塩化物イオン	200 mg/l以下	17 未検出	17 未検出	17 未検出	17 未検出	9 未検出	18 未検出	6 未検出	7 未検出	7 未検出	6 未検出	20 未検出	6 未検出	6 未検出					



別表 1 1 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量（松橋町）

送水量実績													送水量:24時			宇城市松橋町		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考					
日																		
責任水量	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950	5,950						
1	火 7,502	木 7,506	日 7,504	火 7,508	金 7,505	月 6,978	水 7,136	土 7,502	月 7,221	木 7,155	日 0	日 0						
2	水 7,502	金 7,504	月 7,503	水 7,504	土 7,503	火 7,145	木 7,223	日 7,505	火 7,154	金 6,843	月 0	月 0						
3	木 7,506	土 7,502	火 7,509	木 7,507	日 7,504	水 7,091	金 7,082	月 7,504	水 7,306	土 7,115	火 0	火 0						
4	金 7,507	日 7,506	水 7,504	金 7,509	月 6,870	木 6,764	土 6,601	火 7,506	木 7,423	日 7,502	水 0	水 0						
5	土 7,505	月 7,502	木 7,506	土 7,506	火 7,059	金 7,128	日 6,833	水 7,506	金 7,356	月 7,503	木 0	木 0						
6	日 7,501	火 7,502	金 7,503	日 7,505	水 7,086	土 7,051	月 7,032	木 7,508	土 7,245	火 0	金 0	金 0						
7	月 7,508	水 7,506	土 7,344	月 7,502	木 6,822	日 6,845	火 7,068	金 7,502	日 7,361	水 0	土 0	土 0						
8	火 7,502	木 7,501	日 6,730	火 7,504	金 6,837	月 7,111	水 7,141	土 7,508	月 7,231	木 0	日 0	日 0						
9	水 7,506	金 7,507	月 7,504	水 7,503	土 6,664	火 7,109	木 7,056	日 7,507	火 7,312	金 0	月 0	月 0						
10	木 7,506	土 7,504	火 7,504	木 7,501	日 6,610	水 6,826	金 7,215	月 7,508	水 7,503	土 0	火 0	火 0						
11	金 7,501	日 7,129	水 7,505	金 7,505	月 6,296	木 6,990	土 7,001	火 7,504	木 7,506	日 0	水 0	水 0						
12	土 7,506	月 7,501	木 7,505	土 7,504	火 6,748	金 7,061	日 6,765	水 7,502	金 7,447	月 0	木 0	木 0						
13	日 7,505	火 7,503	金 7,505	日 7,502	水 7,506	土 6,835	月 6,999	木 7,503	土 7,045	火 0	金 0	金 0						
14	月 7,504	水 7,507	土 7,506	月 7,347	木 7,507	日 6,617	火 7,129	金 7,503	日 7,036	水 0	土 0	土 0						
15	火 7,506	木 7,505	日 7,505	火 7,207	金 6,955	月 6,747	水 6,867	土 7,503	月 7,308	木 0	日 0	日 0						
16	水 7,507	金 7,505	月 7,504	水 7,505	土 6,954	火 7,118	木 7,299	日 7,504	火 7,211	金 0	月 0	月 0						
17	木 7,503	土 7,508	火 7,504	木 7,505	日 6,954	水 7,133	金 7,173	月 7,508	水 7,434	土 0	火 0	火 0						
18	金 7,503	日 7,019	水 7,502	金 7,502	月 6,824	木 7,039	土 7,034	火 7,503	木 7,501	日 0	水 0	水 0						
19	土 7,504	月 7,508	木 7,506	土 7,506	火 7,070	金 7,083	日 6,764	水 7,506	金 7,373	月 0	木 0	木 0						
20	日 7,508	火 7,506	金 7,502	日 7,103	水 7,502	土 6,817	月 6,974	木 7,502	土 7,254	火 0	金 0	金 0						
21	月 7,508	水 7,505	土 7,504	月 7,232	木 6,927	日 6,830	火 6,973	金 7,501	日 7,021	水 0	土 0	土 0						
22	火 7,508	木 7,506	日 7,501	火 7,434	金 6,903	月 6,815	水 7,057	土 7,504	月 7,335	木 0	日 0	日 0						
23	水 7,503	金 7,502	月 7,503	水 7,505	土 6,964	火 6,904	木 7,309	日 7,081	火 7,411	金 0	月 0	月 0						
24	木 7,505	土 7,506	火 7,904	木 7,506	日 6,783	金 6,930	月 7,141	日 7,328	水 7,332	土 0	火 0	火 0						
25	金 7,503	日 7,459	水 7,905	金 7,502	月 6,871	木 7,031	土 7,103	火 7,242	木 7,227	日 0	水 0	水 0						
26	土 7,507	月 7,504	木 7,905	土 7,503	火 7,114	金 7,144	日 6,883	水 7,505	金 7,463	月 0	木 0	木 0						
27	日 7,505	火 7,506	金 7,504	日 7,503	水 7,218	土 7,030	月 7,139	木 7,507	土 7,504	火 0	金 0	金 0						
28	月 7,508	水 7,503	土 7,504	月 7,505	木 7,165	日 6,536	火 7,158	金 7,505	日 7,505	水 0	土 0	土 0						
29	火 7,503	木 7,505	日 7,506	火 7,505	金 7,043	月 7,152	水 7,362	土 7,503	月 7,504	木 0	日 0	日 0						
30	水 7,504	金 7,503	月 7,504	水 7,505	土 7,026	日 7,015	火 7,398	日 7,506	火 7,504	金 0	月 0	月 0						
31		土 7,504		木 7,506	日 6,918		金 7,507		水 7,508	土 0		火 0						
合計	225,146	231,734	225,395	231,441	217,236	208,875	219,422	224,276	227,541	36,118	0	0						
平均	7,505	7,475	7,513	7,466	7,008	6,963	7,078	7,476	7,340	1,165	0	0						
最大	7,508	7,508	7,905	7,509	7,507	7,152	7,507	7,508	7,508	7,503	0	0						
最小	7,501	7,019	6,730	7,103	6,296	6,536	6,601	7,081	7,021	0	0	0						
送水量	126.13%	125.64%	126.27%	125.48%	117.78%	117.02%	118.96%	125.64%	123.36%	19.58%	0.00%	0.00%						
超過率	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500						
実送率	100.06%	99.67%	99.64%	99.54%	94.10%	92.83%	94.38%	99.68%	97.87%	17.21%	0.00%	0.00%						
特記事項																		

別表 1 2 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量（小川町）

送水量実績													送水量:24時			宇城市小川町		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考					
日																		
責任水量	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650						
1	火 2,254	木 1,652	日 1,789	火 1,784	金 1,965	月 1,855	水 1,675	土 1,857	月 1,792	木 1,675	日 1,675	日 0						
2	水 1,631	金 1,730	月 1,558	水 1,817	土 2,010	火 1,829	木 1,731	日 1,678	火 1,720	金 0	月 0	月 0						
3	木 1,746	土 1,789	火 1,588	木 1,895	日 2,053	水 1,828	金 1,718	月 1,874	水 1,767	土 0	火 0	火 0						
4	金 1,638	日 2,238	水 1,725	金 1,792	月 1,729	木 1,728	土 1,756	火 1,761	木 1,776	日 0	水 0	水 0						
5	土 1,634	月 2,255	木 1,790	土 1,907	火 1,839	金 1,779	日 1,871	水 1,809	金 1,791	月 0	木 0	木 0						
6	日 1,769	火 2,253	金 1,795	日 1,781	水 1,695	土 1,875	月 1,887	木 1,844	土 1,840	火 0	金 0	金 0						
7	月 1,707	水 2,255	土 1,644	月 1,885	木 1,536	日 1,856	火 1,931	金 1,774	日 1,913	水 0	土 0	土 0						
8	火 1,767	木 1,887	日 1,601	火 1,836	金 1,599	月 1,832	水 1,898	土 1,776	月 1,779	木 0	日 0	日 0						
9	水 1,738	金 1,597	月 1,530	水 1,662	土 1,632	火 1,847	木 1,881	日 1,642	火 1,749	金 0	月 0	月 0						
10	木 1,622	土 1,661	火 1,588	木 1,709	日 1,599	水 2,000	金 1,907	月 1,715	水 1,838	土 0	火 0	火 0						
11	金 1,745	日 1,623	水 1,597	金 1,606	月 1,641	木 2,164	土 1,792	火 1,716	木 1,830	日 0	水 0	水 0						
12	土 1,641	月 1,664	木 1,692	土 1,687	火 2,253	金 1,663	日 1,682	水 1,725	金 1,847	月 0	木 0	木 0						
13	日 1,712	火 1,742	金 1,702	日 1,707	水 2,257	土 1,686	月 1,776	木 1,735	土 1,804	火 0	金 0	金 0						
14	月 1,733	水 1,777	土 1,772	月 1,607	木 2,803	日 1,573	火 1,779	金 1,799	日 1,768	水 0	土 0	土 0						
15	火 1,710	木 1,697	日 1,851	火 1,676	金 2,803	月 1,788	水 1,747	土 1,883	月 1,882	木 0	日 0	日 0						
16	水 1,770	金 1,592	月 1,768	水 1,791	土 1,816	火 1,699	木 1,687	日 1,875	火 1,838	金 0	月 0	月 0						
17	木 1,787	土 1,570	火 1,857	木 1,678	日 2,580	水 1,616	金 1,701	月 1,677	水 1,770	土 0	火 0	火 0						
18	金 1,672	日 1,583	水 1,823	金 1,592	月 1,903	木 1,641	土 1,674	火 1,743	木 1,876	日 0	水 0	水 0						
19	土 1,858	月 1,646	木 1,904	土 1,814	火 1,912	金 1,631	日 1,663	水 1,882	金 1,798	月 0	木 0	木 0						
20	日 1,633	火 1,700	金 2,025	日 1,771	水 1,821	土 1,681	月 1,714	木 1,793	土 1,831	火 0	金 0	金 0						
21	月 1,808	水 1,532	土 1,749	月 1,779	木 1,785	日 1,747	火 1,713	金 1,861	日 1,744	水 0	土 0	土 0						
22	火 1,601	木 1,674	日 1,601	火 1,902	金 1,799	月 1,609	水 1,699	土 1,884	月 1,899	木 0	日 0	日 0						
23	水 1,619	金 1,641	月 1,617	水 1,824	土 1,932	火 1,712	木 1,733	日 1,758	火 1,830	金 0	月 0	月 0						
24	木 1,742	土 1,546	火 1,600	木 1,788	日 1,862	水 1,670	金 1,734	月 1,803	水 1,734	土 0	火 0	火 0						
25	金 1,678	日 1,631	水 1,679	金 1,786	月 1,845	木 1,648	土 1,833	火 1,725	木 1,756	日 0	水 0	水 0						
26	土 1,822	月 1,719	木 1,582	土 1,808	火 1,848	金 1,738	日 1,735	水 1,708	金 1,875	月 0	木 0	木 0						
27	日 1,808	火 1,851	金 1,702	日 1,766	水 1,858	土 1,723	月 1,702	木 1,853	土 2,055	火 0	金 0	金 0						
28	月 1,536	水 1,928	土 1,815	月 1,870	木 1,888	日 1,553	火 1,876	金 1,826	日 2,054	水 0	土 0	土 0						
29	火 1,832	木 1,727	日 1,851	火 1,835	金 1,873	月 1,595	水 1,863	土 1,855	月 1,956	木 0	日 0	日 0						
30	水 1,717	金 1,825	月 1,814	水 1,785	土 1,854	月 1,795	木 1,779	日 1,820	火 1,967	金 0	月 0	月 0						
31		土 1,868		木 1,972	日 1,929		金 1,642		水 2,054	土 0		火 0						
合計	51,930	54,853																

別表13 上天草・宇城水道企業団供給水の受水量（豊野町）

送水量実績													送水量:24時			宇城市豊野町
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考			
日																
表注水量	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500				
1	火 342	木 344	日 341	火 340	金 337	月 337	水 340	土 455	月 456	木 520	日 0	日 0	0			
2	水 343	金 343	月 340	水 340	土 339	火 336	木 340	日 444	火 472	金 0	月 0	月 0	0			
3	木 343	土 344	火 341	木 339	日 336	水 338	金 340	月 457	水 474	土 0	火 0	火 0	0			
4	金 343	日 343	水 341	金 340	月 337	木 337	土 339	火 456	木 482	日 0	水 0	水 0	0			
5	土 343	月 343	木 384	土 340	火 338	金 338	日 340	水 462	金 478	月 0	木 0	木 0	0			
6	日 342	火 344	金 342	日 339	水 337	土 302	月 339	木 477	土 479	火 0	金 0	金 0	0			
7	月 342	水 343	土 342	月 339	木 337	日 336	火 339	金 487	日 472	水 0	土 0	土 0	0			
8	火 343	木 342	日 344	火 340	金 337	月 338	水 316	土 464	月 481	木 0	日 0	日 0	0			
9	水 345	金 343	月 343	水 338	土 339	火 337	木 339	日 428	火 499	金 0	月 0	月 0	0			
10	木 344	土 342	火 344	木 339	日 340	水 338	金 339	月 458	水 495	土 0	火 0	火 0	0			
11	金 344	日 342	水 342	金 339	月 337	木 338	土 339	火 458	木 484	日 0	水 0	水 0	0			
12	土 343	月 344	木 342	土 339	火 331	金 339	日 340	水 465	金 486	月 0	木 0	木 0	0			
13	日 342	火 343	金 343	日 339	水 331	土 294	月 340	木 462	土 486	火 0	金 0	金 0	0			
14	月 342	水 343	土 342	月 340	木 331	日 339	火 340	金 474	日 456	水 0	土 0	土 0	0			
15	火 343	木 343	日 343	火 339	金 332	月 340	水 297	土 494	月 475	木 0	日 0	日 0	0			
16	水 345	金 343	月 344	水 339	土 330	火 339	木 341	日 458	火 503	金 0	月 0	月 0	0			
17	木 344	土 341	火 344	木 339	日 330	水 340	金 340	月 458	水 496	土 0	火 0	火 0	0			
18	金 344	日 342	水 345	金 339	月 329	木 339	土 340	火 460	木 486	日 0	水 0	水 0	0			
19	土 342	月 340	木 346	土 340	火 329	金 339	日 473	水 459	金 495	月 0	木 0	木 0	0			
20	日 341	火 341	金 347	日 339	水 328	土 340	月 542	木 478	土 487	火 0	金 0	金 0	0			
21	月 340	水 342	土 345	月 340	木 328	日 272	火 538	金 480	日 455	水 0	土 0	土 0	0			
22	火 342	木 341	日 343	火 340	金 329	月 341	水 524	土 474	月 529	木 0	日 0	日 0	0			
23	水 342	金 341	月 343	水 342	土 330	火 340	木 486	日 455	火 481	金 0	月 0	月 0	0			
24	木 343	土 341	火 343	木 340	日 330	水 341	金 468	月 445	水 470	土 0	火 0	火 0	0			
25	金 342	日 341	水 343	金 339	月 329	木 341	土 455	火 462	木 483	日 0	水 0	水 0	0			
26	土 342	月 341	木 344	土 339	火 328	金 277	日 439	水 475	金 510	月 0	木 0	木 0	0			
27	日 342	火 343	金 343	日 337	水 329	土 340	月 457	木 468	土 518	火 0	金 0	金 0	0			
28	月 343	水 343	土 344	月 338	木 328	日 281	火 478	金 487	日 504	水 0	土 0	土 0	0			
29	火 343	木 342	日 343	火 340	金 345	月 340	水 471	土 484	月 501	木 0	日 0	日 0	0			
30	水 342	金 341	月 341	水 338	土 338	月 340	木 478	日 463	火 493	金 0	月 0	月 0	0			
31	土 341	木 339	日 337	金 455	水 513	土 0	火 0	日 0	火 0	0	0	0	0			
合計	10,281	10,612	10,332	10,518	10,336	9,897	12,312	13,947	15,099	520	0	0	0			
平均	343	342	344	339	333	330	397	465	487	17	0	0	0			
最大	345	344	384	342	345	341	542	494	529	520	0	0	0			
最小	340	340	340	337	328	272	297	428	455	0	0	0	0			
送水率	68.54%	68.46%	68.88%	67.86%	66.68%	65.98%	79.43%	92.98%	97.41%	3.35%	0.00%	0.00%	0.00%			
観測値未満	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350			
送水率	97.91%	97.81%	96.56%	96.94%	95.26%	94.26%	91.54%	84.53%	88.56%	4.79%	0.00%	0.00%	0.00%			
特記事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     管内送水設備が、                      一部、                      停止                 </div>															

別紙4 令和7年度年間業務スケジュール

(第7章 料金徴収・窓口関係業務に関する要求水準)

【4】: 年間業務スケジュール

日/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1			日			HT提出		土		元旦	日	日
2					土	HT回収		日		閉庁		
3		祝			日			祝		閉庁		
4		祝				調定△	土			日		
5	土	祝	HT提出	土	HT提出		日	HT提出	HT提出	HT提出	HT提出	HT提出
6	日	振	HT回収	日	HT回収	土	HT提出	HT回収	土	HT回収	HT回収	HT回収
7	HT提出	HT提出	土	HT提出		日	HT回収		日		土	土
8	HT回収	HT回収	日	HT回収	調定			土	HT回収	調定	日	日
9	調定▽				土		調定△	日				
10		土	調定	調定△	日				調定	土	調定△	
11		日			祝		土	調定		日	祝	
12	土	調定△		土		納付書	日			祝		
13	日		納付書	日		土	祝		土		納付書	納付書
14	納付書	納付書	土	納付書	納付書	日	納付書	納付書	日	納付書	土	土
15			日			祝		土	納付書		日	日
16					土			日				
17	督促	土		督促	日		督促			土		
18		日				督促	土		督促	日		督促
19	土	督促	督促	土	督促		日	督促			督促	
20	日			日		土			土			祝
21			土	祝		日			日		土	土
22			日					土		督促	日	日
23					土	祝		祝			祝	
24	HT作成	土			日	HT作成	HT作成	振	HT作成	土		
25		日	HT作成		HT作成		土			日	HT作成	
26	土			土	HT配布	HT配布	日	HT作成	HT配布			HT作成
27	日		HT配布	日		土			土		HT配布	
28	HT配布	HT作成	土			日	HT配布	HT配布	日	HT作成	土	土
29	祝		日					土	閉庁			日
30		HT配布		HT配布	土			日	閉庁	HT配布		HT配布
31		土			日				閉庁	土		

HT提出 : 本庁、各支所へのHTの提出  
 HT回収 : 各支所からのHT回収  
 調定 : 当日中に調定を行う  
 調定△ : 当日午前中までに調定を行う  
 調定▽ : 当日午後間に調定を行う

納付書 : 納付書の送付  
 督促 : 督促状の送付  
 HT作成 : HTへの検針データ転送  
 HT配布 : 各検針員へのHTの配布

## 別紙5 料金徴収・窓口関係業務の実施状況

(第7章 料金徴収・窓口関係業務に関する要求水準)

別表14 窓口受付業務資料作成業務概要

決算、統計、例月監査に関する資料
庁内の各種調査資料、国や県などの意向調査や各種補助申請の基礎数値や考え方、添付書類等の補助資料
税務署や地方公共団体からの各種照会文書、警察・検察等などの捜査機関からの照会文書
滞納整理や窓口支援業務として、滞納整理や裁判関係に必要な基礎資料の準備
開閉栓時の地図や検針順路等の資料
判断根拠や回答に必要な資料の取りまとめ

別表15 使用者郵送先等変更業務概要

指定工事店の免許更新勧奨、納付書の発送、口座登録済通知書、口座振替通知、インボイス関連の通知、検針お知らせ票郵送分、分納約束等の納付書、督促状、催告書、給水停止予告書や給水停止執行通知、契約解除予告通知
(委託者側の負担) 滞納整理の処分に関する通知、催告書(高額案件)、契約解除通知、裁判関係通知、財産調査関係

別表16 業務規模

業務項目	業務内容
給水人口	42,401人(R6決算)
給水戸数	18,787戸(R6決算)
検針件数	令和6年度検針件数 215,152件(毎月検針) 内下水道検針 6,770件
再検針	漏水及び異常水量時 受託者にて実施 32/件(R7.4月~R7.12月)
開閉栓申請件数	4,511件(R6実績)
令和6年度収納額	水道1,043,193千円、下水道500,633千円
収納方法	口座振替、納付書(コンビニ収納あり)
口座振替申込	約1,000件/年
料金、検針、漏水等 問い合わせ	電話:約600件/月、窓口:約450件/月
令和6年度 通知書発送件数	通知書発送件数 納入通知書 58,344件 督促状 13,825件 口座振替通知書 11,567件 消費税適格請求書 804件 検針票 840件
給水停止予告通知	101件(R7.4月~R7.12月)
給水停止執行件数	73件(R7.4月~R7.12月)

指定工事店の申請受付件数	給水工事店 9件 (R6実績) 排水工事店 2件 (R6実績)
検満メーター交換	R5:1, 301件、R6:2, 650件、R7:500件、 R8:400件、R9:3, 400件、R10、3, 500件、 R11:2, 800件
給水設置申請	相談:240件 (埋設確認含む) 申請:186件
排水設置申請	相談:200件 (埋設確認含む) 申請:150件

別表17 業務実施環境

業務項目	業務内容
業務実施場所	宇城市上下水道課執務室内
貸与可能備品	業務用車両駐車場、机、いす、FAX、固定電話、閉栓キャップ、水道光熱費、更衣室、検針用ハンディーターミナル ※数に限りがある
料金システム	RKKCS (株)
企業会計システム	(株)ぎょうせい
システム利用	貸与
システム保守費用	委託者
ハンディーターミナル	P a n a s o n i c
ハンディーターミナル台数	40台
その他の機器	複合機、圧着機
検針順路図	有り (手書き)
水道メーター位置図	有り (紙、一部ハンディーターミナルシステム)
滞納者情報	水道料金システム、下水道使用料システム、受益者負担金システム、滞納整理支援システム、収納消込システム
制服	無し

別表 18 メーター交換予定件数

(水道及び下水道)

年度	φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75 以上	不明分	予想新規 加入数	合計
R 8	3, 780	90	32	9	25	11	2	180	—	3, 949
R 9	3, 011	147	11	6	21	10	1	70	—	3, 207
R 10	3, 185	55	22	8	25	3	4	70	—	3, 302
R 11	2, 497	43	29	4	8	1	1	85	—	2, 583
R 12	2, 543	67	43	6	32	11	5	85	—	2, 707
R 13	2, 651	67	14	0	21	14	2	85	—	2, 769
R 14	3, 839	82	26	5	20	9	2	34	—	3, 983
R 15	3, 072	79	25	5	22	8	2	41	289	3, 503
R 16	2, 971	77	24	5	21	8	2	180	286	3, 395
R 17	2, 965	67	26	5	21	8	3	70	264	3, 359
R 18	2, 934	69	27	4	21	8	3	70	186	3, 252

※水道メーターφ40で、1個特注品が令和6年度に設置している

※学校施設等の量水器は本事業で交換する

※下水道量水器で口径が未確定な分は、不明分として計上

## 別紙6 水道施設概要

(第3章 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務に関する要求水準)

別表19 水道事業概要

区分	地区名	供用開始年	計画給水人口(人)	給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	有収水量(千m <sup>3</sup> )	有収水量密度(千m <sup>3</sup> /ha)
上水道	三角地区	昭和4年	6,020	4,509	11.8	465	0.39
	松橋・小川地区	昭和51年	35,900	30,884	47.11	3,059	0.65
簡易水道	郡浦地区	昭和43年	1,600	765	1.72	61	0.35
	不知火東部地区	昭和39年	4,600	3,462	2.41	311	1.29
	不知火松合地区	平成4年	2,200	1,023	3.24	90	0.28
	不知火塩浜地区	平成16年	120	219	0.3	23	0.77
	豊野西部地区	平成16年	3,400	1,685	11.2	121	0.11
	豊野上巢林地区	昭和47年	280	183	0.66	19	0.29

※出典:水道事業経営戦略

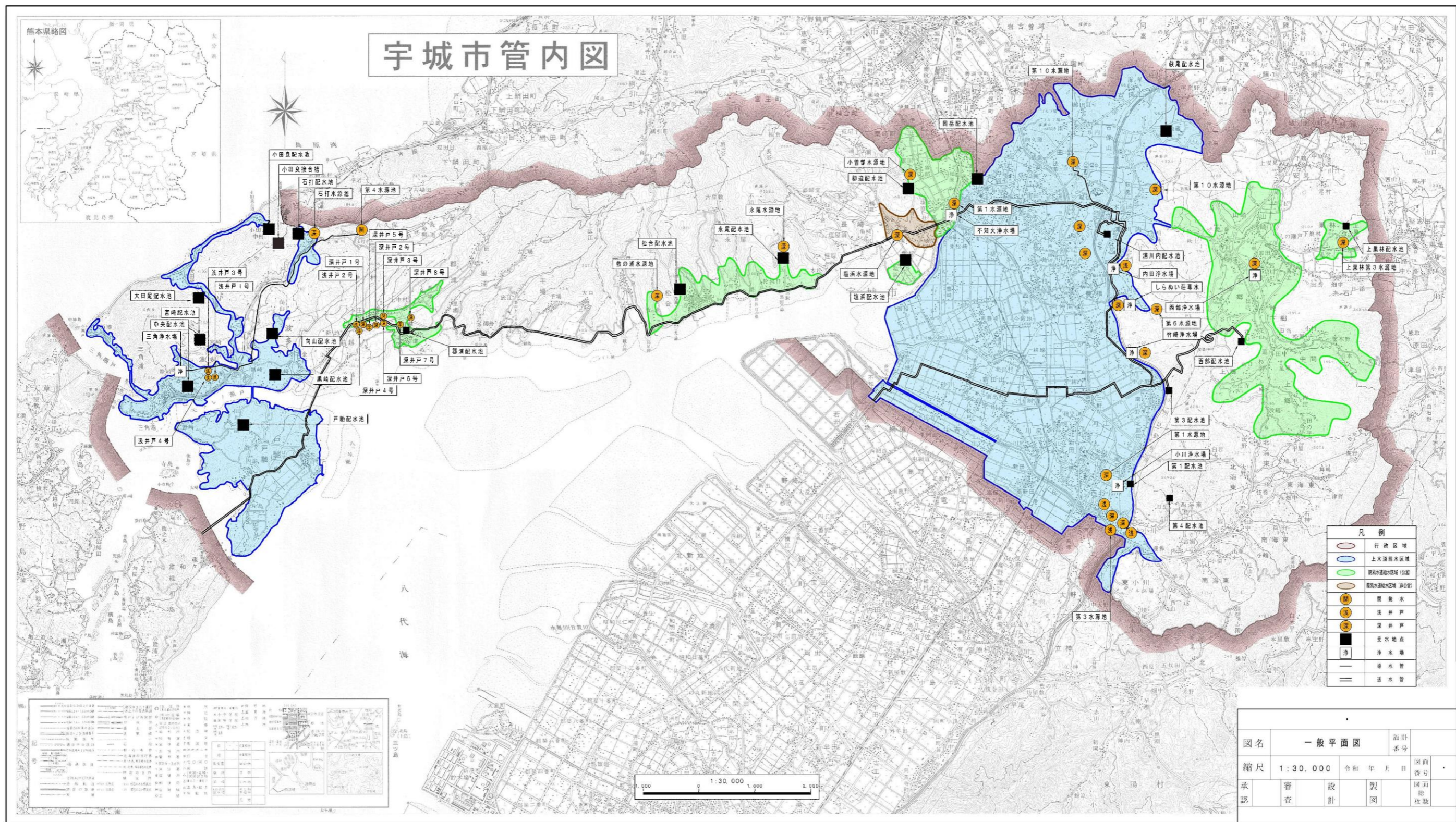
別表20 水道事業概要

項目	区分	内容
水源	上水道	受水、ダム、地下水
	簡易水道	受水、地下水
施設数	上水道	59施設
	簡易水道	37施設
管路延長	上水道	492.6 km
	簡易水道	113.9 km

※出典:水道事業経営戦略

別表 2 1 水道施設一覧

事業	取水・導水施設	浄水・送水施設	配水施設
三角上水道事業	浅井戸2号	三角浄水場	小田良配水池
	深井戸1号	大田尾送水ポンプ所	大田尾配水池
	深井戸2号	大田尾圧力調整場	中央配水池
	深井戸3号	小田良圧力調整場	宮崎配水池
	深井戸4号		黒崎配水池
	深井戸5号		向山配水池
	深井戸6号		戸馳配水池
	第4水源 (ダム)		石打送水ポンプ場
	郡浦導水ポンプ所		宮崎加圧所
			黒崎加圧所
			向山加圧所
			戸馳加圧所
			田井ノ浦加圧所
			内瀧加圧所
事業	取水・導水施設	浄水・送水施設	配水施設
松橋・小川上水道事業	1号井水源	内田浄水場	浦川内配水池
	2号井水源	岡岳加圧所	岡岳配水池
	3号井水源	豊川浄水場	萩尾配水池
	6号井水源	竹崎浄水場	豊川配水場
	9号井水源	当尾加圧所	竹崎配水池
	10号井水源	萩尾加圧所	南萩尾加圧所
	13号井水源	小川町浄水場	浦川内加圧所
	竹崎水源	送水ポンプ場	第1配水池 (小川)
	第1水源 (小川)	小川文化センター (ラポート)	第3配水池 (小川)
	第3水源 (小川)	不知火水道管理センター	第4配水池 (小川)
	第4水源 (小川)		柳迫配水池
第5水源 (小川)			
第6水源 (小川)			
小曾部水源地			
事業	取水・導水施設	浄水・送水施設	配水施設
郡浦地区簡易水道事業	深井戸7号	郡浦送水ポンプ所	郡浦簡水配水池
	深井戸8号		
事業	取水・導水施設	浄水・送水施設	配水施設
松合地区簡易水道事業	永尾水源地	永尾浄水場	永尾配水池
	救の浦第1水源		松合配水池
	救の浦第2水源		二本松加圧所
事業	取水・導水施設	浄水・送水施設	配水施設
塩浜地区簡易水道事業	塩浜水源地		塩浜配水池
事業	取水・導水施設	浄水・送水施設	配水施設
豊野西部地区簡易水道事業	第1水源	西部浄水場	西部配水池
	第2水源		西部調圧水槽
			山崎加圧所
			下郷加圧所
			下上郷加圧所
			上上郷加圧所
		中間加圧所	
事業	取水・導水施設	浄水・送水施設	配水施設
上巢林	第1水源		上巢林低区配水池
	第2水源		上巢林高区配水池
	第3水源		



別図 1 宇城市管内図

別表 2 2 巡視点検業務の点検周期 (1 / 3)

事業	No.	施設名	主要設備	点検周期
三角 上水	1	三角町浄水場	沈澱池、ろ過池、薬注設備等	日点検
	2	大田尾送水ポンプ所	送水ポンプ設備	2回/月
	3	大田尾圧力調整場	電気設備	2回/月
	4	小田良圧力調整場	電気設備	2回/月
	5	小田良配水池	滅菌設備	2回/月
	6	大田尾配水池	滅菌設備	2回/月
	7	中央配水池	電気設備	2回/月
	8	宮崎配水池	電気設備	2回/月
	9	黒崎配水池	電気設備	2回/月
	10	向山配水池	電気設備	2回/月
	11	戸馳配水池	電気・薬注設備	2回/月
	12	石打送水ポンプ場	加圧ポンプ設備	2回/月
	13	宮崎加圧所	加圧ポンプ設備	2回/月
	14	黒崎加圧所	送水・滅菌設備 (向山系・黒崎系)	2回/月
	15	向山加圧所	加圧ポンプ設備	2回/月
	16	戸馳加圧所	加圧ポンプ設備	2回/月
	17	田井ノ浦加圧所	加圧ポンプ設備	2回/月
	18	内瀬加圧所	加圧ポンプ設備	2回/月
	19	浅井戸 2号	取水ポンプ設備	2回/月
	20	深井戸 1号	取水ポンプ設備	2回/月
	21	深井戸 2号	取水ポンプ設備	2回/月
	22	深井戸 3号	取水ポンプ設備	2回/月
	23	深井戸 4号	取水ポンプ設備	2回/月
	24	深井戸 5号	取水ポンプ設備	2回/月
	25	深井戸 6号	取水ポンプ設備	2回/月
	26	第4水源 (ダム)	取水ポンプ設備	2回/月
	27	郡浦導水ポンプ所	導水ポンプ設備	2回/月
松橋・ 小川 上水	28	内田浄水場	沈殿池、ろ過設備、薬注設備等	1回/月
	29	岡岳加圧所	電気設備	1回/月
	30	豊川浄水場	沈殿池、ろ過設備、薬注設備等	1回/月
	31	竹崎浄水場	電気設備、ろ過設備	1回/月
	32	当尾加圧所	電気設備	1回/月
	33	萩尾加圧所	電気設備	1回/月
	34	小川浄水場	電気設備、ろ過設備	1回/月

別表 2 3 巡視点検業務の点検周期 (2 / 3)

事業	No.	施設名	主要設備	点検周期
松橋・ 小川 上水	3 5	送水ポンプ場	電気設備、送水ポンプ設備	1 回 / 月
	3 6	小川文化センター (ラ ポート)	電気設備、ろ過設備	1 回 / 月
	3 7	不知火水管理センター	電気設備、ろ過設備	1 回 / 月
	3 8	浦川内配水池	滅菌設備	1 回 / 月
	3 9	岡岳配水池	滅菌設備	1 回 / 月
	4 0	萩尾配水池	滅菌設備	1 回 / 月
	4 1	豊川配水場	滅菌設備	1 回 / 月
	4 2	竹崎配水池	滅菌設備	1 回 / 月
	4 3	南萩尾加圧所	電気設備	1 回 / 月
	4 4	浦川内加圧所	電気設備	1 回 / 月
	4 5	小川第 1 配水池	電気設備、送水ポンプ設備	1 回 / 月
	4 6	小川第 4 配水池	電気設備、送水ポンプ設備	1 回 / 月
	4 7	小川第 3 配水池	電気設備、滅菌設備	1 回 / 月
	4 8	柳迫配水池	電気設備	1 回 / 月
	4 9	1 号井水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 0	2 号井水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 1	3 号井水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 2	6 号井水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 3	9 号井水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 4	1 0 号井水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 5	1 3 号井水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 6	竹崎水源	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	5 7	第 1 水源 (小川)	電気設備	1 回 / 月
5 8	第 3 水源 (小川)	電気設備	1 回 / 月	
5 9	第 4 水源 (小川)	電気設備	1 回 / 月	
6 0	第 5 水源 (小川)	電気設備	1 回 / 月	
6 1	第 6 水源 (小川)	電気設備	1 回 / 月	
6 2	小曾部水源地	電気設備	1 回 / 月	
郡浦 簡水	6 3	深井戸 7 号	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	6 4	深井戸 8 号	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	6 5	郡浦送水ポンプ所	送水ポンプ設備、滅菌設備、水質計器設備	1 回 / 月
	6 6	郡浦簡水配水池	電気設備	1 回 / 月

別表 2 4 巡視点検業務の点検周期 (3 / 3)

事業	No.	施設名	主要設備	点検周期
松合 簡水	6 7	永尾水源地	取水ポンプ設備	1 回 / 月
	6 8	救の浦第 1 水源	電気設備	1 回 / 月
	6 9	救の浦第 2 水源	電気設備	1 回 / 月
	7 0	永尾浄水場	電気設備、送水ポンプ設備	1 回 / 月
	7 1	永尾配水池	電気設備	1 回 / 月
	7 2	松合配水池	電気設備	1 回 / 月
	7 3	二本松加圧所	電気設備	1 回 / 月
塩浜 簡水	7 4	塩浜水源地	電気設備、取水ポンプ設備	1 回 / 月
	7 5	塩浜配水池	電気設備、加圧ポンプ設備	1 回 / 月
豊野西 部簡水	7 6	第 1 水源	電気設備	1 回 / 月
	7 7	第 2 水源	電気設備	1 回 / 月
	7 8	西部浄水場	電気設備	1 回 / 月
	7 9	西部配水池	電気設備	1 回 / 月
	8 0	山崎加圧所	電気設備	1 回 / 月
	8 1	下郷加圧所	電気設備	1 回 / 月
	8 2	下上郷加圧所	電気設備	1 回 / 月
	8 3	上上郷加圧所	電気設備	1 回 / 月
上巢林	8 4	中間加圧所	電気設備	1 回 / 月
	8 5	第 1 水源	電気設備	1 回 / 月
	8 6	第 2 水源	電気設備	1 回 / 月
	8 7	第 3 水源	電気設備	1 回 / 月
	8 8	上巢林低区配水池	電気設備	1 回 / 月
	8 9	上巢林高区配水池	電気設備	1 回 / 月

別表 2 5 三角町浄水場内巡視点検方法 (1 / 2)

施設名	点検方法	異常の確認	異常の有無	注入状況	液位の確認	故障状況	手分析
		○	○	○			
活性炭接触池・注入設備	接触地	○					
	活性炭注入設備		○				
	現場制御盤		○				
	活性炭			○			
急速混和池	着水井		○				
	急速混和池		○				
	急速攪拌機		○				
	次亜			○			
	苛性			○			
	PAC			○			
フロック形成池	形成池		○				
	緩速攪拌機		○				
傾斜管沈澱池	沈澱池		○				
	汚泥掻寄機		○				
	排泥弁、床排水ポンプ		○				
	コンプレッサー		○				
ハーディング急速ろ過池	ろ過池		○				
	1系ハーディング設備		○				
	2系ハーディング設備		○				
	現場制御盤		○				
浄水池	1号送水ポンプ		○				
	2号送水ポンプ		○				
	3号送水ポンプ		○				
	現場制御盤		○				
洗浄排水池	排水池		○				
	排水ポンプ		○				
	現場制御盤		○				
排泥池	排泥池		○				
	排泥池引抜ポンプ		○				
	攪拌機		○				

別表 2 6 三角町浄水場内巡視点検方法 (2 / 2)

施設名		点検方法		異常の有無	注入状況	液位の確認	故障状況	手分析
			異常の確認					
汚泥濃縮槽	濃縮槽		○					
	汚泥掻寄機		○					
	汚泥引抜ポンプ		○					
	現場制御盤		○					
高圧受電設備	受電設備		○					
	受電電流・電圧		○					
非常用発電設備	発電設備		○					
	燃料漏れの有無						○	
次亜注入設備	貯槽					○		
	注入ポンプ		○					
	薬注制御盤		○					
苛性注入設備	貯槽					○		
	注入ポンプ		○					
PAC注入設備	貯槽					○		
	注入ポンプ		○					
中央管理設備	管理設備		○					
	監視盤						○	
	表示灯のランプテスト						○	
	テレメータ設備		○					
水質計器設備	水質計器		○					
	原水、沈殿池、浄水 pH							○
	沈殿池、浄水残留塩素の手分析及び軽計器値の比較							○
構内・構外	構内		○					
	構外		○					
	照明設備		○					
	門扉						○	

別表 2 7 三角町浄水場外巡視点検方法 (1 / 5)

施設名		点検方法		異常の有無	注入状況	液位の確認	故障状況	手分析
			異常の確認					
戸馳配水池	構内外		○					
	次垂入貯槽				○			
	次垂注入ポンプ		○					
	現場制御盤		○					
	計装設備		○					
戸馳加圧所	構内外		○					
	電気設備		○					
	加圧ポンプ設備		○					
田井浦加圧所	構内外		○					
	引込盤		○					
	加圧ポンプ設備		○					
	現場制御盤		○					
内潟加圧所	構内外		○					
	引込盤		○					
	加圧ポンプ設備		○					
	現場制御盤		○					
郡浦配水池	構内外		○					
	電気設備		○					
郡浦送水ポンプ	構内外		○					
	水質計器		○					
	残留塩素の手分析及び計器値の比較							○
	電気設備		○					
	滅菌設備		○					
	送水ポンプ		○					
	サンプリングポンプ		○					
	現場制御盤		○					
深井戸 7 号	構内外		○					
	深井戸ポンプ		○					
	現場制御盤		○					

別表 28 三角町浄水場外巡視点検方法 (2/5)

施設名		点検方法	異常の確認	異常の有無	注入状況	液位の確認	故障状況	手分析
深井戸8号	構内外			○				
	深井戸ポンプ			○				
	現場制御盤			○				
第3水源地	構内外			○				
	1号深井戸ポンプ			○				
	2号深井戸ポンプ			○				
	3号深井戸ポンプ			○				
	4号深井戸ポンプ			○				
	5号深井戸ポンプ			○				
	6号深井戸ポンプ			○				
	2号浅井戸ポンプ			○				
	現場制御盤			○				
第3水源導水ポンプ	構内外			○				
	1号導水ポンプ			○				
	2号導水ポンプ			○				
	3号導水ポンプ			○				
	現場制御盤			○				
石打配水池	構内外			○				
	加圧ポンプ設備			○				
	現場制御盤			○				
小田良接合槽	構内外			○				
	電気設備			○				
小田良接合槽	構内外			○				
	次亜貯槽					○		
	注入ポンプ			○				
	現場制御盤			○				
大田尾送水ポンプ所	構内外			○				
	送水ポンプ			○				
	電気設備			○				
大田尾配水池	構内外			○				
	次亜貯槽					○		
	注入ポンプ			○				

別表 2 9 三角町浄水場外巡視点検方法 (3 / 5)

施設名		点検方法		異常の確認	異常の有無	注入状況	液位の確認	故障状況	手分析
大田尾配水池	現場制御盤				○				
	水質計器				○				
	残留塩素の手分析及び計器値の比較								○
大田尾圧力調整場	構内外				○				
	電気設備				○				
	加圧ポンプ				○				
中央配水池	構内外				○				
	電気設備				○				
向山配水池	構内外				○				
	電気設備				○				
	加圧ポンプ				○				
向山加圧所	構内外				○				
	加圧ポンプ				○				
	現場制御盤				○				
黒崎配水池	構内外				○				
	電気設備				○				
黒崎加圧所	構内外				○				
	向山系送水ポンプ				○				
	向山系貯槽							○	
	向山系注入ポンプ				○				
	黒崎系送水ポンプ				○				
	黒崎系貯槽							○	
	黒崎系注入ポンプ				○				
	電気設備				○				
	水質計器				○				
残留塩素の手分析及び計器値の比較								○	
宮崎加圧所	構内外				○				
	電気設備				○				
宮崎配水池	構内外				○				
	電気設備				○				

別表30 三角町浄水場外巡視点検方法(4/5)

施設名		点検方法	異常の確認	異常の有無	注入状況	液位の確認	故障状況	手分析
救の浦第1水源地	構内外			○				
	電気設備			○				
松合配水池	構内外			○				
	電気設備			○				
永尾浄水場	構内外			○				
	電気設備			○				
	送水ポンプ設備			○				
二本松加圧所	構内外			○				
	電気設備			○				
塩浜配水池	構内外			○				
	電気設備			○				
	加圧ポンプ(自動給水ユニットポンプ(インバーター制御))			○				
柳迫配水池	構内外			○				
	電気設備			○				
小曾部水源地	構内外			○				
	電気設備			○				
小川第1水源地	構内外			○				
	電気設備			○				
小川浄水場	構内外			○				
	電気設備			○				
	急速濾過機			○				
小川第3水源地	構内外			○				
	電気設備			○				
小川第1配水池	構内外			○				
	電気設備			○				
	送水ポンプ設備			○				
小川第4配水池	構内外			○				
	電気設備			○				
	送水ポンプ設備			○				

別表 3 1 三角町浄水場外巡視点検方法 (5 / 5)

施 設 名		点 検 方 法	異 常 の 確 認	異 常 の 有 無	注 入 状 況	液 位 の 確 認	故 障 状 況	手 分 析
小川第3配水池	構内外			○				
	電気設備			○				
	滅菌設備			○				
下郷加圧所	構内外			○				
	電気設備			○				
上上郷加圧所	構内外			○				
	電気設備			○				
下上郷加圧所	構内外			○				
	電気設備			○				
中間郷加圧所	構内外			○				
	電気設備			○				
山崎加圧所	構内外			○				
	電気設備			○				
豊野西部配水池	構内外			○				
	電気設備			○				
豊野西部浄水場	構内外			○				
	電気設備			○				
上巢林第3水源地	構内外			○				
	電気設備			○				

## 別紙7 下水道施設概要

(第4章 下水道施設の維持管理業務に関する要求水準)

別表3-2 下水道事業概要

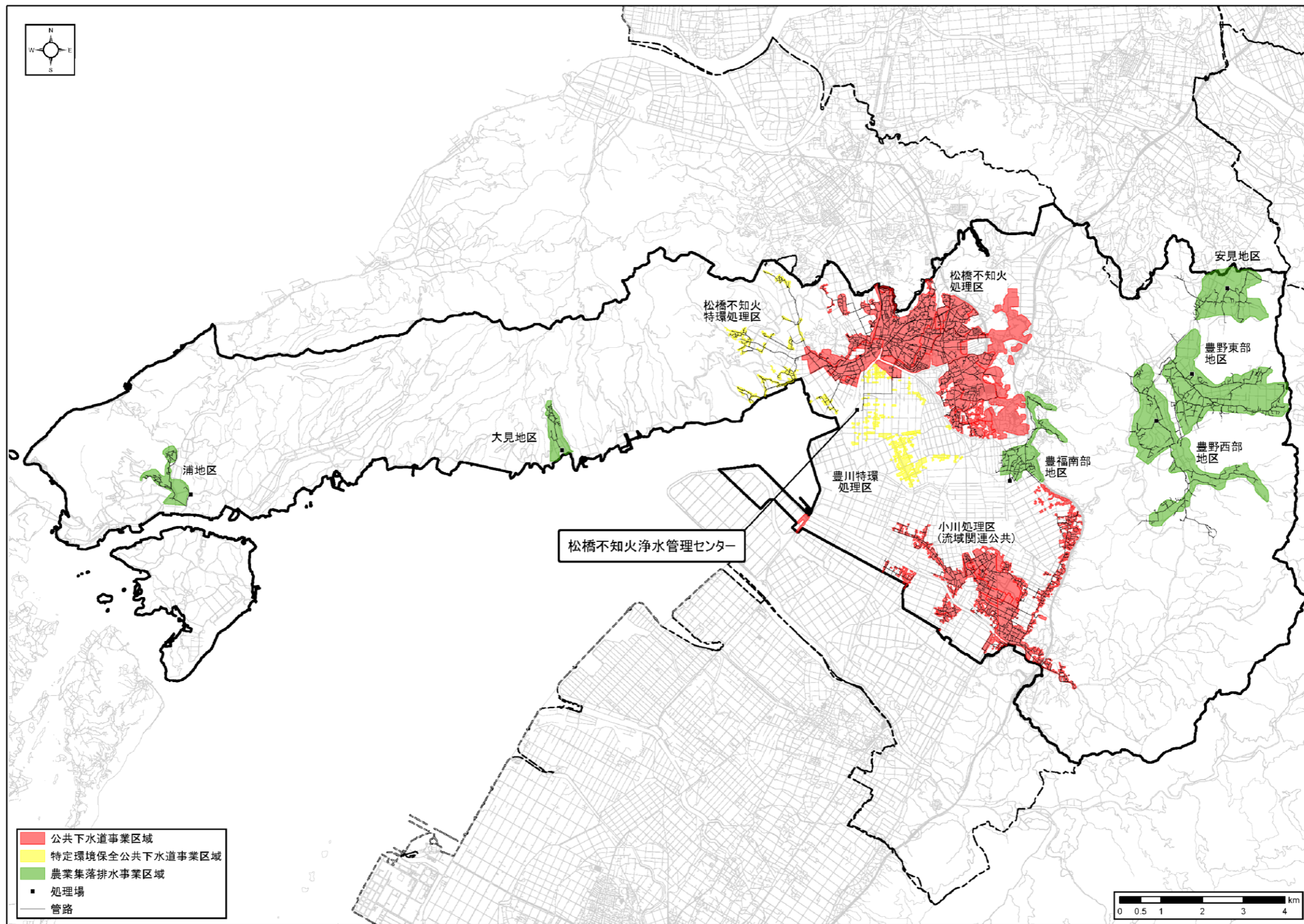
	公共	特環	農集
供用開始年度	昭和61年度 (松橋不知火処理区)	平成16年度 (松橋不知火処理区)	平成13年度 (浦地区)
	平成13年度 (小川処理区)		平成13年度 (大見地区)
			平成9年度 (安見地区)
			平成14年度 (豊野東部地区)
			平成13年度 (豊野西部地区)
			平成24年度 (豊福南部地区)
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和2年4月1日 全部適用	令和2年4月1日 全部適用	令和2年4月1日 全部適用
処理区域内人口	28,064人	1,217人	5,564人
水洗化人口	24,927人	816人	3,962人
処理区域内人口密度	31.4人/ha	24.8人/ha	14.5人/ha
処理区域面積	894.0 ha	49.0 ha	382.4 ha
年間総処理水量	3,324,953 m <sup>3</sup>	83,535 m <sup>3</sup>	486,842 m <sup>3</sup>
年間有収水量	2,711,902 m <sup>3</sup>	70,405 m <sup>3</sup>	486,842 m <sup>3</sup>

※出典:下水道事業経営戦略

別表3-3 下水道施設概要

公共 【松橋不知火処理区】			
流域下水道への 接続の有無	無し		
処理場数	1箇所 (松橋不知火浄水管理センター)	管路延長	154.1km
公共 【小川処理区】			
流域下水道への 接続の有無	有り (八代北部流域下水道へ接続し、八代北部浄化センターで処理)		
処理場数	0箇所	管路延長	69.9km

※出典:下水道事業経営戦略



別図 2 宇城市下水道全体計画一般図

別表 3 4 松橋不知火浄水管理センター

計画処理能力（全体）	13,300 m <sup>3</sup> /日	
現有処理能力	10,500 m <sup>3</sup> /日	
流入水量	6,400 m <sup>3</sup> /日（令和3年4月～令和4年3月）	
流入方式	分流式	
処理方式	標準活性汚泥法	
汚泥処理方法	濃縮方法	重力濃縮、機械濃縮
	消化タンク	嫌気性単槽二段普通消化
	脱硫方式	乾式脱硫
	脱水方式	スクリーンプレス脱水
脱臭方式	活性炭吸着塔（水処理・汚泥処理）	

別表 3 5 マンホールポンプ場

25箇所	別表参照
------	------

別表 3 6 保有施設

各保有施設	別表参照
-------	------

別表37 松橋不知火マンホールポンプ場(公共)(1/2)

名称	口径 (mm)	出力 (kw)	全揚程 (m)	吐出量 (m <sup>3</sup> /min)	総容量 (m <sup>3</sup> /h)	定格電流 (A)	住所	地区	用途	ポンプ		通信設備	供用開始 年月日	津波			高潮 L2 L1	洪水 L2 L1	機械高	土砂 災害	施工業者
										メーカー	型式			L2 L1	L2 L1	L2 L1					
1 亀屋 ポンプ場	80	1.5	4.4	0.64	38.4	7.4	不知火町長崎239-1	不知火 公共	新明和	CNW80	協和システム	H23.1.15	-	0.5-3.0	-	-	0.84	-	南九州エンジニアリング		
2 鴨籠 ポンプ場	65	1.5	7	0.492	29.52	6.7	不知火町高良1629-1地先	不知火 特環	新明和	CVC80	コルソス	H18.3.10	-	3.0-5.0	-	-	0.47	-	旭電業		
3 亀崎 ポンプ場	80	2.2	11.5	0.472	28.32	9.6	不知火町長崎408地先	不知火 特環	新明和	CW80	コルソス	H18.3.10	0.5-3.0	3.0-5.0	-	-	0.30	-	ミゾタ		
4 塩屋浦 ポンプ場	65	1.5	10.6	0.283	16.98	6.7	不知火町長崎951-9地先	不知火 特環	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H19.9.7	0.5-3.0	5.0-10	2.0-5.0	-	-	0.72	-	松永産業	
5 新村 ポンプ場	65	0.75	6.4	0.159	9.54	4.2	不知火町浦上1475地先	不知火 特環	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H21.4.1	-	3.0-5.0	-	-	0.53	-	ミゾタ		
6 長崎 ポンプ場	65	0.75	6.4	0.159	9.54	4.2	不知火町長崎1426-2	不知火 特環	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H21.4.1	-	0.5-1.0	-	-	0.50	注意	飯塚電機		
7 山之口№1 ポンプ場	65	0.75	3.9	0.159	9.54	4.4	不知火町長崎3579	不知火 特環	新明和	CNW65	協和システム	H23.4.1	-	-	-	-	0.71	-	松永産業		
8 山之口№2 ポンプ場	65	0.75	3.5	0.159	9.54	4.4	不知火町長崎3564地先	不知火 特環	新明和	CNW65	協和システム	H23.4.1	-	-	-	-	0.69	-	松永産業		
9 桂原 ポンプ場	65	1.5	8.5	0.283	16.98	7.3	不知火町長崎1094-13	不知火 特環	新明和	(TOP80U42-64)	水神(小松電機)	H24.3.19	-	3.0-5.0	2.0-5.0	-	-	1.56	注意	九州テクニカルメンテナンス社	
10 小曾部 ポンプ場	65	0.75	4	0.299	17.94	4.4	不知火町小曾部1083-2地先	不知火 特環	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H26.4.1	-	0.5-3.0	-	-	0.79	-	旭電業		
11 塩浜 ポンプ場	65	2.2	8.8	0.16	9.6	9.6	不知火町亀松261-1地先	不知火 特環	新明和	CNW651 65DMV282	コルソス	H16.11.5	0.5-3.0 2.0以上	5.0-10 2.0-5.0	0.5未満 0.5未満	-	-	0.67	-	加藤建設	
12 久具 ポンプ場	150	5.5	6.5	2.8	168	22.8	松橋町久具81-2地先	松橋 公共	新明和	CNWX1001	水神(小松電機)	H16.1.21	-	0.5-3.0	0.5未満	-	-	0.32	-	田中機工	
13 上久具 ポンプ場	80	2.2	8.4	0.349	20.94	9.4	松橋町久具2364-7地先	松橋 公共	新明和	TOP80U42-64	コルソス	H17.4.6	-	0.5-3.0	0.5-3.0	-	-	0.63	-	宇城坂井建設	
14 下久具 ポンプ場	65	1.5	9	0.16	9.6	6.6	松橋町久具2851-3地先	松橋 公共	新明和	KS-VL 73AA	コルソス	H17.4.6	-	0.5-3.0 0.5-1.0	-	-	-	0.55	-	高橋建設	
15 久具公園 ポンプ場	65	1.5	7.7	0.159	9.54	6.7	松橋町久具1872-2	松橋 公共	新明和	CNW651 (CVL651)	水神(小松電機)	H20.2.28	-	-	-	-	-	0.89	-	ミゾタ	
16 西下郷 ポンプ場	65	1.5	12.5	0.192	11.52	7.4	松橋町西下郷1761-1地先	松橋 公共	新明和	CNW65	協和システム	H23.4.15	-	0.5-3.0 2.0-5.0	0.5-3.0 0.5未満	-	-	0.81	-	南九州プラント技研社	
17 西下郷栗焼 ポンプ場	65	1.5	10.4	0.159	9.54	7.3	松橋町西下郷栗焼895-3	松橋 公共	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H26.4.1	-	0.5-3.0	0.5-3.0	-	-	0.71	-	出田産業	
18 鳥嶋 ポンプ場	100	7.5	18.5	1.397	83.82	33	松橋町西下郷305番地外	松橋 公共	新明和	CWF100-PG	水神(小松電機)	H29.4.1	-	0.3未満	-	-	-	0.85	-	九州テクニカルメンテナンス社	
19 上ノ原 ポンプ場	65	2.2	10.1	0.159	9.54	9.6	松橋町松橋1979-2地先	松橋 公共	新明和	CNW80	水神(小松電機)	H19.4.17	-	-	-	-	-	0.78	-	ミゾタ	
20 明神 ポンプ場	65	1.5	4.1	0.55	33	6.7	松橋町曲野31-3地先	松橋 公共	新明和	(CNWX651) CVL651	コルソス	H17.4.6	-	0.5-3.0	-	-	-	0.28	-	いさお建設	
21 曲野片林 ポンプ場	65	0.75	3.7	0.16	9.6	4.4	松橋町曲野155-1	松橋 公共	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H26.4.1	-	-	-	-	-	0.20	-	九州テクニカルメンテナンス社	
22 曲野 ポンプ場	65	1.5	8.7	0.159	9.54	7.3	松橋町曲野3279-1地先	松橋 公共	新明和	TOP85U41.5-64 (CNWX651)	コルソス	H16.10.1	-	0.5-1.0	-	-	-	1.15	-	共和建設	
23 大坪橋 ポンプ場	65	1.5	3	0.12	7.2	7.4	松橋町曲野107-16	松橋 公共	新明和	CNW65	水神(小松電機)	H22.4.1	-	0.5-3.0	-	-	-	0.75	-	松永産業	
24 曲野大坪 ポンプ場	65	1.5	8.7	0.16	9.6	7.3	松橋町曲野257-1	松橋 公共	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H26.4.1	-	-	-	-	-	1.26	-	九州テクニカルメンテナンス社	
25 曲野大坪№2 ポンプ場	65	0.75	6	0.16	9.6	4.4	松橋町曲野242-1地先	松橋 公共	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H31.4.1	-	-	-	-	-	0.69	-	九州テクニカルメンテナンス社	

H24.1.7 久具公園ポンプ場2号ポンプ(無閉塞型)と明神ポンプ場1号ポンプ入替  
H27.8.24 桂原ポンプ場2号ポンプ(無閉塞型)と曲野ポンプ場2号ポンプ入替

別表38 松橋不知火マンホールポンプ場(公共)(2/2)

名称	口径 (mm)	出力 (kw)	全揚程 (m)	吐出量 (m <sup>3</sup> /min)	総容量 (m <sup>3</sup> /h)	定格電流 (A)	住所	地区	用途	ポンプ		通信設備	供用開始 年月日	津波			高潮 L2 L1	洪水 L2 L1	機械高	施工業者	
										メーカー	型式			L2 L1	L2 L1	L2 L1					
1 川尻 ポンプ場	80	5.5	14.2	0.59	35.4	22	小川町新田1888-3	小川 公共	エバラ	80DMV2 65.5	水神(小松電機)	H13.11.1	-	0.5-3.0	-	-	-	0.84	-	荏原製作所社	
2 河江 ポンプ場	80	2.2	6.3	0.64	38.4	9.6	小川町北新田91-19地先	小川 公共	エバラ	80DML62.2	水神(小松電機)	H14.3.1	-	3.0-5.0	-	-	0.5未満	0.77	-	荏原製作所社	
3 出村 ポンプ場	80	2.2	10.2	0.24	14.4	9.6	小川町新田1973	小川 公共	新明和	CNW80	水神(小松電機)	H19.3.1	-	0.5未満	5.0-10	-	-	0.86	-	九州プラント技研社	
4 給野 ポンプ場	65	1.5	9.2	0.289	17.34	6.7	小川町南小川509地先	小川 公共	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H20.2.1	-	-	-	-	-	0.86	-	雑ミゾタ 熊本支店	
5 蛸子町 ポンプ場	80	1.5	6.3	0.38	22.8	7.4	小川町小川5-19地先	小川 公共	新明和	CNW651 CNWX80	水神(小松電機)	H18.3.1	-	-	0.5-3.0	-	-	0.83	-	荏原製作所社	
6 住吉地区 ポンプ場	65	1.5	8.7	0.159	9.54	7.4	小川町住吉196-1地先	小川 公共	新明和	CNW65	水神(小松電機)	H21.11.1	0.5-3.0	5.0-10	0.5-3.0	0.5-1.0	-	-	0.73	-	雑ミゾタ 熊本営業所
7 北部田地区 ポンプ場	65	1.5	8.7	0.159	9.54	7.4	小川町北部田1253-2地先	小川 公共	新明和	CNW65	水神(小松電機)	H21.11.1	-	0.5-3.0	0.5-1.0	-	-	1.01	-	飯塚電気工業社	
8 小野部田 ポンプ場	65	0.75	7.2	0.159	9.54	4.4	小川町南小野1448-1地先	小川 公共	新明和	CNW651	協和システム	H22.12.1	-	-	-	-	-	0.66	-	雑ドゥプロジェクト	
9 中小野 ポンプ場	65	2.2	11.6	0.283	16.98	11.3	小川町中小野1地先	小川 公共	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H25.3.1	-	-	-	-	-	1.32	-	九州プラント技研社	
10 南小川 ポンプ場	65	2.2	12.4	0.16	9.6	11.3	小川町南小川262-1地先	小川 公共	新明和	CNW651	水神(小松電機)	H26.1.1	-	0.5-3.0	0.5-3.0	-	-	0.61	-	御松永産業	

別表39 保有施設 (1/4)

## 保有施設 1

(別表 4)

項目 名称	構 造	及	び	能 力
管 理 棟	RC造 建築面積 延床面積 1階 2階 R階	地上2階 593.99m <sup>2</sup> 1,085.91m <sup>2</sup> 563.22m <sup>2</sup> 514.30m <sup>2</sup> 8.39m <sup>2</sup>		
沈砂池棟 ポンプ室	RC造 建築面積 延床面積 地下2階 地下1階 1階 2階 塔屋	地上2階. 地下2階 694.98m <sup>2</sup> 2,311.97m <sup>2</sup> 342.73m <sup>2</sup> 577.11m <sup>2</sup> 675.91m <sup>2</sup> 664.28m <sup>2</sup> 51.94m <sup>2</sup>		
汚 泥 棟	RC造 建築面積 延床面積 地下1階 1階 2階 塔屋	地上2階. 地下1階 575.32m <sup>2</sup> 1,582.60m <sup>2</sup> 456.09m <sup>2</sup> 563.44m <sup>2</sup> 546.58m <sup>2</sup> 16.49m <sup>2</sup>		
消 毒 棟	RC造 建築面積 1階	地上1階. 地下1階 209.44m <sup>2</sup> 209.44m <sup>2</sup>		
重力濃縮棟	RC造 建築面積 延床面積 地下1階 1階	地上1階. 地下1階 72.56m <sup>2</sup> 145.70m <sup>2</sup> 74.29m <sup>2</sup> 71.41m <sup>2</sup>		
機械濃縮棟	RC造 建築面積 延床面積 地下1階 1階	地上2階. 地下1階 199.97m <sup>2</sup> 423.47m <sup>2</sup> 146.23m <sup>2</sup> 196.13m <sup>2</sup> 81.11m <sup>2</sup>		
消 化 槽 機 械 棟	RC造 建築面積 延床面積 地下1階 1階 塔屋	地上1階. 地下1階 72.05m <sup>2</sup> 112.84m <sup>2</sup> 21.28m <sup>2</sup> 72.05m <sup>2</sup> 19.51m <sup>2</sup>		

別表40 保有施設(2/4)

## 保有施設 2

(別表4)

項目 名称	構 造 及 び 能 力		全体	現有
流入渠	管径	1. 100mm	1	1
	流入ゲート	φ1. 100mm×3. 7kw	1	1
沈砂池	幅	1. 40m×6. 3m	2池	1池
	有効水深	0. 65m		
	水面積	1. 791 (m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> /日)		
	細目除塵機	スクリーン目幅25mm×水路幅1,000mm×高2,700mm 間欠式前面掻き上げ型(回転式アーム) 掻上速度7.2m/min×レーキ幅640mm×1.5kw	2基	1基
	し渣搬出機	トラフ型ベルトコンベア ベルト幅500mm×機長6. 500m 搬出速度 20m/min 搬出能力18t/h×1. 5kw	1基	1基
	し渣洗浄機	機械攪拌式 処理能力0. 5m <sup>3</sup> /h	1基	1基
	し渣脱水機	スクリュー式 処理能力0. 5m <sup>3</sup> /h	1基	1基
	し渣スキップホイスト	ワイヤーロープ式 巻き上げ速度18m/min バケット容量0. 2m <sup>3</sup> ×3. 7kw	1基	1基
	し渣ホッパー	角型カットゲート式 容量2. 0m <sup>3</sup>	1基	1基
	揚砂ポンプ	水中サンドポンプφ80mm×0. 55m <sup>3</sup> /min×18m×5.5kw	2台	1台
	沈砂洗浄機	ダブルチェーン式トラフコンベア 搬出速度6m/min×1. 5kw	1基	1基
	沈砂スキップホイスト	ワイヤーロープ式 巻き上げ速度18m/min バケット容量0. 2m <sup>3</sup> ×3. 7kw	1基	1基
沈砂ホッパー	角型カットゲート式 容量2. 0m <sup>3</sup>	1基	1基	
汚水ポンプ	水中汚水ポンプ	φ150×2. 5m <sup>3</sup> /min×18m×1.5kw	1台	1台
		φ200×4. 0m <sup>3</sup> /min×18m×2.2kw	2台	2台
		φ250×7. 0m <sup>3</sup> /min×18m×3.7kw	2台	1台
		φ300×11. 0m <sup>3</sup> /min×18m×5.5kw		
汚水調整池		幅11. 0m×長20m×有効水深5. 5m	2池	—
最初沈殿池	放射流円形沈殿池	φ14. 0m×有効水深3. 0m 水面積負荷35. 0m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> /日 沈殿時間2. 1h 中央駆動懸垂型汚泥掻き寄せ機	4池	2池
			4台	2台

別表 4 1 保有施設 (3 / 4)

## 保有施設 3

(別表 4)

項目 名称	構 造 及 び 能 力	全 体	現 有	
最初沈殿池	汚泥引抜ポンプ $\phi 100 \times 0.8 \text{ m}^3 \times 8 \text{ m} \times 3.7 \text{ kw}$	4台	2台	
反応タンク	硝化対応型 全面曝気式散気装置 幅6.75m×長44.0m×有効水深6.0m ドームディフューザー207 $\phi \times 38 \text{ H} \times 13 \text{ t} \times 360$ 個 水中機械式曝気装置アクアレータF-37、SU55-T 各1台 エアレーション時間7.9時間 BOD-SS負荷25kg/100kg・SS・日	1池	1池	
	硝化対応型 全面曝気式散気装置 幅6.75m×長44.0m×有効水深6.0m ドームディフューザー178 $\phi \times 38 \text{ H} \times 19 \text{ t} \times 378$ 個 水中機械式曝気装置アクアレータ F-37、F-55 各1台 エアレーション時間7.9時間 BOD-SS負荷25kg/100kg・SS・日	3池 6組	1池 2組	
送風機設備	鋼板製多段 ターボブロー	$\phi 150 \times 20 \text{ Nm}^3 / \text{min} \times 6, 300 \text{ mmAq} \times 37 \text{ kw}$ $\phi 200 \times 50 \text{ Nm}^3 / \text{min} \times 6, 300 \text{ mmAq} \times 90 \text{ kw}$	2台 2台	2台 1台
	最終沈殿池	幅6.6m×長32.0m×有効水深3.0m 水面積負荷25.0 $\text{ m}^3 / \text{ m}^2 / \text{ 日}$ 沈殿時間2.9時間 チェーンフライト式汚泥掻寄機	4池 5台	2池 3台
塩素混和池	返送汚泥ポンプ	$\phi 150 \times 2.0 \text{ m}^3 / \text{ min} \times 6 \text{ m} \times 4.9 \text{ kw} \times 2$ 台 $\phi 200 \times 4.0 \text{ m}^3 / \text{ min} \times 8 \text{ m} \times 7.6 \text{ kw} \times 1$ 台	4台	3台
	余剰汚泥ポンプ	$\phi 100 \times 0.8 \text{ m}^3 / \text{ min} \times 7 \text{ m} \times 3.7 \text{ kw}$	4台	2台
		幅1.7m×長27.2m×有効水深2.5m×2PASS 接触時間15.0分	2池	1池
再利用水設備	次亜塩素注入ポンプ	$\phi 15 \times 0.033 \sim 0.483 \text{ L} / \text{ min} \times 0.2 \text{ Mpa} \times 0.4 \text{ kw}$	3台	2台
	次亜塩素タンク	3 $\text{ m}^3$	2基	1基
再利用水設備	砂濾過器	二層式圧力式砂濾過器 原水量9.17 $\text{ m}^3$	3基	2基
	濾過原水ポンプ	$\phi 25 \times 0.16 \text{ m}^3 / \text{ min} \times 1.5 \text{ kw}$	3台	2台
	ストレーナーポンプ	$\phi 100 \times 1.3 \text{ m}^3 / \text{ min} \times 2.5 \text{ m} \times 11 \text{ kw}$	3台	2台
	濾過水加圧ポンプ	$\phi 65 \times 0.5 \text{ m}^3 / \text{ min} \times 3.5 \text{ m} \times 5.5 \text{ kw}$	3台	2台
	逆洗ポンプ	$\phi 80 \times 0.9 \text{ m}^3 / \text{ min} \times 1.5 \text{ m} \times 5.5 \text{ kw}$	3台	2台
	自動洗浄ストレーナー	能力150 $\text{ m}^3 / \text{ h}$ 出力0.4kw	1基	1基
	逆洗プロワ	$\phi 50 \times 1.2 \text{ Nm}^3 / \text{ min} \times 5,000 \text{ mmAq} \times 3.7 \text{ kw}$	2台	1台
	濾過水加圧タンク	最大水量1 $\text{ m}^3 / \text{ min}$ タンク容量3 $\text{ m}^3$	1台	1台
放流渠		管径1.100mm	1	1
		放流ゲート $\phi 1.100 \text{ mm} \times 0.75 \text{ kw}$	1	1

別表4-2 保有施設(4/4)

## 保有施設 4

(別表4)

項目 名称	構造	及び能力	全体	現有
汚泥濃縮槽	重力式円形放射流方式	$\phi 4,500 \times \text{深} 3,000$	2池	—
	スカム分離機 (回転ドラム型)	$\phi 800 \times \text{幅} 300 \times \text{目幅} 4\text{mm} \times 1.6\text{m}^3/\text{min} \times 0.75\text{kw}$	1基	1基
	濃縮汚泥ポンプ	$\phi 1000 \times 0.6\text{m}^3/\text{min} \times 3.7\text{kw}$	2台	2台
	スカム移送ポンプ	$\phi 1000 \times 0.8\text{m}^3/\text{min} \times 3.7\text{kw}$	2台	2台
機械濃縮設備	常圧浮上濃縮装置	鋼板製円筒形 $2.0\text{m}^3(0.4+3.7+0.2)\text{kw}$	2基	1基
	起泡水ポンプ	$\phi 32 \times 40\text{L}/\text{min} \times 15\text{m} \times 0.4\text{kw}$	3台	2台
	凝集剤注入ポンプ	$\phi 20 \times 40 \sim 120\text{L}/\text{Hr} \times 20\text{m} \times 0.4\text{kw}$	3台	2台
	起泡助剤注入ポンプ	$\phi 15 \times 20 \sim 60\text{L}/\text{min} \times 20\text{m} \times 0.2\text{kw}$	3台	2台
	余剰汚泥供給ポンプ	$\phi 100 \times 6.25 \sim 12.5\text{m}^3/\text{Hr} \times 10\text{m} \times 5.5\text{kw}$	3台	2台
	混合濃縮汚泥供給ポンプ	$\phi 100 \times 20\text{m}^3/\text{Hr} \times 20\text{m} \times 5.5\text{kw}$	2台	2台
	分離液移送ポンプ	$\phi 800 \times 0.85\text{m}^3/\text{min} \times 10\text{m} \times 5.5\text{kw}$	2台	2台
	余剰汚泥スクリーン	$\phi 600 \times \text{目幅} 4\text{mm} \times 1.5\text{kw}$	1基	1基
汚泥消化槽	嫌気性単槽 二段普通消化	1次槽 $\phi 14,700\text{mm} \times 8,000\text{mm}$	2槽	1槽
		2次槽 $\phi 11,500\text{mm} \times 6,600\text{mm}$	2槽	1槽
	消化汚泥ポンプ	$\phi 1000 \times 1.0\text{m}^3/\text{min} \times 5.5\text{kw}$	4台	1台
	ドラフトチューブ式 攪拌機	1次槽 $720\text{m}^3/\text{h} \times 3.7\text{kw}$	2台	1台
2次槽 $330\text{m}^3/\text{h} \times 2.2\text{kw}$		2台	1台	
ガスタンク	乾式ガス貯留タンク	容量 $500\text{m}^3$	1基	—
		容量 $100\text{m}^3$	1基	1基
脱硫器	連続乾式脱硫器	処理ガス量 $50\text{Nm}^3/\text{h}$	1基	1基
余剰ガス 燃焼装置	炉内燃焼型立型円筒	燃焼量 $100\text{Nm}^3/\text{h}$	1基	1基
脱水設備	スクリュープレス脱水機	高効率型圧入式スクリュープレス脱水機 $259\text{kg-DS}/\text{h}$	1台	1台
	供給汚泥ポンプ	$\phi 100 \times 5.5 \sim 16.8\text{m}^3/\text{min} \times 5.5\text{kw}$	4台	2台
	ポリマー溶解タンク	容量 $6\text{m}^3$	2台	2台
	薬品供給ポンプ	$\phi 50 \times 18 \sim 56\text{L}/\text{min} \times 1.5\text{kw}$	4台	2台
	No.1 ケーキ搬出機	$27.5\text{t}/\text{h} \times 1.5\text{kw}$	2台	1台
	No.2 ケーキ搬出機	$24.0\text{t}/\text{h} \times 0.75\text{kw}$	2台	1台
	洗浄水ポンプ	$\phi 40 \times 0.18\text{m}^3/\text{min} \times 3.7\text{kw}$	2台	2台
	無機凝集剤注入ポンプ	$\phi 12 \times 120 \sim 1200\text{mL}/\text{min} \times 0.2\text{Mpa} \times 0.4\text{kw}$	2台	2台
	無機凝集剤貯留タンク	容量 $8\text{m}^3$	1基	1基
	ラインミキサー	$100\text{A} \times 0.4\text{kw}$	1台	1台

## 別紙 8 農業集落排水処理施設概要

(第5章 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザー業務）に関する要求水準)  
農業集落排水処理施設概要を以下に示す。

別表 4 3 農業集落排水処理施設一覧（1 / 2）

旧町名	施設名	所在地	供用開始	処理対象 人数	処理 区域
三角町	浦地区農業集落排水処理施設	宇城市三角町波多2833	平成13年4月	730人	
不知火町	大見地区農業集落排水処理施設	宇城市不知火町大見170	平成13年5月	480人	14ha
松橋町	豊福南部浄化センター	宇城市松橋町竹崎1868	平成25年4月	2,100人	
豊野町	豊野東部地区農業集落排水処理施設	宇城市豊野町山崎30-1	平成14年8月	2,770人	
	豊野西部地区農業集落排水処理施設	宇城市豊野町下郷2070-2	平成13年7月	2,220人	
	安見地区農業集落排水処理施設	宇城市豊野町安見808-1	平成9年	800人	565ha

別表 4 4 農業集落排水処理施設一覧（2 / 2）

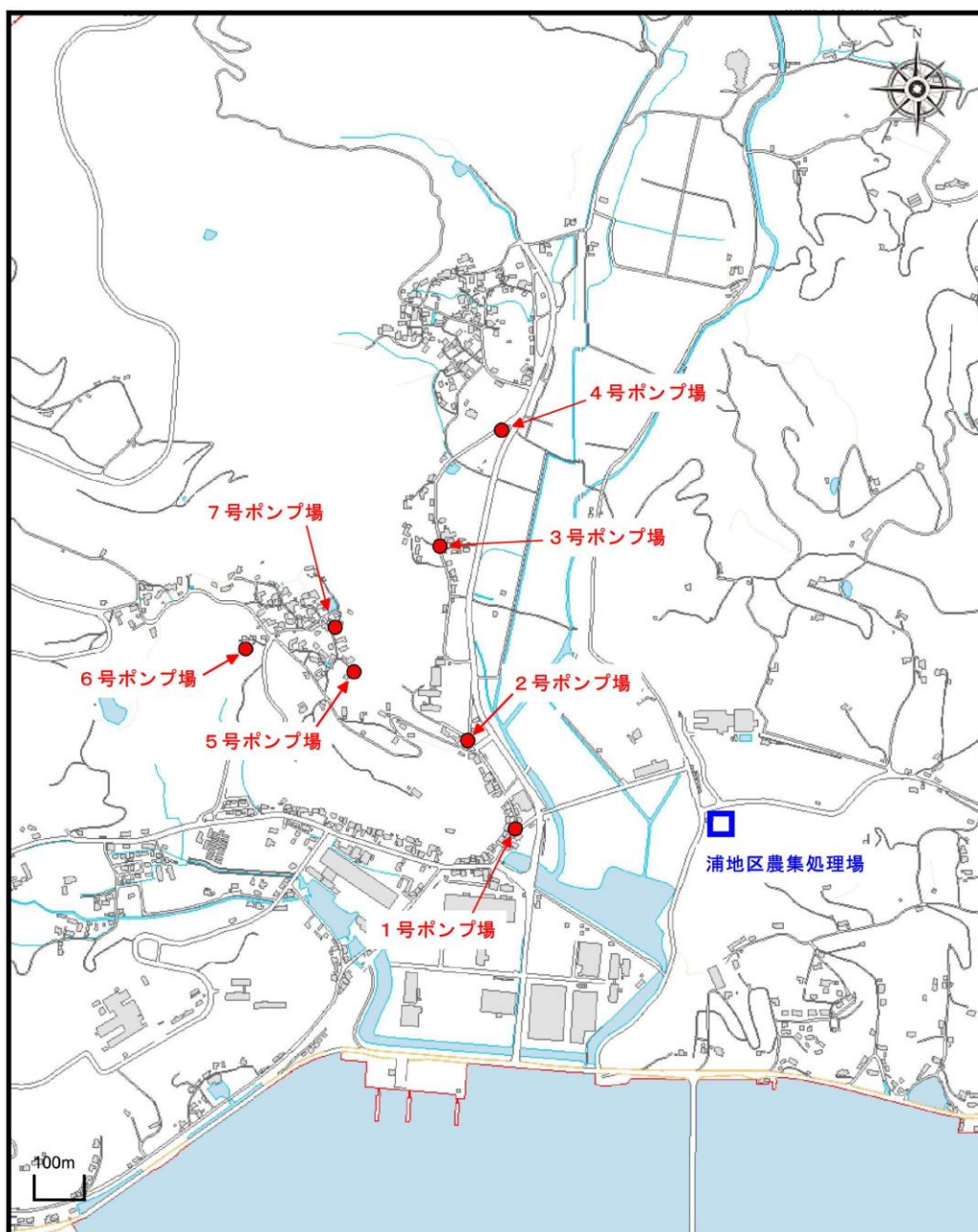
旧町名	処理能力	処理方式	脱臭方式	MP場	真空弁	エジェクタ ステーション
三角町	198m <sup>3</sup>	JARUS III型 嫌気性ろ床槽併用接触ばっ気方式		7箇所		
不知火町	159m <sup>3</sup>	JARUS 1型 沈殿分離及び併用接触ばっ気方式	土壌脱臭方式	6箇所		
松橋町	567m <sup>3</sup>	JARUSXI VG型 連続流入間欠ばっ気方式		4箇所	25箇所	1箇所
豊野町	748m <sup>3</sup>	JARUS XI96型 回分式活性汚泥方式		33箇所		
	600m <sup>3</sup>	JARUSXI型 回分式活性汚泥方式		26箇所		
	216m <sup>3</sup>	JARUS III型 嫌気性ろ床槽併用接触ばっ気方式	腐食土壌方式	12箇所		

別表 4 5 農業集落排水処理施設一覧（管路施設）

地区名	管路延長	中継ポンプ施設 (マンホールポンプ)	処理施設
浦地区	6.3 km	7箇所	1箇所
大見地区	3.3 km	6箇所	1箇所
安見地区	9.3 km	12箇所	1箇所
豊野東部地区	26.1 km	33箇所	1箇所
豊野西部地区	20.7 km	26箇所	1箇所
豊福南部地区	14.4 km	4箇所	1箇所
合計	80.1 km	88箇所	6箇所

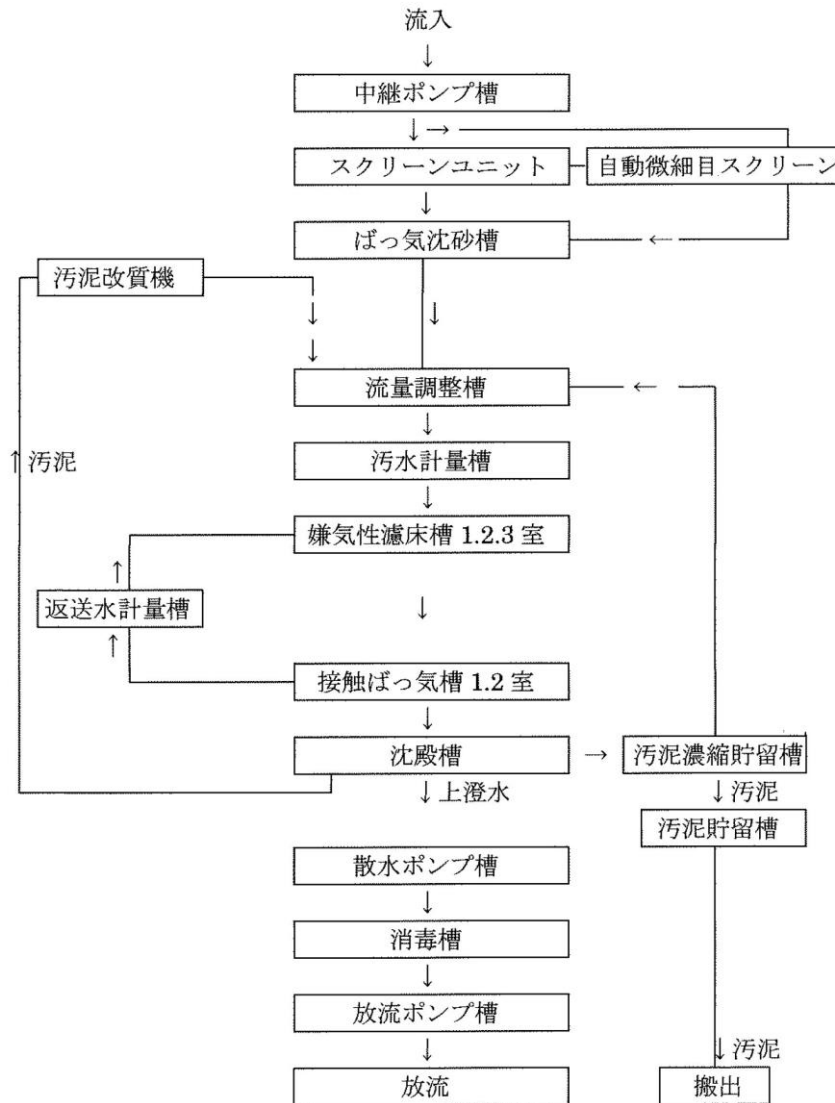
※出典：下水道事業経営戦略

# 浦地区農集



# 処理工程

図 1



	流入水質	処理水質
BOD	200mg/リットル	20mg/リットル
SS	200mg/リットル	50mg/リットル

### 3. 処理工程

本処理施設の処理は以下のとおりで処理の流れを図1に示す。

- ① 汚水はスクリーンユニット、ばっ気沈砂槽、微細目スクリーンなどの前処理設備により、砂やゴミなどを取り除き、流量調整槽へ移送される。
- ② 流量調整槽へ移送された汚水は汚水計量槽で、水量を平均化し、嫌気性濾床槽及び接触ばっ気槽において、生物学的な処理方法により、汚濁物質を取り除く。
- ③ 沈殿槽で浮遊物質を沈殿分離し、この上澄水を消毒槽で消毒後、放流される。

処理水の一部は接触ばっ気槽第2室より返送水計量槽へ移送され、平均化した移送水量になるよう調整し、嫌気性濾床槽へ送られる。

嫌気性濾床槽、接触ばっ気槽、沈殿槽の堆積汚泥、及びスカムは、汚泥濃縮貯留槽、汚泥貯留槽に貯留し、バキューム車により搬出する。

また、JARUS-III型の特徴として、流量調整槽では、水量負荷及び水質負荷の安定性を図り、嫌気性濾床槽では、流入汚水中のSS及びBODの除去機能を持たせている。

処理機能を発揮するために接触材の種類と充填方法、接触ばっ気槽全体の形状と接触材及び移流板（管）の配置等に留意した構造基準となっており、時間の経過と共に嫌気性濾床槽及び接触ばっ気槽の接触材に生物膜の付着量が増加するので、過剰な生物膜を排除するための、攪拌または逆洗装置を組み込んでいる。

## 1. 維持管理の目的

汚水処理施設の運転操作、保守点検等の維持管理は、条件に即した運転を行い施設を良好に稼働させること、及び適正な状態を維持して所定の機能を発揮させることを目的として行うものである。

なお、維持管理を的確かつ適切に行えば、施設の機能が十分に発揮されるほか、異常が未然に又は早期に発見され、早急な対応措置が講じられる。また、故障の未然防止は、施設耐用が増大することにもつながる。

## 2. 処理施設概要

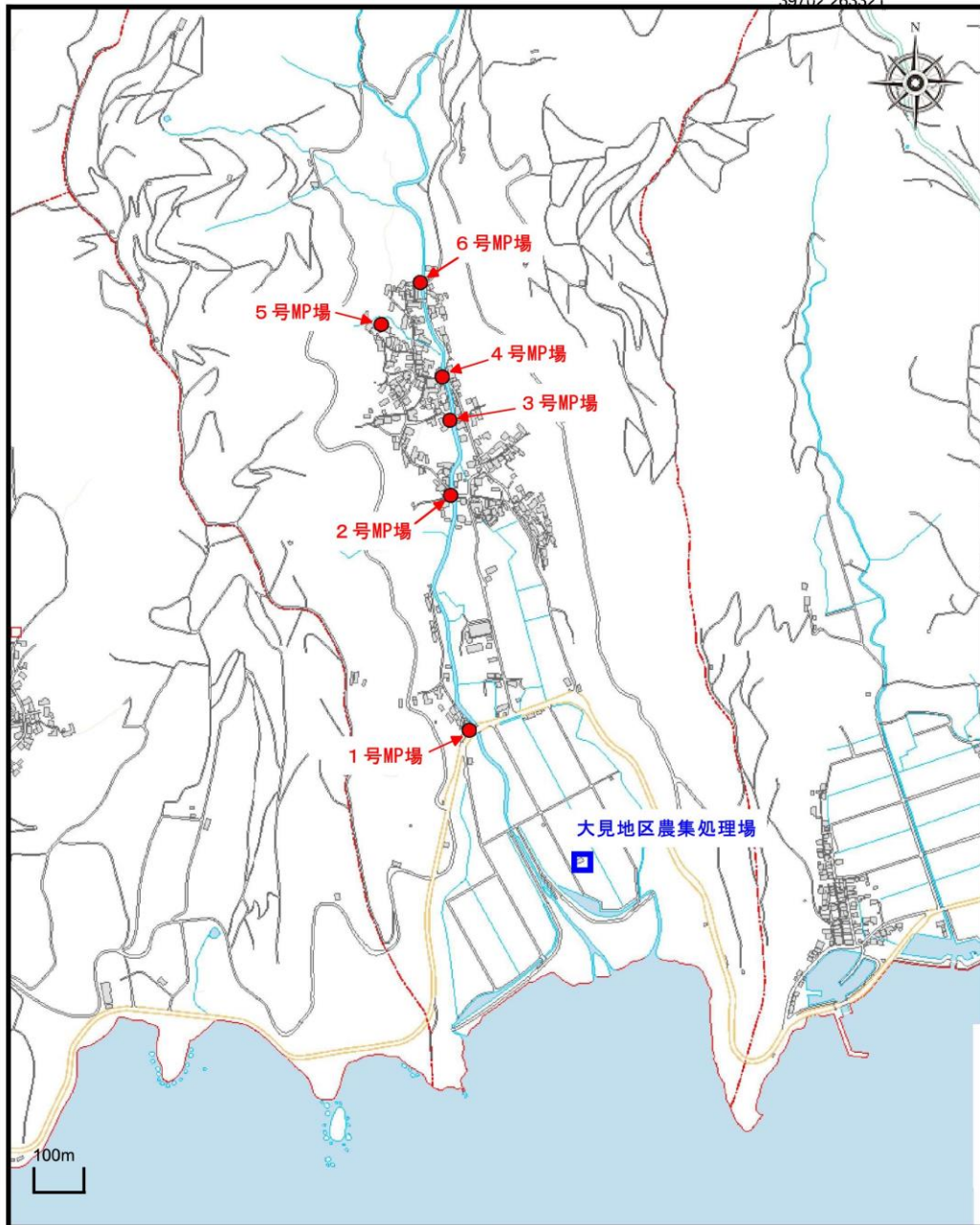
### 2. 1 処理施設概要

事業名	農業集落排水事業
名称	浦地区農業集落排水処理施設
所在地	宇城市三角町波多2833、2855-1、2866-77
事業主体	宇城市
処理方式	日本農業集落排水協会一Ⅲ型(JARUS-Ⅲ型)
敷地面積	2,198㎡
処理対象人員	730人
処理対象汚水	し尿及び生活雑排水
日平均汚水量	198立方メートル
供用開始	平成13年4月

本施設は平成13年4月から供用を開始し、令和8年4月で26年目を迎えた。<sup>④</sup>

処理方式としては、流量調整槽を前置きした嫌気性濾床槽併用の接触ばっき方式を採用し、異常、警報発生時においても、通報システムにより、迅速な対応を行う事が出来る。

# 大見地区農集



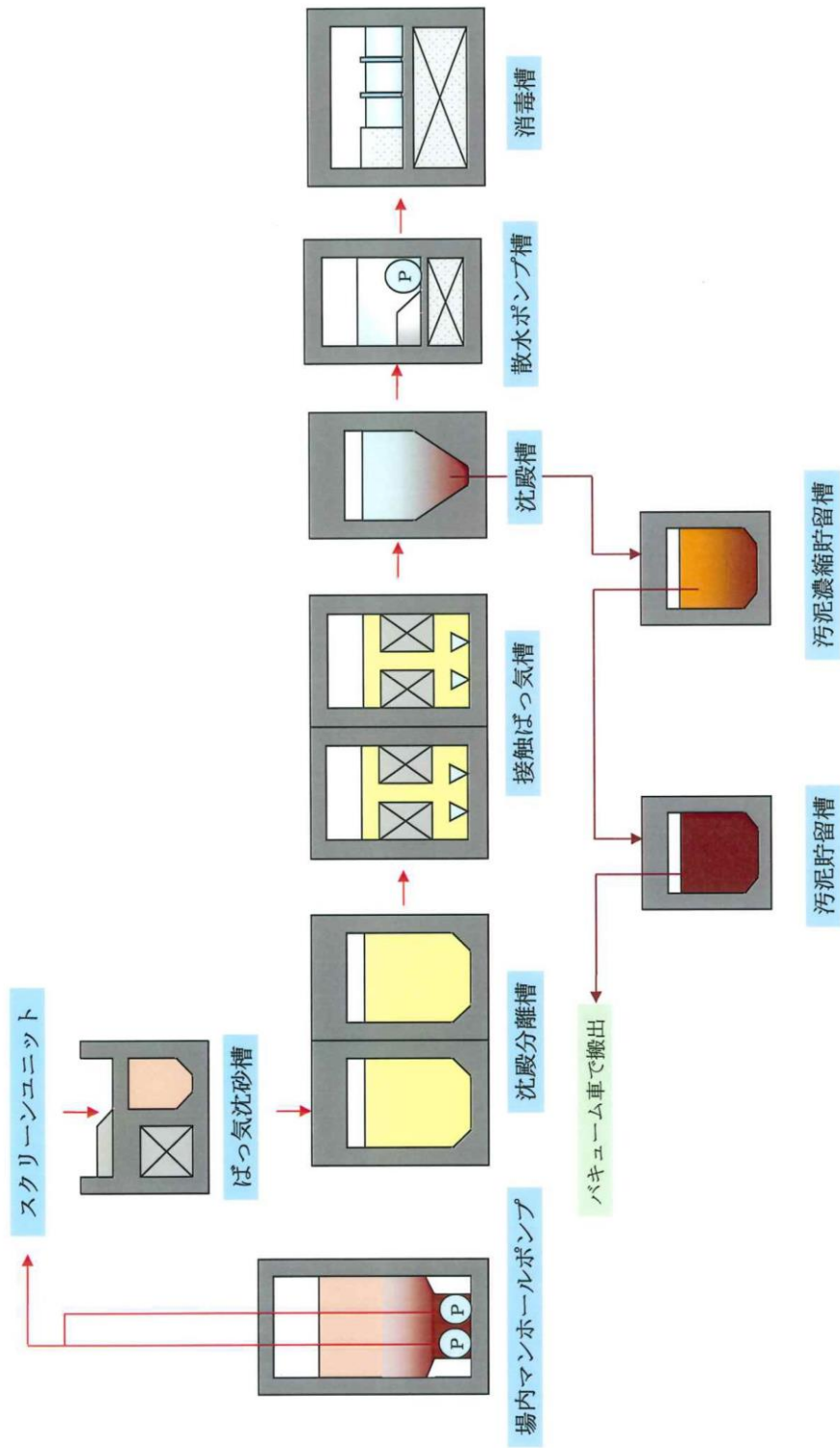


図 2 処理工程フロー図

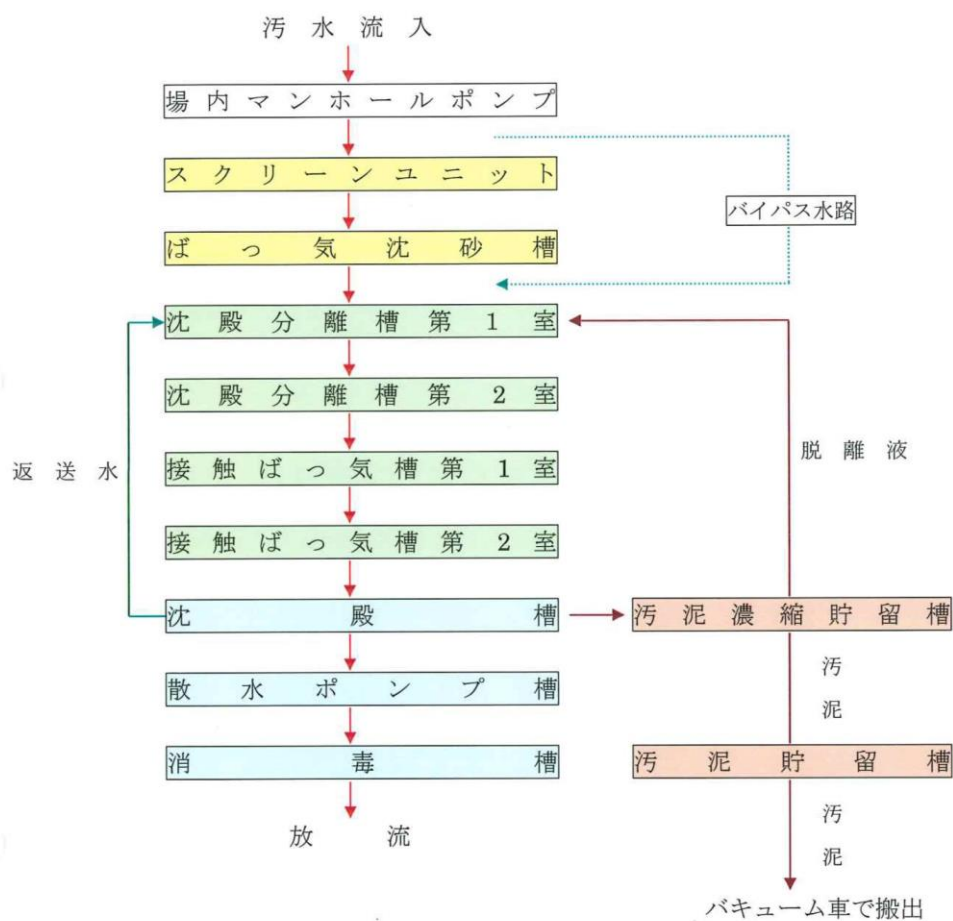


図1 処理工程フロー

## 1. 処理施設概要

本処理施設は、農業集落排水処理事業による施設として平成 13 年 5 月より供用を開始し、令和 8 年 5 月で 25 年を迎える。処理方式は「日本農業集落排水規格 JARUS I 型」の沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式である。各中継ポンプ施設及び処理施設等の異常・警報発生時においてもコンピュータによる監視システムにより、迅速な対応を行うことが可能である。

表 1. 処理施設概要

処理対象人員	480 人
処理区域	14ha
処理能力	159 m <sup>3</sup> /日
処理方式	JARUS I 型 沈殿分離及併用接触ばっ気方式
脱臭方式	土壌脱臭方式
中継ポンプ場	6 箇所
計画水質	流入 BOD 200mg/ℓ 放流 BOD 20mg/ℓ

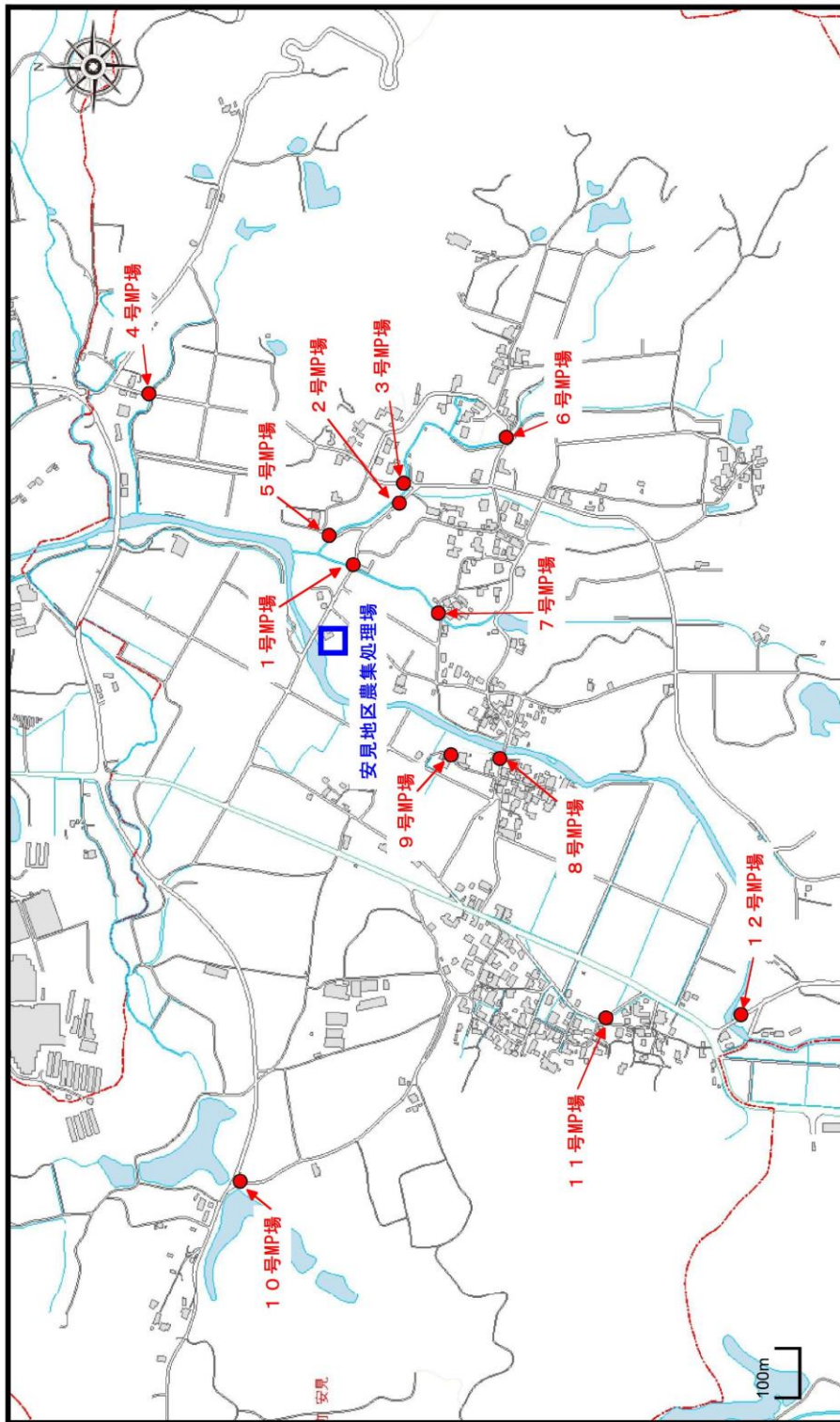
## 2. 処理工程

本処理施設の処理は以下の通りで、処理の流れを図 1 及び図 2 に示す。

- ① 汚水は処理施設内マンホールポンプに集められ、スクリーンユニットにより夾雑物を除去し、ばっ気沈砂槽で土砂と汚物等を分離する。
- ② 沈殿分離槽に流入した汚水は、沈殿分離槽第 1 室及び第 2 室でさらに固形物と夾雑物の分離を行う。
- ③ 接触ばっ気槽では、ばっ気により好氣的な生物処理を行う。接触ろ材に付着した微生物が生物膜を形成し、汚濁物質を取り除く。
- ④ 沈殿槽で浮遊物質との分離を行い、清澄な水を消毒し放流する。

本処理施設より発生する汚泥は、汚泥濃縮貯留槽にて濃縮し、汚泥貯留槽で汚泥引抜き時期まで貯留する。その後パキューム車で、し尿処理施設へ搬出する。

# 安見地区農集



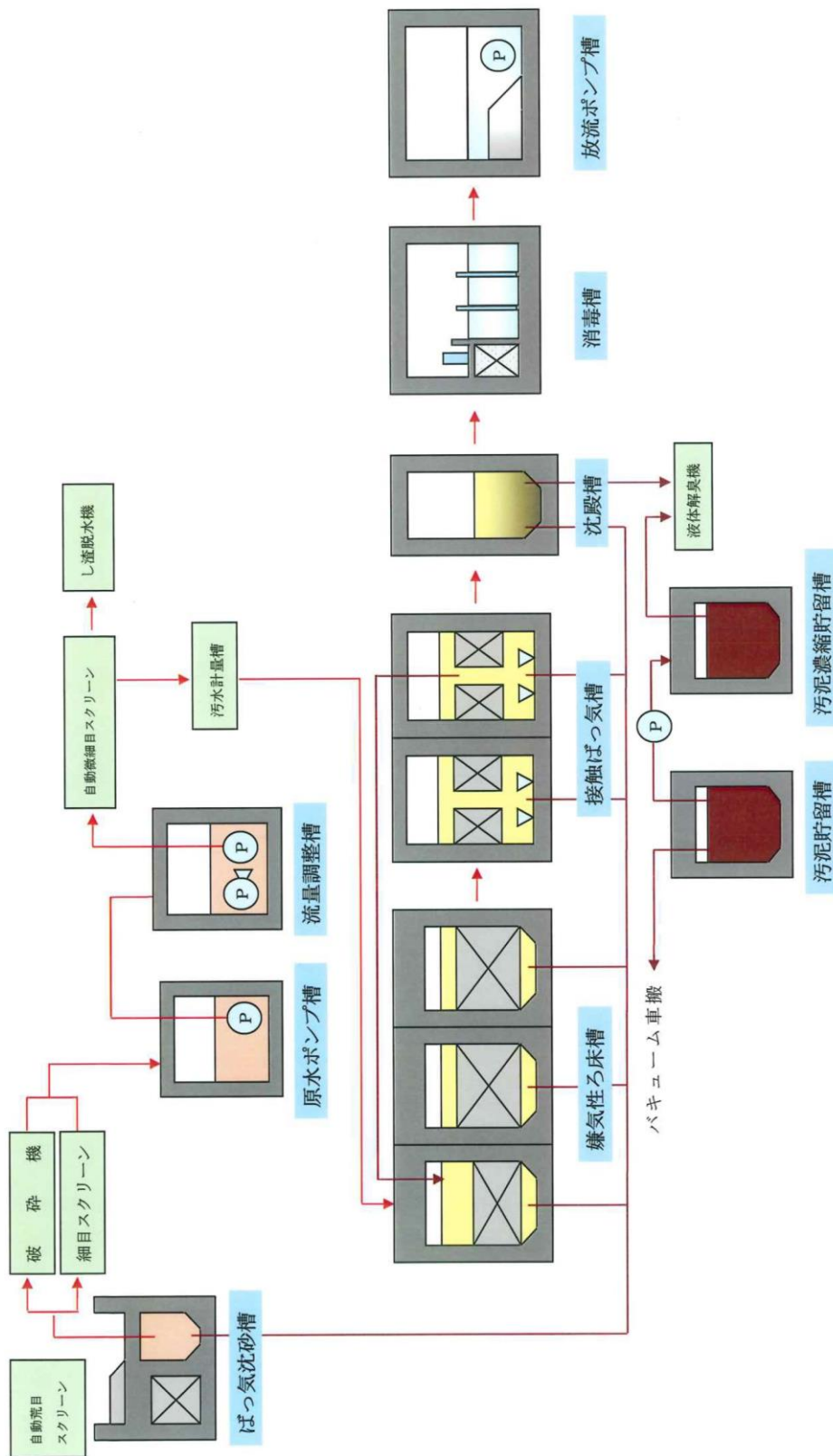


図 安見地区処理場 処理工程概略図

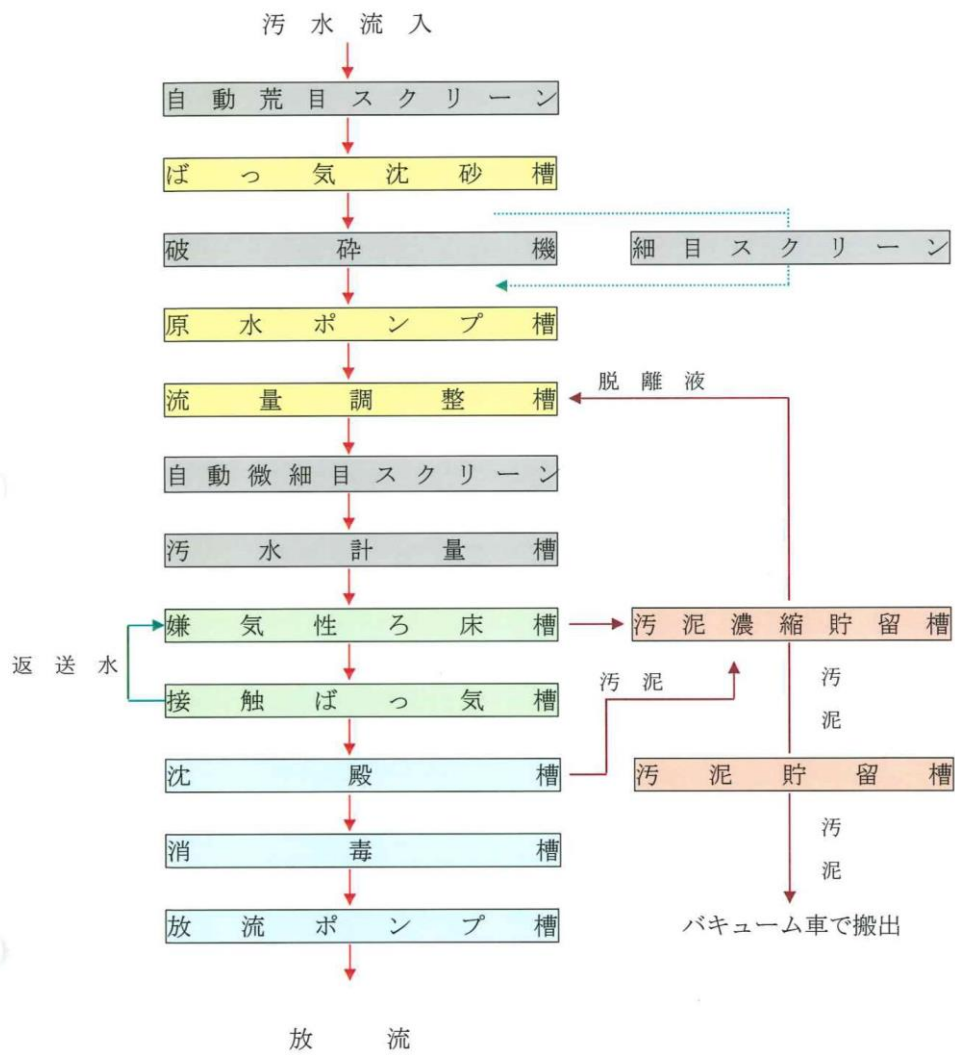


図1 処理工程フロー

## 1. 処理施設概要

本処理施設は、農業集落排水処理事業による排水処理施設で、ウルグアイ・ラウンド対策事業地区にも指定されている。平成9年より供用を開始し、令和8年4月で29年を迎える。

処理方式としては、流量調整槽を前置した嫌気ろ床併用接触ばっ気方式を採用し、監視通報装置（水神）により、異常・警報発生時においても迅速な対応を行うことができる。

表1. 処理施設概要

処理対象人員	800人
処理区域	565ha
処理能力	216 m <sup>3</sup>
処理方式	JARUS III型 流量調整槽前置嫌気ろ床併用接触ばっ気方式
脱臭方式	腐食土壌方式
中継ポンプ場	12箇所
計画水質	流入 BOD 200mg/ℓ 放流 BOD 20mg/ℓ

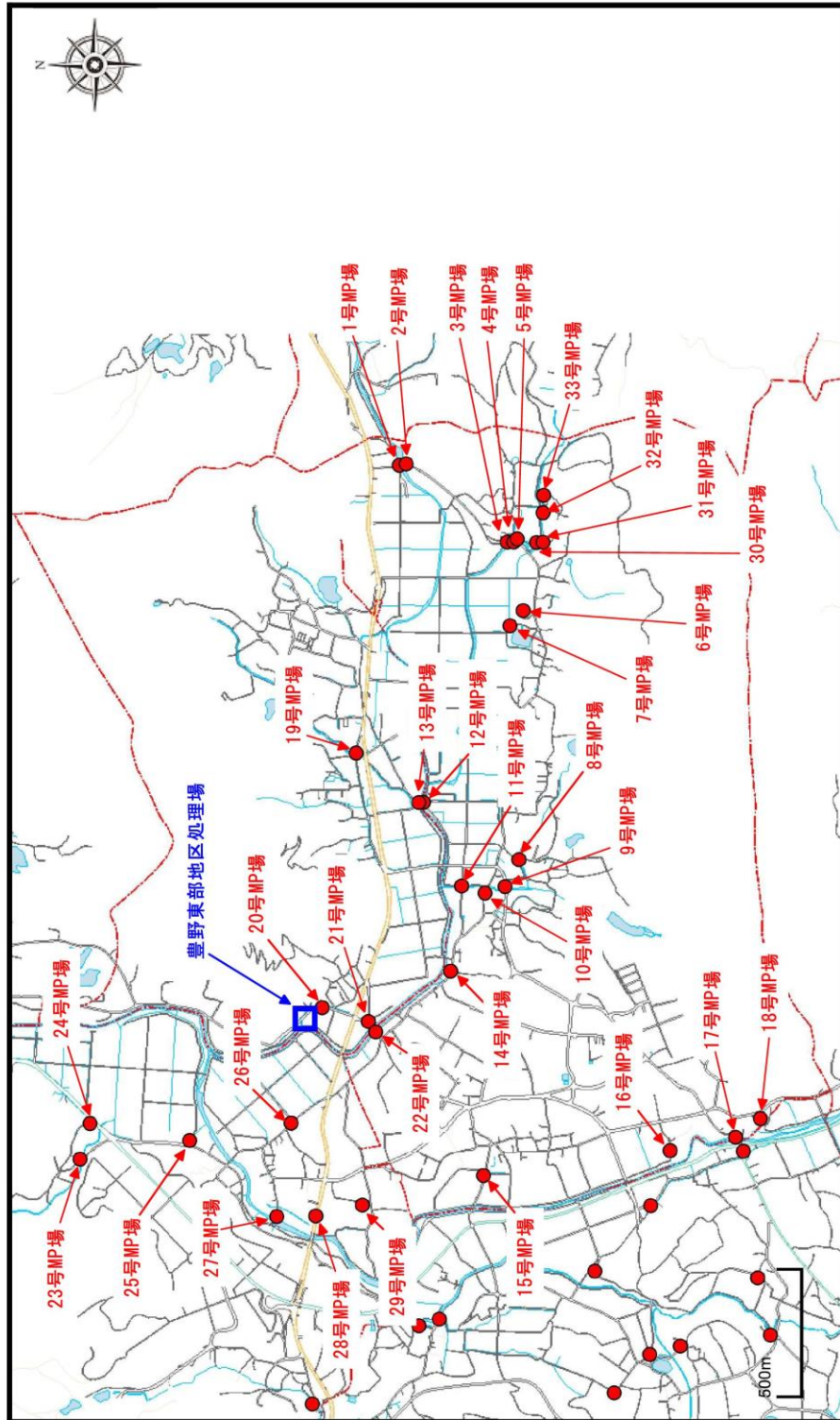
## 2. 処理工程

本処理施設の処理は以下の通りで、処理の流れを次頁図に示す。

- ① 汚水はスクリーン、ばっ気沈砂槽及び破砕機等の前処理設備により、砂やゴミを取り除く。
- ② 流量調整槽に移送された汚水は汚水計量槽で水量を平均化し、嫌気性ろ床槽及び接触ばっ気槽において、生物学的な処理方法により汚濁物質を取り除く。
- ③ 沈殿槽で浮遊物質を沈殿分離し、この上澄水が消毒槽で消毒後、放流される。

また処理水の一部は JARUS III 型の特徴である、接触ばっ気槽から嫌気ろ床槽に返送される。嫌気ろ床槽、接触ばっ気槽、沈殿槽の堆積汚泥及び、嫌気ろ床槽のスカムは汚泥濃縮貯留槽、汚泥貯留槽に貯留し、バキューム車により搬出する。

# 豊野東部地区農集



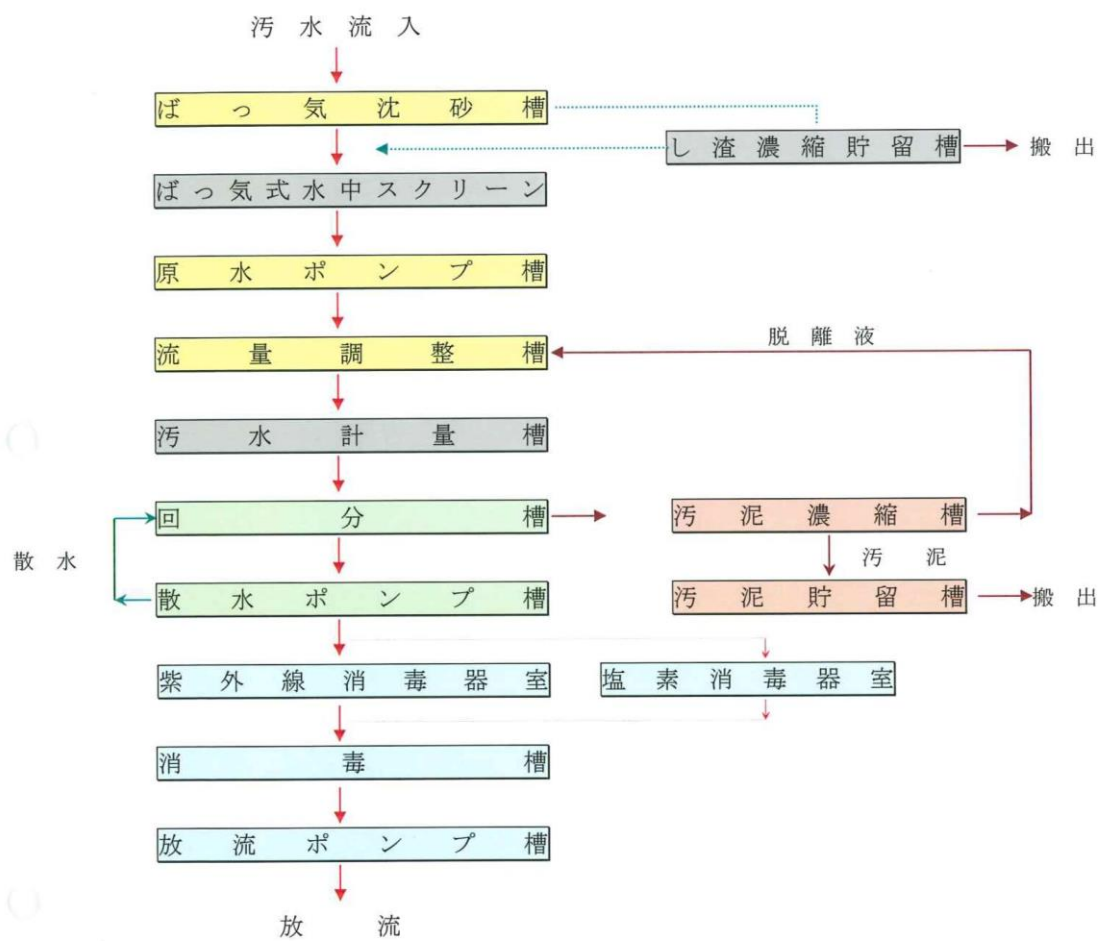


図1 処理工程フロー

## 1. 処理施設概要

本処理施設は、農業集落排水処理事業による排水処理施設で、平成 14 年 8 月より供用を開始し、令和 8 年 8 月で 24 年を迎える。

処理方式は、回分式活性汚泥方式を採用している。

さらに、コンピューターによる監視システムにより、異常・警報発生時においても迅速な対応を行うことができる。

表 1. 処理施設概要

処理対象人員	2,770 人
処理能力	748 m <sup>3</sup> /日
処理方式	JARUS-XI <sub>96</sub> 型 回分式活性汚泥方式
中継ポンプ場	33 箇所
計画水質	流入 BOD 200mg/ℓ SS 200mg/ℓ 放流 BOD 20mg/ℓ SS 20mg/ℓ

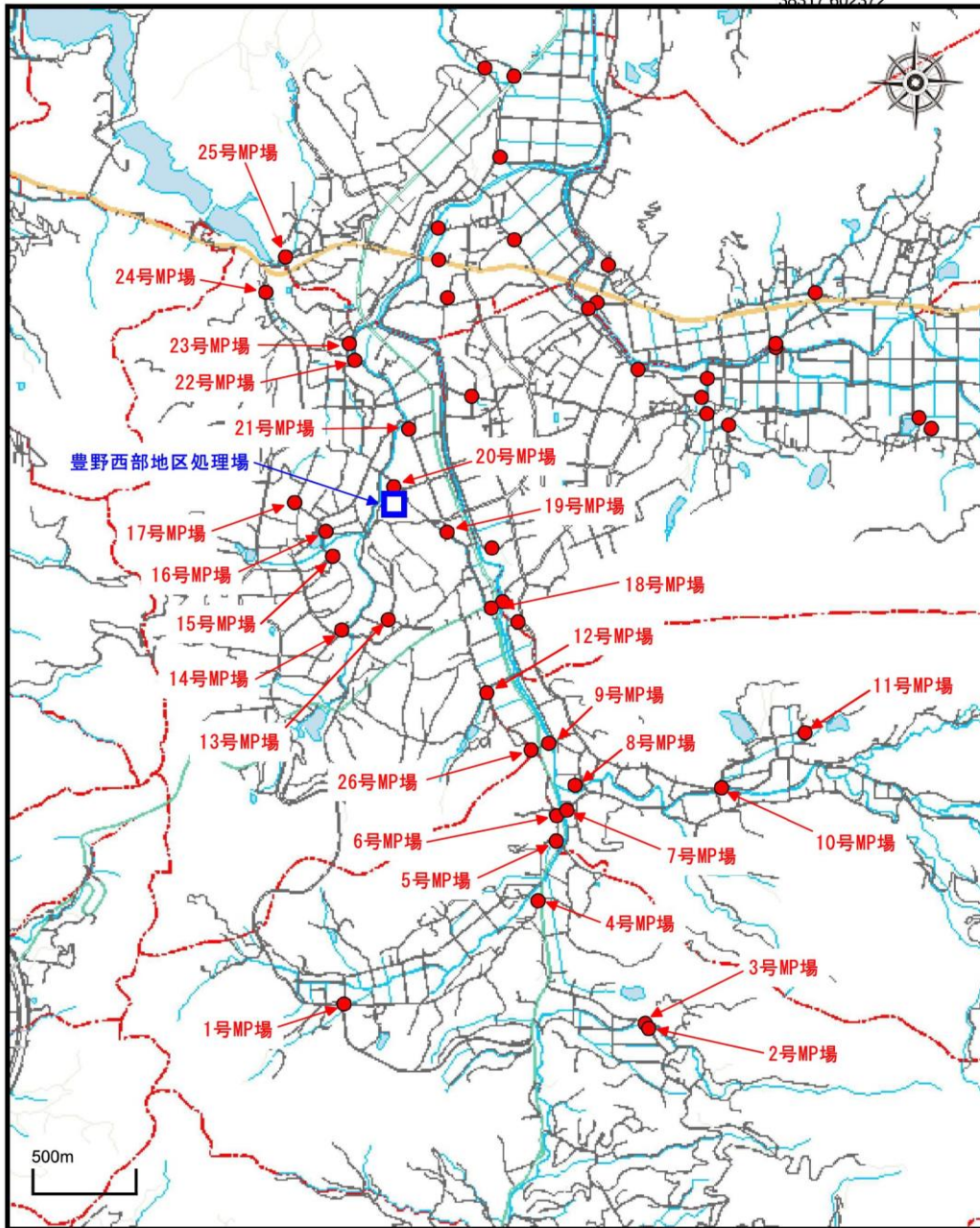
## 2. 処理工程

本処理施設の処理工程は以下の通りで、処理の流れを図 1 に示す。

- ① 前処理設備である、ばっ気沈砂槽及びスクリーンにより、砂やゴミを取り除く。
- ② 流量調整槽に移送された汚水は、汚水計量槽で水量を平均化する。
- ③ 回分槽に流入した汚水をばっ気攪拌し、槽内の活性汚泥により、有機物を酸化分解する。
- ④ ばっ気を停止し、活性汚泥を沈殿させた後に、上澄水を消毒槽へ排出する。
- ⑤ 上澄水は紫外線消毒装置により殺菌後、放流される。

回分槽の余剰汚泥は、汚泥引抜きポンプにより引き抜かれ、汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽に貯留した後、バキューム車で、し尿処理施設へ搬出する。

# 豊野西部地区農集



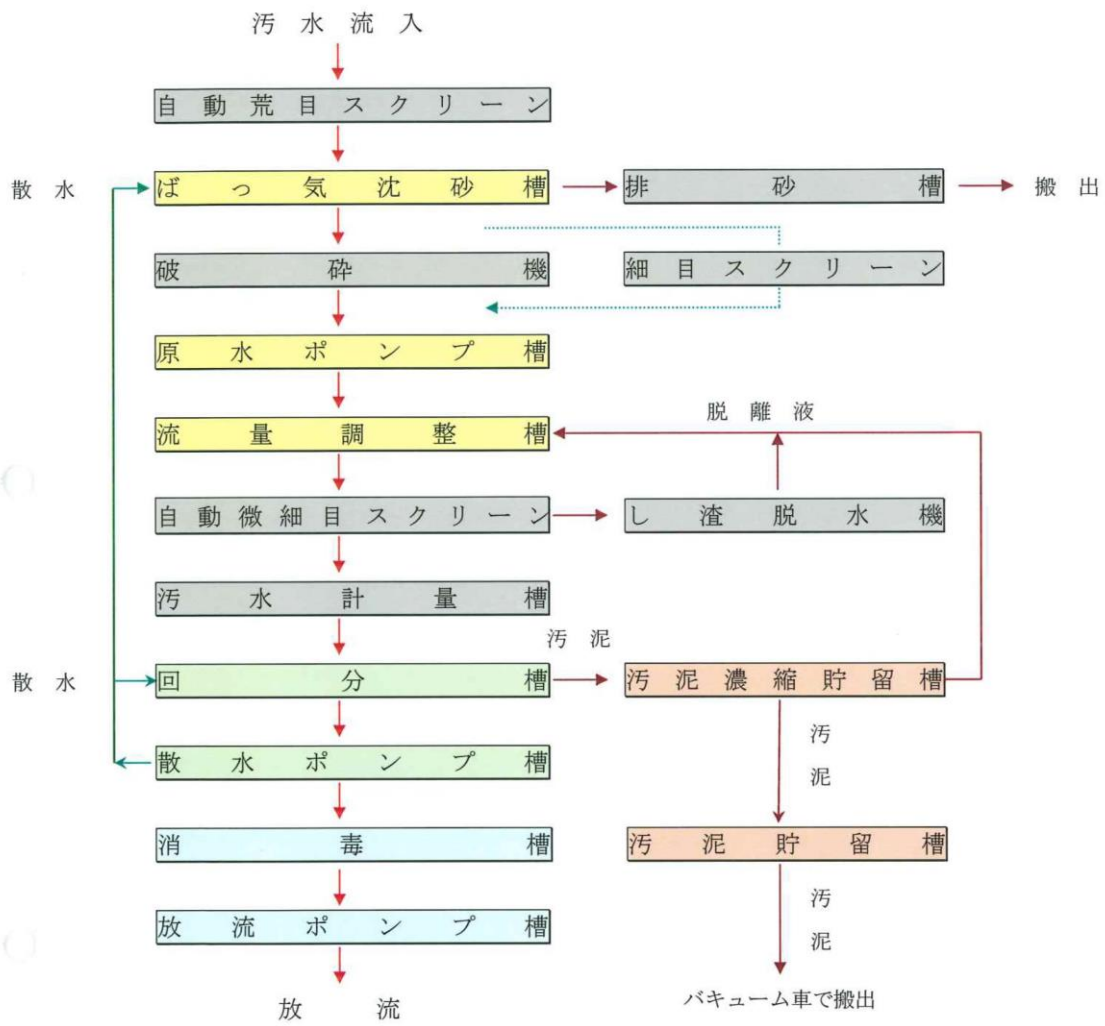


図1 処理工程フロー

## 1. 処理施設概要

本処理施設は、農業集落排水処理事業による排水処理施設で、平成 13 年 7 月より供用を開始し、令和 8 年 7 月で 25 年を迎える。

処理方式は、回分式活性汚泥方式を採用している。

さらに、コンピューターによる監視システムにより、異常・警報発生時においても迅速な対応を行うことができる。

表 1. 処理施設概要

処理対象人員	2,220 人
処理能力	600 m <sup>3</sup>
処理方式	JARUS-XI 型 回分式活性汚泥方式
中継ポンプ場	25 箇所
計画水質	流入 BOD 200mg/ℓ 放流 BOD 20mg/ℓ

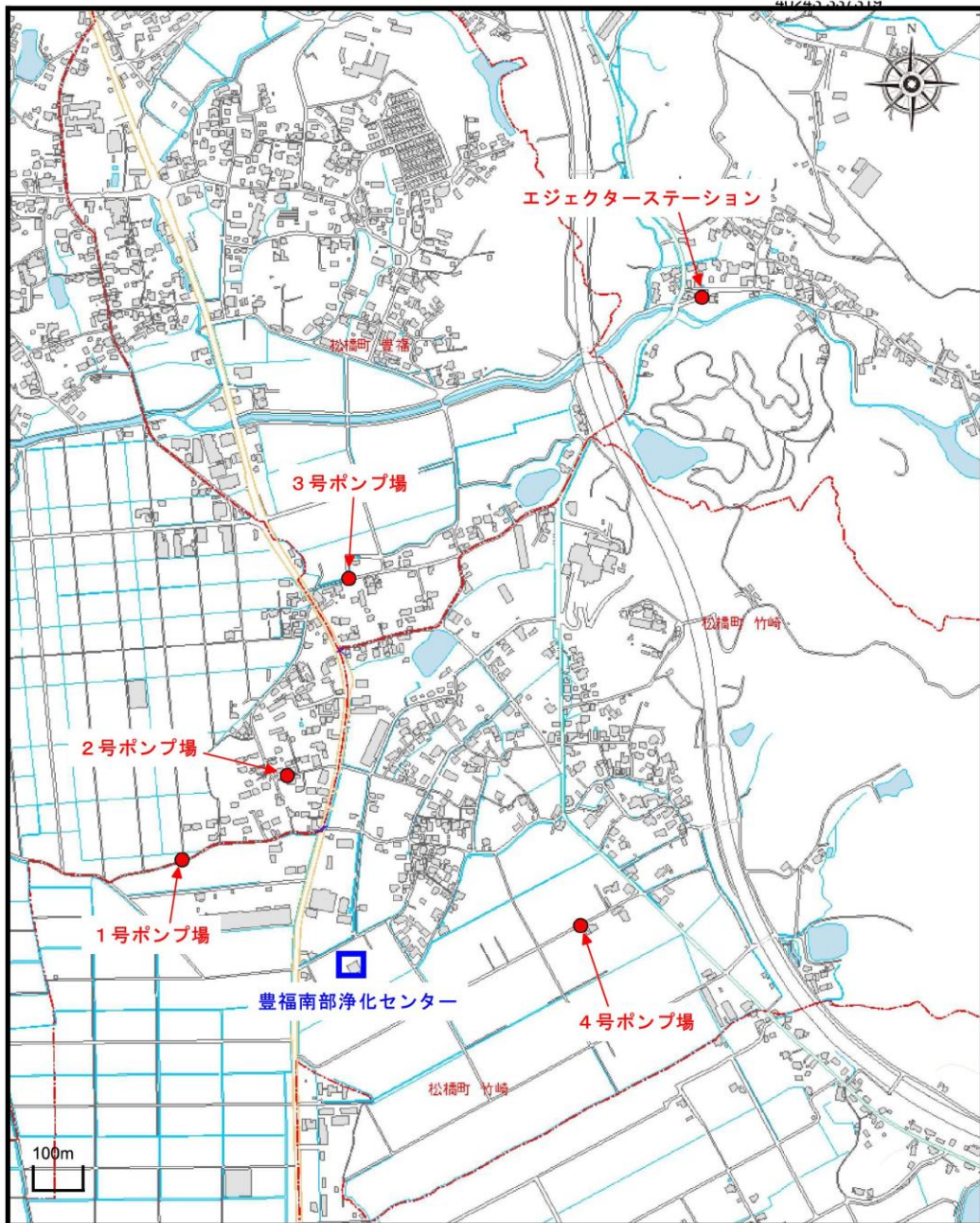
## 2. 処理工程

本処理施設の処理工程は以下の通りで、処理の流れを図 1 に示す。

- ① ばっ気沈砂槽及び破砕機等の前処理設備により、砂やゴミを取り除く。
- ② 流量調整槽に移送された汚水は、汚水計量槽で水量を平均化する。
- ③ 回分槽に流入した汚水をばっ気攪拌し、槽内の活性汚泥により、有機物を酸化分解する。
- ④ ばっ気を停止し、活性汚泥を沈殿させた後に、上澄水排出装置により上澄水を消毒槽へ排出する。
- ⑤ 上澄水は紫外線消毒装置により殺菌後、放流される。

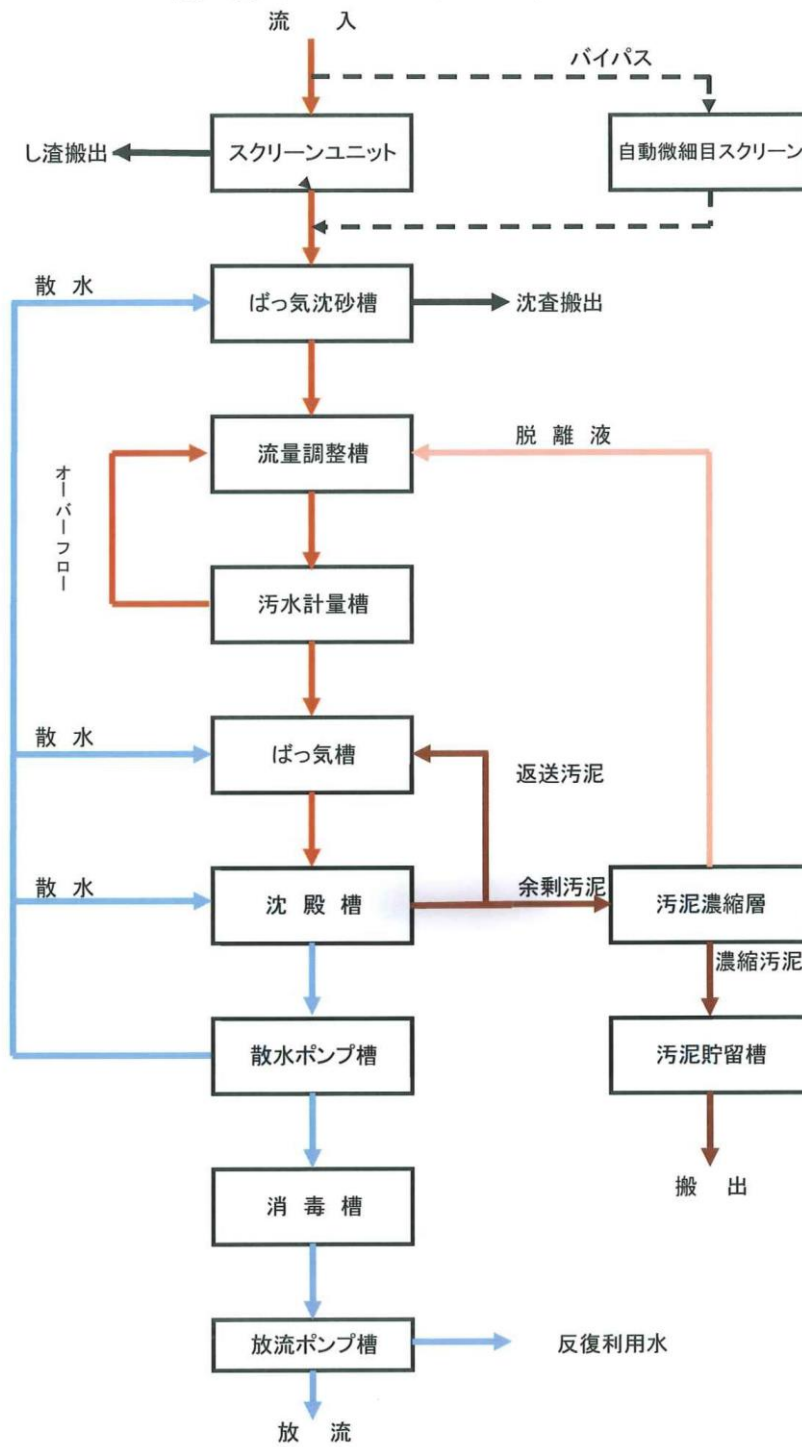
回分槽の余剰汚泥は、汚泥引抜きポンプにより引き抜かれ、汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽に貯留した後、パキューム車で、し尿処理施設へ搬出する。

# 豊福南部地区農集



# 処理フローシート

図 1



## 1、 処理施設概要

当浄化センターは、平成25年4月より供用を開始し、13年目を迎えています。  
豊福南部地区の公共水域の保全、環境整備を目的として建設されました。  
処理水は湯水時、農業用水としての使用も計画されており、1年を通して安定した処理を目指しています。

表 1

処理対象人口	2,100人
処理能力	567m <sup>3</sup> /日
処理方式	JARASU-XIVG型 連続流入間欠ばっ気方式
中継ポンプ場	4か所
真空流送システム	真空弁25カ所（内田地区） エジェクタステーション 1か所
流入水量（R5年度）	133158 m <sup>3</sup> /年
汚泥搬出量	526.5 t/年

## 2、 処理工程

本処理施設の処理工程は以下の通りで、処理の流れを図1に示す。

- ① スクリーンユニット、ばっ気沈砂槽等の前処理設備により、ゴミ、砂を取り除く
- ② 流量調整槽に一時的に汚水を貯留し水量、水質の変動を平均化し曝気槽へ送る。
- ③ 曝気槽に流入した汚水を間欠ばっ気し、槽内を好気状態と嫌気状態（無攪拌）にする事により、効果的に有機物を除去し沈殿槽へ送る。
- ④ 沈殿槽にて混合液を静置し、汚泥を沈降させ、固液分離を行い、清澄な処理水を得る。沈降した汚泥は、返送汚泥として曝気槽に、その他余剰汚泥として濃縮層で濃縮しその後貯留槽で系外搬出迄貯留する。
- ⑤ 清澄な処理水は塩素剤により消毒を行い放流する。
- ⑥ 汚泥貯留槽の汚泥は、バキューム車にて環境センターKIREKAへ搬出する。

別紙9 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場施設概要

(第6章 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務に関する要求水準)

高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場施設概要を以下に示す。

別表46 高良雨水ポンプ場施設概要

高良雨水ポンプ場		宇城市不知火町高良地内
ポンプ設備		(株) ミゾタ
1・2号	横軸水中斜流ポンプ (着脱式 全速全水位型)	φ700mm×110kW・2台
		吐出量1.00m <sup>3</sup> /s
		全揚程6.7m
3号	横軸水中斜流ポンプ (着脱式 全速全水位型)	φ500mm×75kW・1台
		吐出量0.60m <sup>3</sup> /s
		全揚程6.4m

別表47 大野仮設ポンプ施設概要

大野仮設ポンプ施設		宇城市松橋町大野地内
ポンプ設備		帝国繊維(株)
油圧駆動ポンプ		HFS HydroSub 150・1台
		口径φ250mm
		150kW以上(160kW)
		排水能力:1台:0.25m <sup>3</sup> /min、3台: 0.75m <sup>3</sup> /min
		揚程:0.05MPa以上(45,000L/min時、3基合計)

別表48 曲野仮設ポンプ施設概要

曲野仮設ポンプ施設		宇城市松橋町曲野地内
ポンプ設備		帝国繊維(株)
油圧駆動ポンプ		HFS HydroSub 150・1台
		口径φ250mm
		150kW以上(160kW)
		排水能力:1台:0.25m <sup>3</sup> /min、3台: 0.75m <sup>3</sup> /min
		揚程:0.05MPa以上(45,000L/min時、3基合計)

## 別紙 10 改築実施設計想定数量（参考値）

（第 8 章 施設更新計画策定及び実施設計等業務に関する要求水準）

別表 4 9 改築実施設計数量（参考値）

区分	全体延長（k m）	設計延長（k m）	改築必要想定割合
水道	4 9 2 . 6	1 4 7 . 8	3 0 %
簡易水道	1 1 3 . 9	3 4 . 2	3 0 %
公共下水道	1 5 4 . 1	4 6 . 2	3 0 %
八代北部流域関連公 共下水道	6 9 . 9	2 1 . 0	3 0 %

別表 5 0 松橋不知火浄水管理センター改築計画

工種	名称	グループ名	備考	計画期間 (5カ年)					計画期間 (5カ年)					計画期間 (5カ年)				
				2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
				R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
建築	管理棟 (建築)	管理棟_建築																
土木	管理棟 (土木)	管理棟_土木	現状改築予定なし															
耐震	管理棟	管理棟_耐震																
電気	自家発電設備	自家発_電気																
電気	中央監視設備	中央監視_電気																
電気	受変電設備	受変電_電気																
建築	沈砂池ポンプ棟 (建築)	沈砂池ポンプ棟_建築																
土木	沈砂池ポンプ棟 (土木)	沈砂池ポンプ棟_土木																
耐震	沈砂池ポンプ棟	沈砂池ポンプ棟_耐震																
機械	沈砂池ポンプ棟	沈砂池ポンプ棟_機械																
電気	沈砂池ポンプ棟	水処理運転操作_電気																
土木	導水渠 (独立管廊)	管廊_土木																
耐震	導水渠 (独立管廊)	管廊_耐震	現状改築予定なし															
建築	最初沈殿池	最初沈殿池_建築																
土木	最初沈殿池	最初沈殿池_土木																
耐震	最初沈殿池	最初沈殿池_耐震																
機械	最初沈殿池	最初沈殿池_機械																
電気	最初沈殿池	水処理運転操作_電気																
仮設	反応槽・最終沈殿池	反応槽・初沈_仮設																
土木	エアレーションタンク	No.1	1系反応タンク_土木															
耐震	エアレーションタンク		1系反応タンク_耐震															
機械	エアレーションタンク		1系反応タンク_機械															
電気	エアレーションタンク		水処理運転操作_電気															
建築	塩素棟																	
土木	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
耐震	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
機械	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
電気	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
土木	エアレーションタンク	No.2	2系反応タンク_土木															
耐震	エアレーションタンク		2系反応タンク_耐震															
機械	エアレーションタンク		2系反応タンク_機械															
電気	エアレーションタンク		水処理運転操作_電気															
土木	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
耐震	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
機械	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
電気	最終沈殿池・塩素接触タンク																	
建築	汚泥処理棟 (建築)																	
土木	汚泥処理棟 (土木)																	
耐震	汚泥処理棟																	
機械	汚泥処理棟																	
電気	汚泥処理棟																	
事業費合計																		

ストマネ計画における改築予定年度を示す。

## 別紙 1 1 水質検査項目及び分析方法

### 1 公共下水道

#### (1) 放流水 2 3 項目

	分析項目	分析方法
1	水素イオン濃度 (pH)	下水の水質の検定方法等に関する省令 (以下「省令」という。) 第8条第1号に定める方法
2	BOD	省令第8条第2号に定める方法
3	COD	日本工業規格に定める方法
4	浮遊物質 (SS)	省令第8条第3号に定める方法
5	大腸菌数	省令第6条に定める方法
6	トリクロロエチレン	省令第8条第18号に定める方法
7	テトラクロロエチレン	省令第8条第19号に定める方法
8	ジクロロメタン	省令第8条第20号に定める方法
9	四塩化炭素	省令第8条第21号に定める方法
10	1. 2-ジクロロエタン	省令第8条第22号に定める方法
11	1. 1-ジクロロエチレン	省令第8条第23号に定める方法
12	シス-1・2-ジクロロエチレン	省令第8条第24号に定める方法
13	1. 1. 1-トリクロロエタン	省令第8条第25号に定める方法
14	1. 1. 2-トリクロロエタン	省令第8条第26号に定める方法
15	1. 3-ジクロロプロペン	省令第8条第27号に定める方法
16	チウラム	省令第8条第28号に定める方法
17	シマジン	省令第8条第29号に定める方法
18	チオベンカルブ	省令第8条第30号に定める方法
19	ベンゼン	省令第8条第31号に定める方法
20	セレン及びその化合物	省令第8条第32号に定める方法
21	1. 4-ジオキサン	省令第8条第35号に定める方法
22	溶存酸素量 (DO)	日本工業規格に定める方法
23	ヨウ素消費量	省令第7条に定める方法
	予定回数	2回/年

## (2) 放流水 19 項目

	分析項目	分析方法
1	フェノール類含有量	省令第 8 条第 36 号に定める方法
2	銅含有量	省令第 8 条第 37 号に定める方法
3	亜鉛含有量	省令第 8 条第 38 号に定める方法
4	溶解性鉄含有量	省令第 8 条第 39 号に定める方法
5	溶解性マンガン含有量	省令第 8 条第 40 号に定める方法
6	クロム含有量	省令第 8 条第 41 号に定める方法
7	カドミウム及びその化合物	省令第 8 条第 9 号に定める方法
8	シアン化合物	省令第 8 条第 10 号に定める方法
9	有機燐化合物	省令第 8 条第 11 号に定める方法
10	鉛及びその化合物	省令第 8 条第 12 号に定める方法
11	六価クロム化合物	省令第 8 条第 13 号に定める方法
12	砒素及びその化合物	省令第 8 条第 14 号に定める方法
13	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	省令第 8 条第 15 号に定める方法
14	アルキル水銀化合物	省令第 8 条第 16 号に定める方法
15	ポリ塩化ビフェニル	省令第 8 条第 17 号に定める方法
16	ほう素及びその化合物	省令第 8 条第 33 号に定める方法
17	ふっ素及びその化合物	省令第 8 条第 34 号に定める方法
18	リン酸イオン	日本工業規格に定める方法
19	陰イオン界面活性剤	日本工業規格に定める方法
	予定回数	12 回／年（1 回／月）

## (3) 放流水 8 項目

	分析項目	分析方法
1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	省令第 8 条第 6 号に定める方法
2	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	省令第 8 条第 6 号に定める方法
3	窒素含有量	省令第 8 条第 7 号に定める方法
4	燐含有量	省令第 8 条第 8 号に定める方法
5	亜硝酸性窒素	環境庁告示第 64 号 27 に定める方法
6	硝酸性窒素	環境庁告示第 64 号 27 に定める方法
7	アンモニア性窒素	環境庁告示第 64 号 27 に定める方法
8	有機性窒素	日本工業規格に定める方法
	予定回数	24 回／年（2 回／月）

## (4) 流入水 2 項目

	分析項目	分析方法
1	全窒素含有量	省令第 8 条第 7 号に定める方法
2	全リン含有量	省令第 8 条第 8 号に定める方法
	予定回数	1 2 回/年 (1 回/月)

## (5) 脱水汚泥溶出試験 2 6 項目

	分析項目	分析方法
1	アルキル水銀化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
3	カドミウム又はその化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
4	鉛又はその化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
5	有機リン化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
6	六価クロム化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
7	砒素又はその化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
8	シアン化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
9	ポリ塩化ビフェニル	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 0	トリクロロエチレン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 1	テトラクロロエチレン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 2	ジクロロメタン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 3	四塩化炭素	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 4	1. 2-ジクロロエタン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 5	1. 1-ジクロロエチレン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 6	シス-1. 2-ジクロロエチレン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 7	1. 1. 1-トリクロロエタン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 8	1. 1. 2-トリクロロエタン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
1 9	1・3-ジクロロプロペン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2 0	チウラム	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2 1	シマジン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2 2	チオベンカルブ	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2 3	ベンゼン	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2 4	セレン又はその化合物	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2 5	1. 4-ジオキサソ	環境庁告示 1 3 号に定める方法
2 6	含水率	環境庁告示 1 3 号に定める方法
	予定回数	1 回/年

## (6) 脱水汚泥含有試験 10 項目

	分析項目	分析方法
1	クロム	肥料分析法に定める方法
2	シアン化合物	日本工業規格に定める方法
3	有機燐化合物	環境庁告示 64 号に定める方法
4	鉛	肥料分析法に定める方法
5	六価クロム化合物	日本工業規格に定める方法
6	アルキル水銀化合物	環境庁告示 59 号に定める方法
7	ポリ塩化ビフェニル	環境庁告示 59 号に定める方法
8	トリクロロエチレン	日本工業規格に定める方法
9	テトラクロロエチレン	日本工業規格に定める方法
10	ニッケル	肥料分析法に定める方法
	予定回数	1 回／年

## (7) 脱水汚泥含有試験 4 項目

	分析項目	分析方法
1	カドミウム	肥料分析法に定める方法
2	砒素	肥料分析法に定める方法
3	水銀	肥料分析法に定める方法
4	含水率	肥料分析法に定める方法
	予定回数	12 回／年（1 回／月）

## (8) ダイオキシン類分析（水質及び脱水汚泥）

	分析項目	分析方法
1	ダイオキシン類	水質 省令第 8 条第 42 号に定める方法 汚泥 環境省告示 192 号に定める方法
	報告書作成	各 3 部
	予定回数	1 回／年

